

東京都新型インフルエンザ等対策行動計画

令和7（2025）年5月16日



目次

はじめに	1
第1部 基本的な考え方	3
第1章 計画の基本的な考え方	3
第2章 対策の目的等	5
第1節 対策の目的	5
第2節 対策実施上の留意点	7
第3節 対策推進のための役割分担	12
第3章 発生段階等の考え方	17
第4章 対策項目	19
第2部 各対策項目の考え方及び取組	26
第1章 実施体制	26
第1節 準備期	26
第2節 初動期	29
第3節 対応期	33
第2章 情報収集・分析	39
第1節 準備期	39
第2節 初動期	41
第3節 対応期	43
第3章 サーベイランス	45
第1節 準備期	45
第2節 初動期	49
第3節 対応期	51
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	53
第1節 準備期	53
第2節 初動期	59
第3節 対応期	62
第5章 水際対策	68
第1節 準備期	68
第2節 初動期	70
第3節 対応期	73
第6章 まん延防止	75
第1節 準備期	75
第2節 初動期	77
第3節 対応期	78

第7章 ワクチン	92
第1節 準備期	92
第2節 初動期	96
第3節 対応期	97
第8章 医療	101
第1節 準備期	101
第2節 初動期	107
第3節 対応期	109
第9章 治療薬・治療法	118
第1節 準備期	118
第2節 初動期	120
第3節 対応期	122
第10章 検査	125
第1節 準備期	125
第2節 初動期	129
第3節 対応期	131
第11章 保健	133
第1節 準備期	133
第2節 初動期	140
第3節 対応期	142
第12章 物資	151
第1節 準備期	151
第2節 初動期	153
第3節 対応期	154
第13章 都民生活及び都民経済の安定の確保	156
第1節 準備期	156
第2節 初動期	159
第3節 対応期	162
第3部 都政機能を維持するための都の危機管理体制	168
第1章 都における危機管理体制	168
第2章 都政機能の維持	177
用語集	187
参考図	197

はじめに

【東京都新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

令和 2（2020）年 1 月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（C O V I D - 1 9）¹（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機において、東京都（以下「都」という。）は、国・区市町村・近隣県等と連携し、専門家の知見も活用しながら効果的な対策を講ずるとともに、都民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度もの感染の波を乗り越えてきた。

今般の東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）をはじめとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナとの闘いで積み重ねた知見や経験を踏まえ、いつ現れるとも知れない新たな感染症にも揺るがない強じんを持続可能な都市の実現を目指すものである。

本行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

【行動計画の改定概要】

都では、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成 17（2005）年 12 月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成 19（2007）年 3 月に「新型インフルエンザ対応マニュアル」を、また、平成 22（2010）年 3 月に都政の B C P（新型インフルエンザ編）を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成 25（2013）年 4 月に特措法が施行されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等²の発生時における危機管理対応の規範とするべく、平成 25（2013）年 11 月に都が既に策定してきた行動計画等を一本化し、特措法第 7 条に基づき新たな行動計画を作成し、平成 30（2018）年 7 月には治療薬の確保量等の一部改定を行った。

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2（2020）年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

² 特措法第 2 条第 1 号

今般、令和 6（2024）年 7 月に政府行動計画が抜本改定となったことを受け、都においても、行動計画の抜本改定を行うものである。

対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等³だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を 3 期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で課題となった項目を独立させるなど、対策項目をこれまでの 8 項目から政府行動計画に合わせた 13 項目に拡充し、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の開発・実用化に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。

さらに、感染症に係る緊急事態に際して、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、都の初動対応についても本行動計画において明らかにする。

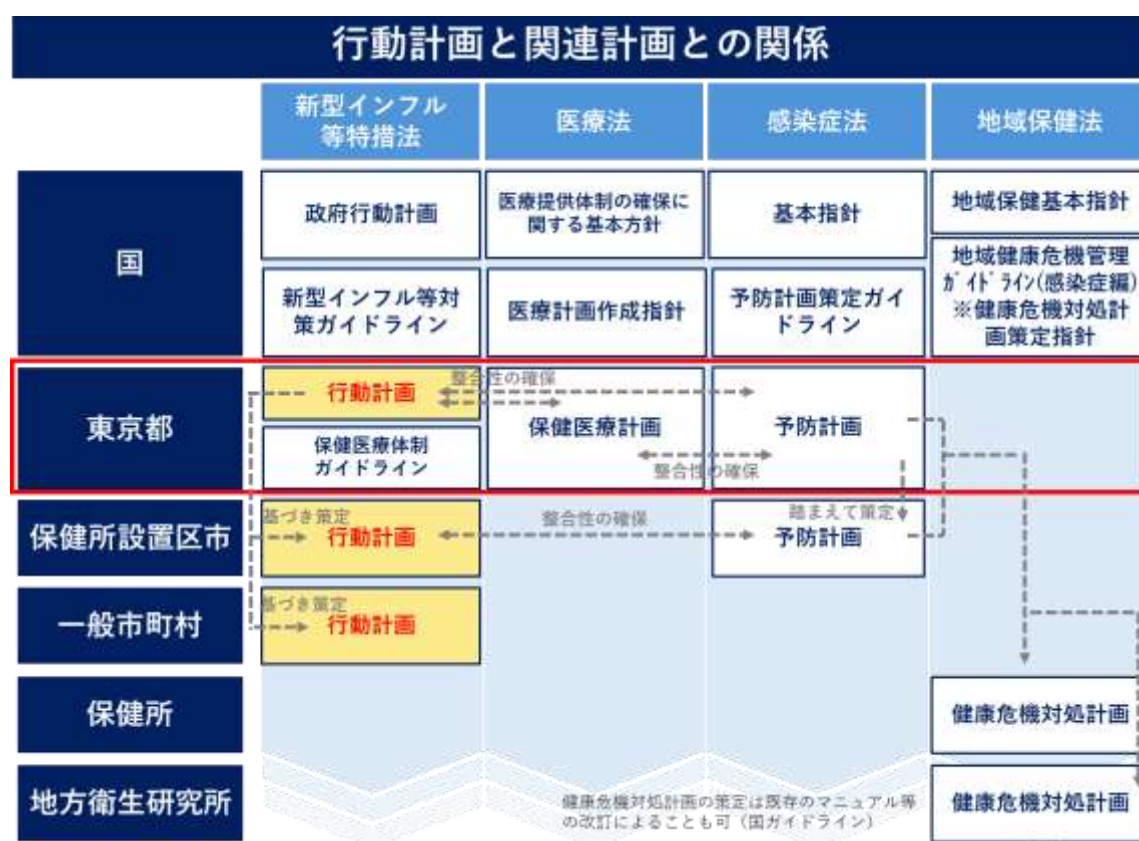
³ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第 4 号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

第1部 基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 根拠

本行動計画は、特措法第7条の規定に基づき策定する計画である。
なお、本行動計画は、予防計画及び医療計画⁴との整合性の確保を図っている⁵。



2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 新型インフルエンザ等感染症⁶

イ 指定感染症⁷（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

⁴ 感染症法第10条第8項。同条第1項に規定する予防計画（都においては「東京都感染症予防計画」）は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画（都においては「東京都保健医療計画」）及び特措法第7条第1項に規定する都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならない。

⁵ 感染症法第10条第8項及び医療法第30条の4第13項

⁶ 感染症法第6条第7項

⁷ 感染症法第6条第8項

ウ 新感染症⁸（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

3 計画の基本的な考え方

- （1）政府行動計画に基づき、都における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や都が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。
- （2）国、都、区市町村、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者及び都民の役割を示し、区市町村や事業者の新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。
- （3）都の地理的な特徴、高い人口密度、国際社会の経済ハブとしての機能、発達した交通網、周辺部からの通勤・通学者の流入、国内・国外からの旅行者の往来等の社会状況、医療提供体制の状況等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。
- （4）新型インフルエンザ等への対策と併せて新型コロナ対応の具体例を掲載することで、新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を都のみならず、関係機関や都民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

4 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、都や関係機関、都民等について、平時から教育・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

5 計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、学識経験者（感染症又は法律）、医療関係団体、弁護士、事業者団体、労働者団体、保健所等の代表等からなる「東京都新型インフルエンザ等対策有識者会議」に意見を聴き、行う。

⁸ 感染症法第6条第9項

第2章 対策の目的等

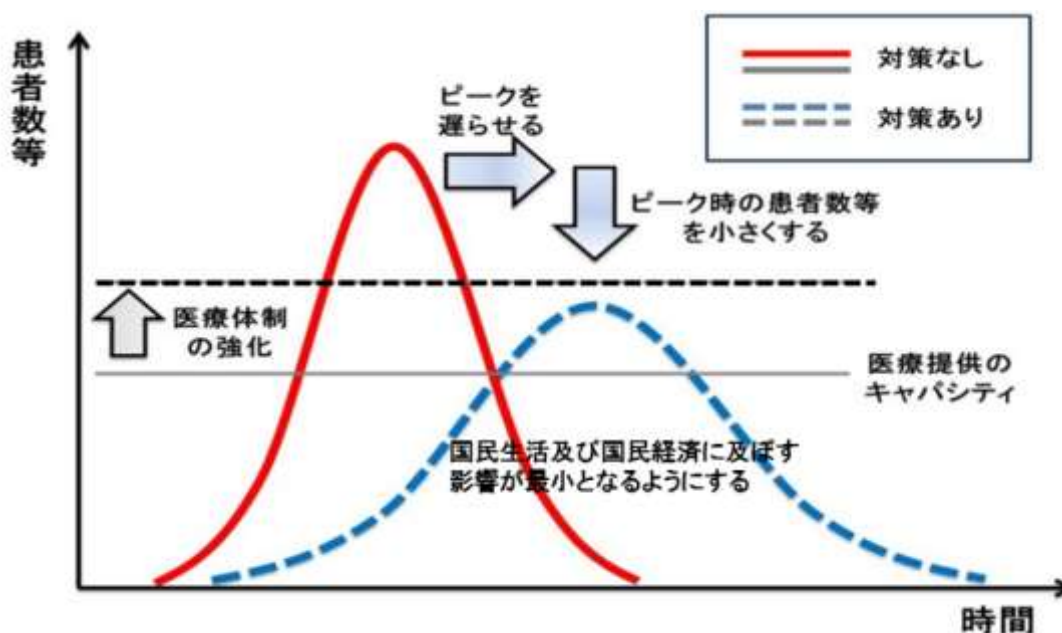
第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく⁹。

1 感染拡大の抑制、都民の生命及び健康の保護

- (1) 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

<対策の概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

⁹ 特措法第1条

2 都民生活及び都民経済に及ぼす影響の最小化

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による都民生活及び都民経済への影響を軽減する。
- (2) 都民生活及び都民経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は都民生活及び都民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 対策実施上の留意点

都は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針又は本行動計画に基づき、国、区市町村・指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（１）から（５）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、迅速かつ効率的な情報収集・共有、分析のための基盤となるDXの推進等を行う。

（１）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（２）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（３）関係者や都民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や都民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（４）医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション¹⁰等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

¹⁰ リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念

(5) DXの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減（システムへの入力作業の負担を含む。）、医療関連情報の有効活用、国と都及び区市町村の連携の円滑化等を図るためのDXの推進や人材育成を進める。

なお、DXの推進に当たっては、AI（人工知能）技術などの新技術の進展や普及状況も注視しながら、関係者間の迅速かつ効率的な情報共有体制の整備や現場の負担軽減に資する技術の活用、システム開発等を検討していく。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止対策に当たっては、社会経済活動とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有とにより都民生活及び都民経済への影響を軽減させるとともに、都民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、感染状況等に応じ感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えとを円滑に行い、都民の生命及び健康の保護と都民生活及び都民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたりスク評価を考慮し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からそのためのデータ収集の仕組みや適時適切なりスク評価の仕組みを構築する。

(2) 医療提供体制と都民生活及び都民経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、各段階における医療提供体制で対応できるレベルに感染規模を収めるべく感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。注意深く実施するリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける都民や事業者を含め、都民生活や都民経済等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(5) 都民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、都民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及させ、子供を含め様々な年代の都民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、都民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける都民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

都は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、都民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする¹¹。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、都民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する^{ひぼう}誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても都民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

¹¹ 特措法第5条

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

府県対策本部、都対策本部¹²及び区市町村対策本部¹³は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

区市町村から都に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、都はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う¹⁴。

また、九都県市（都並びに埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）でも、連携した取組を実施する。

6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等¹⁵における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

都は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、区市町村を中心に避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。また、発災時には、都は、区市町村と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

¹² 特措法第22条及び東京都新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第29号）

¹³ 特措法第34条

¹⁴ 特措法第24条第1項及び第36条第2項

¹⁵ 入所系施設及び多くの者が共同で生活する施設等の利用者の緊急的な移動が困難で、施設内で感染症患者が発生した際にハイリスクな施設を想定

8 記録の作成や保存

都は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、都対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、これを公表する。

第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、区市町村、医療機関、事業者、都民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、東京都一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、都民生活及び都民経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する¹⁶。また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める¹⁷とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める¹⁸。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議¹⁹（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議²⁰（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

¹⁶ 特措法第3条第1項

¹⁷ 特措法第3条第2項

¹⁸ 特措法第3条第3項

¹⁹ 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）」に基づき開催

²⁰ 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）」に基づき開催

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議²¹（以下「推進会議」という。）等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

3 都

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応とが求められる。

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、都は、特別区及び保健所を設置する市（以下「保健所設置区市」という。）、感染症指定医療機関²²、東京都医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会²³等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

²¹ 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

²² 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、政府行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

²³ 感染症法第10条の2

4 区市町村

区市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害者等の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都や近隣の区市町村と緊密な連携を図る。

なお、保健所設置区市については、感染症法においては、まん延防止に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められていることから、当該自治体が設置する保健所や地方衛生研究所等の対応能力の確保等について計画的に準備を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年度、東京都感染症対策連携協議会において都区市間で共有し、国に報告するなど、進捗確認を行う。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

都と保健所設置区市とは、まん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく²⁴。

5 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等²⁵の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

²⁴ 平時においては、以下のような方策を講ずることが必要である。

- ・ 行動計画を作成する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、他の地方公共団体の意見を聴く（特措法第7条第4項）等の特措法に定められる連携方策を確実に実施すること。

また、行動計画案の作成の際、あらかじめ学識経験者の意見を聴く（特措法第7条第3項）ための場を設けるに当たって、区市町村の代表者の参加等、特措法上の連携方策以外にも都と保健所設置区市が連携して対策を講ずるための方策もある。

- ・ 都内の保健所設置区市も含めた他の地方公共団体と共同での訓練の実施に努めること（特措法第12条第1項）。

²⁵ 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第2条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

6 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき²⁶、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

7 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める²⁷。

8 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

都民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる²⁸ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

9 都民

都民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよ

²⁶ 特措法第3条第5項

²⁷ 特措法第4条第3項

²⁸ 特措法第4条第1項及び第2項

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第3節 対策推進のための役割分担

う努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める²⁹。

²⁹ 特措法第4条第1項

第3章 発生段階等の考え方

1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）とに大きく分けた構成とする。

2 各段階の概要

（1）準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、水際対策³⁰の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、都民に対する啓発や都・企業による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

（2）初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性³¹、感染性、薬剤感受性³²等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

（3）対応期（B,C-1,C-2,D）

対応期については、以下の四つの時期に区分する。

- ・封じ込めを念頭に対応する時期（B）

³⁰ 水際対策は、飽くまでも国内への病原体の侵入をできる限り遅らせる効果を期待して行われるものであり、病原体の国内侵入を完全に防ぐための対策ではない。

³¹ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。

なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

³² 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

- ・病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

<発生段階及び各段階の概要>

段階	区分	区分の説明	概要
準備期	－	発生前の段階	・水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、都民に対する啓発や都・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
	A	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	・感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	・政府対策本部の設置後、都内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	C-1	病原体の性状等に応じて対応する時期	・感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	・ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	・最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

第4章 対策項目

1 主な対策項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、都民の生命及び健康を保護する」こと及び「都民生活及び都民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の13項目を行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ⑪ 保健
- ⑫ 物資
- ⑬ 都民生活及び都民経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である 13 項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑬までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は都民の生命及び健康、都民生活及び都民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や都民・事業者の協力の下、国や区市町村、近隣自治体とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、都民の生命及び健康を保護し、都民生活及び都民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。その際、東京感染症対策センター（以下「東京 i C D C」という。）³³の専門家による科学的知見や、東京都感染症医療体制戦略ボード³⁴（以下「戦略ボード」という。）による医療現場の状況を踏まえた助言等を得ながら、効果的に対策を推進する。

② 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて都民生活及び都民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症（発生状況や病原体の特徴等）及び医療の状況等の情報収集・分析並びにリスク評価を実施するとともに、都民生活及び都民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し

³³ Tokyo Center for Infectious Diseases Prevention and Control の略。感染症に関わる様々な領域において、調査・分析、情報収集・発信などを行う専門家のネットワーク。専門家の視点から、都の感染症対策全般について助言を実施。エビデンスに基づく助言や国内外の研究機関等とのネットワーク構築を担う「専門家ボード」のほか、特定の事項を検討する「タスクフォース」を設置

³⁴ 救急医療又は感染症医療に精通した医師等から構成され、未知の感染症を含むあらゆる感染症に係る全般的な医療提供体制について、都の要請に基づき助言を実施

考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

③ サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築を行うとともに、平時のサーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜^{さくそう}しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、都民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、都民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、都は、平時から、都民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

⑤ 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、国は、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保する。

国による検疫措置の強化や入国制限等の水際対策の決定に当たっては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、その内容が検討され、実施される。また、検疫所は、施設が所在する地方公共団体（都道府県及び保健所設置区市）とも平時から緊密に連携を図り、検疫法（昭和26年法律

第201号)に基づく隔離・停留等の措置の円滑な実施に備える。

なお、新型インフルエンザ等の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、強力な水際対策が実施される必要があるが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した水際対策について、実施方法の変更、縮小や中止等の見直しが行われることが重要である。

⑥ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、都民生活及び都民経済への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、政府対策本部は、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置の公示を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

⑦ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、都民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。都及び区市町村は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、都及び区市町村においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑧ 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延し、かつ人々の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療提供体制の確保は、健康被害を最小限にとどめ、都民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から、予防計画及び医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、都民の生命及び健康を保護する。

⑨ 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬の開発・実用化等と治療法の確立は重要な位置付けのものとなる。

新型インフルエンザ等の発生時に治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要であり、国が主体となって、平時から、大学等の研究機関や製薬企業等の研究開発力向上のための施策を講じ、人材の育成・確保や技術の維持向上を図るとともに、治療薬の開発が必要な感染症（重点感染症³⁵）に対する情報収集・分析を行い、未知の感染症も念頭に置いた研究開発を推進する。国は、新型インフルエンザ等の発生時に、平時に整備した研究開発体制を活用し、速やかに治療薬の実用化に向けた取組を実施する。

³⁵ 重点感染症は、公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等（MCM）の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。将来の新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬品等の対策を実施する。

また、国は、新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時から製造能力の強化等を図るとともに、都は、国や関係機関と連携し、医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに体制が構築できるよう必要な準備・訓練等を行う。

⑩ 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。このため、新型インフルエンザ等の発生時に必要な検査が円滑に実施される必要があり、平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生当初から研究開発や検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要である。また、状況の変化に合わせて、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要である。

⑪ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、区市町村の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ、平時から東京都感染症対策連携協議会等の活用等を通じて主体的に対策を講ずる必要がある。

効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所及び地方衛生研究所等は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から都に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

保健所及び地方衛生研究所等は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等

の業務負荷の急増が想定される。このため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ＩＣＴの活用等を通じた業務効率化・省力化を行って地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

⑫ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、都民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

国は、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握等のために必要な体制を整備する。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

⑬ 都民生活及び都民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、都民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、都民生活及び都民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や都民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、都民生活及び都民経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。事業者や都民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一丸となって取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

1-1 行動計画の見直し

都は、政府行動計画に基づき、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた本行動計画を見直していく。【総務局、保健医療局】

1-2 実践的な訓練の実施

都、区市町村、保健所、医療機関及び指定（地方）公共機関は、行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。
【総務局、保健医療局、関係局】

1-3 体制整備・強化

- ① 都は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、都における取組体制を整備・強化するため、業務継続計画の改定等を進める。【総務局、保健医療局、各局】
- ② 都は、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材、職員等について、キャリア形成の支援等を行いながら、訓練や養成等を推進する。【総務局、保健医療局】
- ③ 都は、有事において迅速に情報提供・共有を行い、助言を得ることができるよう、医療、公衆衛生、社会経済等の感染症危機管理に関連する分野の専門家と平時から連携を強化する。【総務局、保健医療局】

- ④ 都として一体的・整合的ないわゆるワンボイス³⁶での情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。【政策企画局、総務局、保健医療局、関係局】
- ⑤ 都は、平時から、国や国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「J I H S」という。）と連携し、都民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。【保健医療局】
- ⑥ 都は、感染症危機管理における情報収集・分析について、国内外の関係者と連携し、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に収集・分析、解釈し、感染症対策における意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報を入手する体制を構築する。【総務局、保健医療局】
- ⑦ 都は、特措法の定めのほか、都対策本部に関し、必要な事項を条例で定める³⁷。【総務局】
- ⑧ 都は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。【総務局】
- ⑨ 都、区市町村、保健所、医療機関及び指定（地方）公共機関等は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、職員等の養成等を行う。特に都及び保健所設置区市は、国やJ I H Sの研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や地方衛生研究所等の人材の確保や育成に努める。【総務局、保健医療局、関係局】

1-4 区市町村行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 都は、区市町村行動計画又は指定地方公共機関における業務計画の作成・変更を支援する。【総務局】
- ② 都及び区市町村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、国の支援を受け業務継続計画を作成・変更する。都の業務継続計画については、保健所等や区市町村の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。【総務局、保健医療局】

³⁶ ワンボイスの原則とは、スポークスパーソンを一人に限定することではなく、危機管理を担う多様な情報源からであっても一貫した情報提供・共有をすることをいう。

³⁷ 特措法第26条

1-5 関係機関の連携の強化

- ① 都は、国、区市町村及び指定（地方）公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。【総務局、保健医療局、各局】
- ② 都、区市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。【総務局、保健医療局、関係局】
- ③ 都は、感染症法に基づき、保健所設置区市、感染症指定医療機関、東京都医師会等の関係団体等により構成される東京都感染症対策連携協議会を組織し、同協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議する。その協議結果及び国が定める基本指針³⁸等を踏まえた予防計画を策定・変更する。
なお、予防計画を策定・変更する際には、特措法に基づく行動計画、医療法に基づく医療計画及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画と整合性の確保を図る³⁹。【保健医療局】
- ④ 都は、第3節（対応期）3-1-4に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、区市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。【総務局、保健医療局】
- ⑤ 都は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、区市町村や医療機関、感染症試験研究等機関⁴⁰等の民間機関に対して総合調整権限を行使し⁴¹、着実な準備を進める。【保健医療局】

³⁸ 感染症法第9条及び第10条第1項

³⁹ 感染症法第10条第8項

⁴⁰ 感染症法第15条第16項に定める感染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行う機関をいう。以下同じ。

⁴¹ 感染症法第63条の3第1項

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、都民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて東京都感染症対策連絡会議⁴²及び東京都危機管理対策会議⁴³を開催し、都及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1 新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置

2-1-1 国からの情報収集

都は、厚生労働省や内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）から、鳥等との接触歴がなく、持続的なヒト－ヒト感染の可能性が確認されるなど、新型インフルエンザ等の関連情報を入手した場合には、総務局と保健医療局との相互で情報共有し、必要に応じて知事に報告する。【総務局、保健医療局】

2-1-2 国内外の感染症情報収集等

都は、東京都健康安全研究センターを中心に、WHO、厚生労働省、J I H S、保健所、検疫所等から国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、その結果を東京 i C D C や戦略ボード等と共有する。【保健医療局】

2-1-3 東京都感染症対策連絡会議の開催

都は、必要に応じて速やかに東京都感染症対策連絡会議を開催し、情報の収集・共有・分析を行うとともに、新型インフルエンザ等の都内発生を見据え、都の初動対応について検討を行う。【保健医療局】

2-1-4 法律上の感染症の類型決定についての情報収集

都は、国から、特措法、感染症法及び検疫法上の感染症の類型決定についての情報収集を積極的に行う。【総務局、保健医療局】

⁴² 都が、未知の感染症を含むあらゆる感染症に対して常時備え、必要な対策を速やかに検討し、実施につなげるため、令和5（2023）年5月に設置した会議。感染状況に留意が必要な場合や、医療提供体制の拡充等の検討が必要な場合等に会議を開催し、感染症の発生状況や拡大防止対策に関すること等について検討する。

⁴³ 災害等危機発生時の対処要綱（平成15年10月22日付15総防対第596号総務局長決定）第5の規定に基づき設置する対策会議

2-1-5 東京都危機管理対策会議の開催

都は、必要に応じて速やかに東京都危機管理対策会議を開催し、危機情報の連絡及び共有を行うとともに、危機に対処するための対応策の検討を行う。【総務局】

2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① WHOが急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表（PHEIC宣言等）する等、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、国は、直ちに関係部局や関係省庁等間での情報共有を行う。また、感染症の発生动向や、状況の推移に応じ必要となる感染症法、検疫法及び特措法上の措置を的確に実施するため、各法律の適用対象の種類のいずれに該当するかの検討を行い、必要となる政令の改正等を実施する。厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生したと認めたときは、速やかにその旨を公表するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- ② 都は、厚生労働省から新型インフルエンザ等が発生したと認める旨を公表することについての情報を入手した場合には、直ちに知事に報告するとともに、総務局と保健医療局との相互で情報共有する。【保健医療局、総務局】
- ③ 内閣総理大臣は、新型インフルエンザ等の発生の報告があったときは、罹患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、閣議にかけて、政府対策本部を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、公示する。
- ④ 都は、統括庁から政府対策本部を設置することについての情報を入手した場合には、直ちに知事に報告するとともに、総務局と保健医療局との相互で情報共有する。

また、直ちに都対策本部を設置することを検討し⁴⁴、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。【総務局、保健医療局】

- ⑤ 国は、JHS等から提供される知見も踏まえつつ、推進会議の意見を聴いた上で（緊急を要する場合で意見を聴くいとまがないときを除く。以下基本的対処方針の策定・変更に際して推進会議の意見を聴く場合について同じ。）、政府行動計画に基づいて基本的対処方針を決定し、直ちに公示し、周知を図る。
- ⑥ 都は、必要に応じて、第1節（準備期）「1-3 体制整備・強化」「1-4 区市町村行動計画等の作成や体制整備・強化」を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。【総務局、保健医療局、各局】

⁴⁴ 特措法第22条第1項

- ⑦ 国は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

2-3 都対策本部の設置・開催等

都は、特措法に基づき、政府対策本部が設置された場合には、速やかに都対策本部を設置・開催し、都対策本部の名称、設置予定期間、構成員等を都議会に連絡するとともに、公表する。あわせて、区市町村は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

なお、都対策本部については、第3部第1章（都における危機管理体制）の記載内容を参照する。

2-3-1 都対策本部設置等の情報提供

- ① 都は、事態及び都対策本部設置等について、記者会見、記者クラブへの資料配布、ホームページへの掲載、SNSでの発信等を通じて都民や事業者等に対し、迅速かつ積極的に情報提供を行う。【総務局】
- ② 都は、都の対応について国、区市町村、特措法に基づく指定（地方）公共機関、医療機関等に迅速かつ的確に情報提供・共有し、今後の対応について関係機関と緊密に連携していく。【総務局】

2-3-2 都対策本部設置に当たっての全庁を挙げた体制の構築

- ① 都は、事態の推移に応じて必要となる要員を「東京都新型インフルエンザ等対策本部の応援体制に関する要綱」に基づき柔軟かつ的確に確保し、全庁を挙げた体制を構築する。
- ② 都の各局は、局BCPに基づき既存業務を精査し、応援要員を確保するとともに、職員が感染により不足しても継続業務を執行できる体制を構築する。【各局】
- ③ 都の各局は、都対策本部が基本的対処方針に基づき具体的な対策を決定するまでの間、具体の対応を感染症の性質や事態の推移に応じて柔軟かつ的確に実施する。【各局】

2-3-3 新型インフルエンザ等の水際対策を行う検疫所等との連携

- ① 都は、海外からの感染症の侵入を防ぐため、保健所設置区市と連携して、検疫所及び管内に所在する港湾・空港関係機関との連絡体制を確認する。
【総務局、保健医療局、港湾局、警視庁】
- ② 都は、海外からの航空機、船舶から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者発生の場合に備え、検疫所が実施する防疫措置、疫学調査、隔離・停留等に連携・協力する準備を行う。【保健医療局、港湾局】

2-4 迅速な対応の実施に必要な予算の確保

都は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。また、必要に応じて、国の財政支援の活用も踏まえ、対策に要する経費について地方債を発行する⁴⁵ことを検討し、所要の準備を行う。【財務局、各局】

⁴⁵ 特措法第70条の2第1項

第3節 対応期

<目的>

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束⁴⁶するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制とすることが重要である。

感染症危機の状況並びに都民生活及び都民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

3-1 基本となる実施体制の在り方

都対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 対策の実施体制

- ① 都は、国が定める基本的対処方針及びJ I H Sから提供される感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、都民生活や都民経済に関する情報等に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。【総務局、保健医療局、関係局】
- ② 都は、保健所や東京都健康安全研究センターとも連携し、都内の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備した上で、収集した情報やリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。【総務局、保健医療局】
- ③ 都は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。【各局】

3-1-2 国による総合調整及び指示

- ① 国は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、都道府県及び指定公共機関に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う⁴⁷。新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるに

⁴⁶ 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

⁴⁷ 特措法第20条第1項

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第3節 対応期

もかかわらず、当該総合調整に基づく所要の措置が実施されず、都道府県及び指定公共機関における緊急かつ一体的な対策が行われる必要がある等、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において国は必要な指示を行う⁴⁸。

- ② 当該総合調整及び指示は、地方公共団体等における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施することにより、他の地方公共団体や全国へのまん延を防止することを目的として実施されるものである。例えば、地方公共団体間で、施設の使用制限や営業時間の短縮等の措置の実施の方針が異なり、全国的な感染拡大の防止を実効的に行う観点から当該地方公共団体において一体的な対策を講ずる必要がある場合等に行われることが考えられる。
- ③ 国は、感染症法に基づき、都道府県等の区域を越えて人材確保又は移送を行う必要がある場合等において、都道府県等、医療機関その他の関係機関に対して、まん延防止のために必要な措置に関する総合調整を行う⁴⁹。あわせて、都道府県等が感染症法等に定める事務の管理等を適切に行わない場合において、全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、国は必要な指示を行う⁵⁰。

なお、国は、都道府県等が行う新感染症に係る事務に関し必要な指示をしようとする際には、あらかじめ厚生科学審議会の意見を聴く⁵¹。ただし、緊急を要する場合には、指示した措置について、厚生科学審議会へ速やかに報告する⁵²。

3-1-3 都による総合調整

- ① 都は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都及び関係区市町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する都の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等を行う⁵³。【総務局、保健医療局】
- ② 都は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、区市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措

⁴⁸ 特措法第20条第3項。なお、J I H S以外の指定公共機関に対する指示は、緊急事態宣言時のみ可能である（特措法第33条第1項）。

⁴⁹ 感染症法第44条の5第1項、第44条の8又は第51条の4第1項

⁵⁰ 感染症法第51条の5第1項又は第63条の2第2項

⁵¹ 感染症法第51条の5第2項

⁵² 感染症法第51条の5第3項

⁵³ 特措法第24条第1項

置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う⁵⁴。あわせて、都は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置区市に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示を行う⁵⁵。【保健医療局】

3-1-4 職員の派遣・応援への対応

- ① 都は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の道府県に対して応援を求める⁵⁶。【総務局、保健医療局】
- ② 都は、感染症対応に一定の知見を有し、感染者の入院等の要否の判断や入院調整、医療提供を行う医師や看護師等が不足する場合等には、必要に応じて、他の道府県に対し、当該医療関係者の確保に係る応援を求める⁵⁷。【保健医療局】
- ③ 都は、新型インフルエンザ等のまん延により、区市町村から特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行⁵⁸を要請された場合、これに対応する⁵⁹。【総務局、保健医療局】
- ④ 都は、区市町村から特定新型インフルエンザ等対策を実施するための応援の要請⁶⁰を受けた場合、正当な理由がない限り、応援の求めに応ずるものとする⁶¹。【総務局、保健医療局】
- ⑤ 区市町村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村又は都に対して応援を求める⁶²。都は、正当な理由がない限り、応援の求めに応ずるものとする⁶³。

3-1-5 必要な財政上の措置

都は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保⁶⁴し、必要な対策を実施する。【財務局、各局】

⁵⁴ 感染症法第63条の3第1項

⁵⁵ 感染症法第63条の4

⁵⁶ 特措法第26条の3第1項

⁵⁷ 感染症法第44条の4の2

⁵⁸ 特措法第26条の2第1項

⁵⁹ 特措法第26条の2第2項

⁶⁰ 特措法第26条の4

⁶¹ 特措法第26条の4

⁶² 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

⁶³ 特措法第26条の4

⁶⁴ 特措法第70条の2第1項

3-2 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等

まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施に係る手続等については、以下のとおりとする。

なお、これらの措置の実施に係る考え方等については、第6章（まん延防止）の記載を参照する。

3-2-1 まん延防止等重点措置の公示

3-2-1-1 まん延防止等重点措置の公示までの手続等

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況又は都道府県からの要請等も踏まえ、推進会議の意見を聴き、基本的対処方針を変更するとともに、まん延防止等重点措置の公示等⁶⁵を行う。まん延防止等重点措置の公示は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、都道府県の特定の区域において感染が拡大し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨を示すものである。

国等による、まん延防止等重点措置の実施の手続は、以下のとおりである。

3-2-1-1-1 関係情報の報告

国及びJ I H Sは、準備期及び初動期から実施している国内外からの情報を収集し、分析する体制について、その時々必要性に応じて、その情報収集・分析の方法や体制を柔軟に変化させ、専門家等の意見も聴きつつ、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置の実施の判断に必要な関係情報を政府対策本部長に報告する。

3-2-1-1-2 推進会議への意見聴取

国は、まん延防止等重点措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、推進会議の意見を聴く⁶⁶。

3-2-1-1-3 まん延防止等重点措置の決定

国は、まん延防止等重点措置を実施することを決定する。あわせて、基本的対処方針の変更に関する推進会議の意見を踏まえ、変更案を決定する。

⁶⁵ 特措法第31条の6第1項

⁶⁶ 特措法第18条第4項及び第5項

3-2-1-1-4 公示等

国は、まん延防止等重点措置の公示を行うとともに、基本的対処方針を変更する。

3-2-1-2 期間及び区域の指定

国は、まん延防止等重点措置を実施すべき期間及び区域を公示する⁶⁷。また、公示する区域については、発生区域の存在する都道府県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定が可能であることにも留意する。

3-2-1-3 都道府県による要請又は命令

都道府県は、まん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く⁶⁸。【総務局】

3-2-1-4 まん延防止等重点措置を実施する必要のある事態の終了

国は、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、推進会議の意見を聴いて、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要のある事態が終了した旨を公示する⁶⁹。

3-2-2 緊急事態宣言の手続

新型インフルエンザ等緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいい、以下「緊急事態宣言」という。）は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。緊急事態宣言を行うまでの手続、期間や区域の公示及び解除の手続等については、上記「3-2-1 まん延防止等重点措置の公示」のまん延防止等重点措置の手続と同様であるが、異なる点は以下のとおりである。

- ① 国は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する⁷⁰。また、国は、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告する⁷¹。

⁶⁷ 特措法第31条の6第1項

⁶⁸ 特措法第31条の8第4項

⁶⁹ 特措法第31条の6第4項

⁷⁰ 特措法第32条第1項及び第3項

⁷¹ 特措法第32条第5項

- ② 区市町村は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに区市町村対策本部を設置する⁷²。区市町村は、当該区市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁷³。

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1 政府対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、必要に応じて推進会議の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し、その旨を国会に報告するとともに、公示する。

3-3-2 都対策本部の廃止

都は、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく都対策本部を廃止する⁷⁴。

【総務局】

⁷² 特措法第34条第1項。なお、特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条の規定により、市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたときは、遅滞なく市町村対策本部を廃止するとされている。

⁷³ 特措法第36条第1項

⁷⁴ 特措法第25条

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期

<目的>

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析では、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、感染症対策における意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する。

情報収集・分析の対象となる情報としては、国内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、都民生活及び都民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

1-1 実施体制

- ① 都は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的を関係機関と共有した上で連携し、WHO、厚生労働省、J I H S、検疫所等、国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流を深める等、ネットワークの形成や維持・向上に努める。

特に情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。【保健医療局】

- ② 都は、国から提供された情報収集・分析結果について、必要に応じ関係機関に速やかに提供する。【保健医療局】
- ③ 都及び保健所設置区市は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。【保健医療局】
- ④ 都は、都民生活及び都民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。【総務局、保健医療局、関係局】

1-2 平時に行う情報収集・分析

都は、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、感染症対策における意思決定及び実務上の判断を行う。情報収集・分析に当たっては、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。【保健医療局】

1-3 訓練

都は、国やＪＩＨＳ等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。【保健医療局】

第2節 初動期

<目的>

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う。また、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行い、対策の検討を行う。

2-1 実施体制

- ① 都は、厚生労働省や統括庁から、鳥等との接触歴がなく、持続的なヒト－ヒト感染の可能性が確認されるなど、新型インフルエンザ等の関連情報を入手した場合には、総務局と保健医療局の相互で情報共有し、必要に応じて知事に報告する。【総務局、保健医療局】（再掲：第1章第2節 2-1-1 国からの情報収集）
- ② 新型インフルエンザ等が発生した場合は、都は、当該感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立する。【保健医療局】
- ③ 都は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症の情報収集・分析を推進する。

保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や東京都医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進する。【保健医療局】

- ④ 都は、東京都健康安全研究センターを中心に、WHO、厚生労働省、J I H S、保健所、検疫所等から国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、その結果を東京 i C D C や戦略ボード等と共有する。【保健医療局】

2-2 リスク評価

2-2-1 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 都及び保健所設置区市は、国及びJ I H Sが実施するリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。【保健医療局】
- ② 都は、都民生活及び都民経済に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が都民生活及び都民経済等に及ぼす影響を早期に分析することを旨とする。【総務局、関係局】

2-2-2 リスク評価体制の強化

都は、国及びＪＩＨＳと連携し、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を行い、継続的にリスク評価を実施する。また、有事の際に、必要な情報を効率的に集約できるよう、準備期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。

さらに、情報収集・分析結果について、都民及び関係機関に分かりやすく、情報提供・共有する。【保健医療局】

2-2-3 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

都は、国及びＪＩＨＳと連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。【保健医療局】

2-3 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

都は、新たな感染症が発生した場合は、国と連携し、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、都民等に迅速に提供・共有する。【保健医療局、総務局】

第3節 対応期

<目的>

感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析（ウイルスの伝播性・病原性・遺伝子変化などの解析、ウイルス制御に関する様々な分野の情報収集）及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と都民生活及び都民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

特に対応期には、まん延防止等重点措置の要請等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、都民生活及び都民経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

3-1 実施体制

都は、東京都健康安全研究センターを中心に、WHO、厚生労働省、J I H S、検疫所等から国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、その結果を東京 i C D C や戦略ボード等と共有するとともに、都民や医療機関等へ幅広く提供する。【保健医療局】

3-2 リスク評価

3-2-1 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 都及び保健所設置区市は、国やJ I H Sと連携し、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、都内での発生状況、臨床像に関する情報等について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価は、国際機関、研究機関等の情報や、保健所等からの報告、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき実施する。この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。【保健医療局】
- ② 都は、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、都民生活及び都民経済に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集し、考慮する。【総務局、関係局】

3-2-2 リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

- ① 都は、積極的に国と連携し、国が実施するリスク評価に協力する。【保健医療局】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報収集・分析

第3節 対応期

- ② 都は、都内における感染が拡大した際に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を要請する場合に備え、都民生活及び都民経済に関する分析を強化し、感染症危機が都民生活及び都民経済等に及ぼす影響を把握する。【総務局、関係局】
- ③ 都は、保健所設置区市と連携の上、国が示す方針や専門家の意見も踏まえながら、都内の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。【保健医療局】
- ④ 都は、国から提供されたまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、都民等に分かりやすく情報を提供・共有する。【総務局、保健医療局】

3-2-3 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

都は、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。【保健医療局】

3-3 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

都は、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、都民等に迅速に提供・共有する。【保健医療局、総務局】

第3章 サーベイランス

第1節 準備期

<目的>

本章でいう「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、都においては地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施した上で、その結果を評価することが大切である。そのためには、平時からサーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析することが重要である。

このため、平時からサーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、都内の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

1-1 実施体制

- ① 国は、平時から感染症の発生動向等を都道府県等が把握できるよう、指定届出機関⁷⁵からの患者報告や、J I H S や地方衛生研究所等からの病原体の検出状況やゲノム情報等の報告がなされる体制を整備する。また、国は、J I H S と連携し、国内における新型インフルエンザ等の発生等を早期に探知することを目的に、海外における感染症の発生動向等に関する情報を集約・分析する。
- ② 都は、感染症サーベイランスシステム、感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（K-net）⁷⁶等を活用し、迅速かつ的確な情報収集・分析を行い、都、保健所、東京都健康安全研究センター、医療機関における緊密な情報連携

⁷⁵ 感染症法第14条第1項の規定に基づき都道府県知事から指定を受けた病院又は診療所であり、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当する機関

⁷⁶ 感染症指定医療機関、都区保健所等の感染症対策に携わる諸機関等において、感染症に係る情報収集・分析機能の強化及び一類感染症等の発生時における迅速・的確な対応を確保するため、各機関間を結ぶ情報ネットワークシステム

体制の構築を実現する。また、有事の際の円滑な情報収集を実現するため、保健所と協力し、医療機関による電磁的方法による発生届の提出を促進する。

【保健医療局】

- ③ 東京都健康安全研究センターは、積極的疫学調査の企画立案・実施・評価等を支援するため、保健所からの要望に応じて東京都実地疫学調査チーム（TEIT: Tokyo Epidemic Investigation Team）（以下「TEIT」という。）を派遣するなど、疫学調査の実施体制の強化に努める。【保健医療局】
- ④ 都は、東京iCDCや戦略ボードと協力しながら国内外の感染症に関する情報を迅速に収集、分析し、都民や医療機関等の関係機関に発信するとともに、保健所等への専門的・技術的な支援や人材育成を図るなど、集積した知見を生かし、都の感染症対策の向上を図る。【保健医療局】

1-2 平時に行う感染症サーベイランス

- ① 都及び保健所設置区市は、平時から、季節性インフルエンザに関する患者発生サーベイランス、病原体サーベイランス、集団発生時報告、入院サーベイランス、クラスターサーベイランス等各種サーベイランスを実施し、情報の解析・集積を行う。また、都及び東京都健康安全研究センターは、下水サーベイランス等の患者からの直接的な検体採取を伴わないサーベイランスを平時から実施し、その分析結果等について定期的に国へ報告する。【保健医療局】
- ② 東京都健康安全研究センターは、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステム及び感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（K-net）を活用し、発生状況や検査結果について共有する。【保健医療局】
- ③ 都は、ワンヘルス・アプローチ⁷⁷の考え方に基づき、東京都健康安全研究センター、保健所、家畜保健衛生所、（公財）東京都農林総合研究センター等と連携し、家きん、豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。【保健医療局、産業労働局、環境局】
- ④ 都及び保健所設置区市は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを利用した疑似症サーベイ

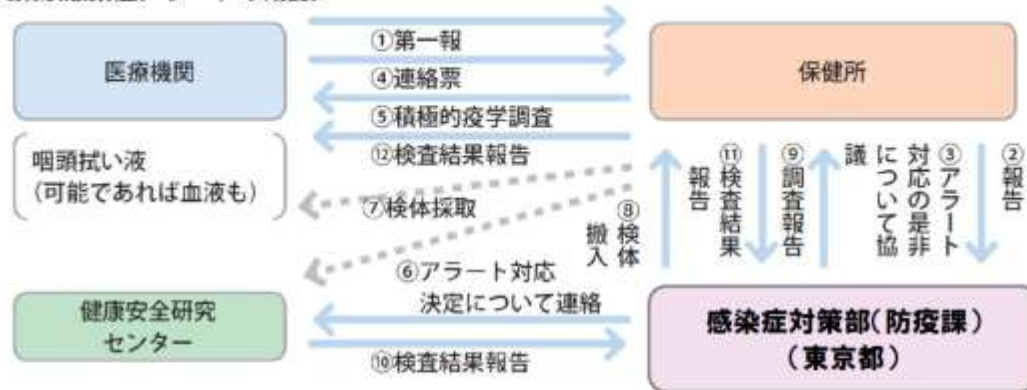
⁷⁷ 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

ランス⁷⁸等による新型インフルエンザの早期探知の運用の習熟を行う。【保健医療局】

- ⑤ 都は、東京感染症アラート（鳥インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群の感染の発生地域からの帰国者などで当該症例が疑われる患者が医療機関で確認された場合に、保健所に報告し、疫学調査及び病原体検査を速やかに実施する仕組み）を活用して患者発生 of 早期把握を図る。

あわせて、都は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染症を疑わせる症状があり、症状が重篤と医師が判断し、直ちに特定の感染症と診断することが困難と判断した患者に関する定点医療機関からの報告を収集・分析する疑似症サーベイランスや、東京消防庁からの救急搬送時の情報に関する報告を収集・分析する感染症救急搬送サーベイランスを引き続き実施する。【保健医療局】

＜東京感染症アラートの概要＞



対象疾患 ※	重症急性呼吸器症候群（SARS）	鳥インフルエンザ（H5N1）
	中東呼吸器症候群（MERS）	鳥インフルエンザ（H7N9）

※ 上記感染症のほか、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症などが発生し、都内において感染が疑われる事例が確認された際に、早期の患者把握のため、保健所での疫学調査及び病原体検査等の対応につなぐ必要がある場面は、アラート対応を実施する。

1-3 人材育成及び研修の実施

都は、新型インフルエンザをはじめとする多様な感染症に総合的に対応でき、感染症危機管理を担う人材を育成するため、感染症危機管理において中心的な役割を果たし公衆衛生を担当する保健所等の職員を対象として、東京都健康安全研究センターにおいて感染症対策従事者の専門的内容の研修を実施するとともに、

⁷⁸ 感染症法第14条第7項及び第8項に基づく疑似症サーベイランスであり、厚生労働大臣から通知を受けた都道府県等が、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生したとき等に、都内に所在する病院又は診療所の医師に対し、当該感染症の患者を診断し、又は当該感染症により死亡した者の死体を検案したときに届出を求める制度

国その他の専門機関が実施する研修等に派遣して専門性の向上を図る。また、保健所等の職員を対象にした研修や、アジア各都市との感染症対策従事者のネットワークづくりを通じて人材を育成する。

さらに、育成した人材を積極的に研修会の講師として活用するなど、その成果を感染症対策に携わる各機関で共有していく。【保健医療局】

1-4 DXの推進

- ① 保健所は、新型コロナ対応での取組実績を参考に、新型インフルエンザ等の発生等を見据えながら、デジタル技術の活用など、更なる業務の効率化に取り組む。また、各保健所におけるデジタル化の好事例を相互に共有するなど、都全体としての保健所業務のDXを推進していく。【保健医療局】

- ② 都及び保健所設置区市は、東京都医師会等の協力を得ながら、医療機関に保健所への感染症の届出の重要性を周知し、感染症の診断を行った医師が速やかに届け出るよう周知徹底を図る。

さらに、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染症法の改正により電磁的方法による発生届の提出について、感染症指定医療機関の医師については義務化され、その他の医師については努力義務化されたことを踏まえ、保健所及び関係機関と協力し、医療機関への働き掛けを行っていく。【保健医療局】

- ③ 都は、発生動向調査や積極的疫学調査における検査・分析結果等を速やかに取得し共有することで、感染拡大防止に向けて迅速な初動対応につなげるとともに、各機関で個別に把握している感染症固有の情報や海外の最新の知見などを共有することで、効果的かつ適切な感染症対策につなげるため、感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（K-net）等の改修を行う。

【保健医療局】

第2節 初動期

<目的>

初動期において、都は、都内における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、保健所等関係機関と連携して、速やかに検査を実施することで、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

2-1 実施体制

新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。また、帰国者や接触者以外の患者を早期探知することが重要である。このため、平時において通年実施しているサーベイランスに加え、臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。【保健医療局】

2-2 リスク評価

2-2-1 有事の感染症サーベイランス⁷⁹の開始

都及び保健所設置区市は、国と連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生を探知した場合には、速やかに疑似症の症例定義の確認を行い、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する。

また、感染症の特徴（感染経路等）や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。

都は、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体を東京都健康安全研究センターにおいて、亜型等の同定を行い、J I H S に疑似症として報告する。【保健医療局、産業労働局、環境局】

2-2-2 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

都は、国と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。【保健医療局】

⁷⁹ 有事の感染症サーベイランスにおいても、新たな感染症に対し、症例定義に基づき患者の発生動向（患者発生サーベイランス）、入院者数、重症者数の収集（入院サーベイランス）、ウイルスゲノム情報の収集（病原体ゲノムサーベイランス）、下水サーベイランス等の複数のサーベイランスを実施する。

2-3 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

都は、都内の感染症の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報を含め、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を、国と連携し、都民等へ迅速に提供・共有する。【保健医療局】

第3節 対応期

<目的>

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、引き続き新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

3-1 実施体制

国内の患者数が増加し、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握の必要性は低下し、医療現場の負担も過大となることから、重症者及び死亡者に限定した情報収集が重要となる。

新型コロナウイルス感染症対応時において、ウイルスの変異は、感染力、重症化の程度、ワクチン接種の効果などに様々な影響を及ぼしたことから、変異株サーベイランスを実施した。

初動期に実施していたサーベイランスについて、国の方針や専門家の意見も踏まえ、実施方法の必要な見直しを行い、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。【保健医療局】

3-2 リスク評価

3-2-1 有事の感染症サーベイランスの実施

都及び保健所設置区市は、国と連携し、都内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。

なお、国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報や科学的知見が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、都道府県等や医療現場の負担も過大となる。

このため、国は、医療機関からの患者報告による定点把握でも感染動向の把握が可能となった際には、患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担も考慮し、患者の全数把握の必要性を再評価し、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制を検討し、適切な時期に移行を実施する。

都及び保健所設置区市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。【保健医療局、産業労働局、環境局】

3-2-2 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

都は、国と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、国の方針や専門家の意見も踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。【保健医療局】

3-3 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

都は、国と連携し、感染症サーベイランスにより都内の新型インフルエンザ等の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報を含め、都民等へ新型インフルエンザ等の発生状況等について迅速に提供・共有する。

特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて都民等に分かりやすく情報を提供・共有する。【保健医療局】

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

<目的>

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、都民、区市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、都民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、都は、平時から、都民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、都民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー⁸⁰を高めるとともに、都による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた都民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における都民等への情報提供・共有

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

- ① 都は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、都民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語（やさしい日本語（にほんご）を含む。）や障害者に配慮した方法で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う⁸¹。これらの取組等を通じ、都による情報提供・共有が有用な情報源として、都民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、

⁸⁰ 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環

⁸¹ 特措法第13条第1項

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都は、区市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、子供に対する分かりやすい情報提供・共有を行う。【総務局、政策企画局、教育庁、生活文化局、保健医療局、福祉局、産業労働局、関係局】

- ② 都立学校に対しては、「都立学校における学校健康危機管理マニュアル」により、学校における換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策について定め、周知する。また、都立学校における感染対策について、必要に応じ、区市町村教育委員会や私立学校に周知する。

【教育庁、生活文化局】

- ③ 新型インフルエンザ等についての正確な知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、都民一人一人が感染予防策を理解することで、初めて感染拡大防止が可能となる。そのため都は、リーフレット、ホームページ、SNS等により、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知し、発生した場合は、都や区市町村からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。【総務局、政策企画局、保健医療局】

【情報提供・共有の形態及び方法】

形態	方法
A 直接的な提供・共有	記者会見・ブリーフィング
	ホームページ
	リーフレット、パンフレット、ポスター
	S N S（文字ベースのもの）
	S N S（動画ベースのもの）
B メディア等を通じた 広告、提供・共有	新聞等広告
	インターネット広告
	電子看板、街頭ビジョン
	テレビCM
	ラジオCM
	回覧板、掲示板、タウン誌その他の地域独自の媒体 （*）
C 間接的な提供・共有	民生委員等を通じた情報提供・共有（*）
	公共交通機関の車内放送・駅・空港等でのアナウンス
	防災行政無線（*）

(注) (＊) 印については、国が情報提供・共有した内容を参考に、地方公共団体において活用することが想定されるもの

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）

【リスク情報の伝え方】

リスク情報は、科学的知見に基づくものであるが、理解しやすい形で分かりやすく伝えるためには、以下のような点に留意することが重要である。

- a 実際のリスク認知は、客観的な要素と主観的な要素を基に、立場等に応じて、総合的に判断される。このため、リスク情報を伝える際には、本人や社会にとって意味があると感じられる、自分を取り得る対策を、併せて伝えることが重要である。その際、推奨される行動等は、実行しやすいよう、可能な限り、具体的で肯定的な伝え方をすることが望ましい。
- b 現時点で分かっていることと不確実なこととの線引きをワンボイスで明確化しつつ、さらに、現在のみならず将来を含めた一貫性を確保するため、情報は現時点におけるものであり、更新され得る旨をあらかじめ付記しておくことや、残っている古い情報に依拠してしまうことによる混乱をできるだけ防ぐため、各種情報には更新時期を明記しておくことも重要である。
- c リスクの有無は程度の問題であることを理解しやすくするため、換算可能な数値や身近にある例を挙げて、イメージしやすいものにする工夫も考えられる。また、統計を示して説明する場合、直感的に分かりやすく、誤解の可能性も低くするため、割合だけでなく分母や実数といった生の数値も示しつつ、視覚化することが望ましい。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

都は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、啓発する⁸²。【総務局、政策企画局、保健医療局、関係局】

⁸² 特措法第13条第2項

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

- ① 都は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、更にSNS等によって増幅されるインフォデミック⁸³の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、都民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。【総務局、政策企画局、保健医療局、関係局】
- ② 感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、都民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。これらの取組等を通じ、都による情報提供・共有が有用な情報源として、都民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。【総務局、政策企画局、保健医療局、関係局】

1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

都は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 都は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて都民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、都民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。【総務局、政策企画局、生活文化局、保健医療局、福祉局、関係局】
- ② 都として一体的・整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。【政策企画局、総務局、保健医療局、関係局】
- ③ 都は、新型インフルエンザ等の発生時に、区市町村や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。【総務局、保健医療局、関係局】
- ④ 都は、国から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。【保健医療局】

⁸³ 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況

- ⑤ 外国人に対しては、大使館や国際交流協会、民間等の協力を得ながら、情報提供する。【政策企画局、総務局、生活文化局、保健医療局】

1-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 都は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。【総務局、政策企画局、保健医療局、関係局】

【広聴の形態及び方法】

形態	方法
A ツール等を通じた意見や関心の聴取	ホームページへの意見
	ホームページのアクセス分析
	ソーシャルリスニング (SNS等での発信状況の収集・分析)
	コールセンターへの質問・意見(*)
	世論調査(ネット、郵便等による選択肢への回答方式)
	世論調査(対面形式でオープンクエスチョン)
	パブリックコメント
B イベントを通じた意見や関心の聴取	公聴会
	シンポジウム
	車座対話
	ワークショップ
C 間接的な意見や関心の聴取	地方公共団体をはじめとする各種団体からの要望や情報提供・共有等

(注) (*) コールセンターでの応答の基となるQ & Aは、ホームページで公表するなど、利用者の利便性に資するよう運用する。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）

- ② 都は、新型インフルエンザ等の発生時に、都民等からの相談に応じるため、コールセンター等が設置できるよう準備する。【保健医療局、関係局】
- ③ 都は、都民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等をはじめ、リスクコミュニケーションの取組を推進するとともに、職員に

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。【総務局、政策企画局、保健医療局、関係局】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、都民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、都民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、都民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有し、理解を求めるとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、都民等の不安の解消等に努める。

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 都は、感染症の発生状況及び感染対策等について、報道発表、記者会見（記者クラブへのレクチャー、資料配布）、ホームページへの掲載、SNSでの発信等により迅速かつ積極的に情報提供・共有を行う。その際、都は、都が伝えたい情報等を都民等と正しく共有できるよう、収集・分析した情報に専門家の視点も加え、分かりやすいメッセージを発信する。【総務局、政策企画局、保健医療局、関係局】
- ② その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。【総務局、政策企画局、保健医療局、関係局】
- ③ 発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて知事コメントを発表し、感染症対策の徹底などと呼び掛ける。【総務局、政策企画局、保健医療局】
- ④ 都は、都民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。【総務局、政策企画局、保健医療局、関係局】
- ⑤ 都は、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、都民や報道機関等に対しては偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。【総務局、政策企画局、保健医療局、関係局】

- ⑥ 都は、感染症の発生状況や留意すべき点をまとめた特設サイトの開設を必要に応じて準備する。【政策企画局、総務局、保健医療局】
- ⑦ 都は、都の報道発表を「東京都新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理し、都全体の対応を分かりやすくするため、各局ホームページに掲載するとともに、東京都防災ホームページにも本部報を再掲し、情報を集約する。【政策企画局、総務局、各局】
- ⑧ 都は、区市町村に情報提供・共有し、管内住民等への情報提供を依頼する。【総務局、各局】
- ⑨ 都は、学校や社会福祉施設等へ情報提供・共有する。【教育庁、生活文化局、福祉局】
- ⑩ 都は、国から示される新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。【保健医療局】
- ⑪ 都は、外国人向けを含めたホームページやSNS等を通じての広報を行う。【各局】

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 都は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。【総務局、政策企画局、保健医療局】
- ② 都は、国から提供されたQ & Aをホームページなどへ掲載するとともに、コールセンター等を速やかに設置する。【保健医療局、関係局】

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 都は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について都民及び事業者に理解を求める。また、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるように留意しながら情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、都民等に周知する。【総務局、政策企画局、保健医療局、関係局】

- ② 都は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、都民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。【総務局、保健医療局、関係局】

第3節 対応期

<目的>

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、都民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、都は、都民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する都民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、都民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、都民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、都民等の不安の解消等に努める。

3-1 基本的方針

3-1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 都は、都民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。また、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、都民や報道機関等に対して偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。【総務局、保健医療局、政策企画局、関係局】
- ② 発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて知事コメントを発表し、予防策の徹底などを呼び掛ける。【総務局、政策企画局、保健医療局】
- ③ 都は、都民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。【総務局、保健医療局、政策企画局、関係局】

- ④ 都は、都民等の情報収集の利便性向上のため、必要に応じて、関係局等の情報を集約の上、総覧できる特設サイトを運営する。【政策企画局、総務局、保健医療局】
- ⑤ 都は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、区市町村や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。【総務局、政策企画局、保健医療局、関係局】
- ⑥ 国は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に関し、地方公共団体における具体的な対応の目安となりやすいよう、改めて、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつ、関係法令等の解釈や運用の明確化や周知を行う。
- ⑦ 都は、外国人向けを含めたホームページやSNS等を通じての広報を行う。【各局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、東京iCDCの知見も活用し、多様な手段による情報発信を実施した。

■ 特設ウェブサイトの開設

新型コロナ保健医療情報ポータル、東京都新型コロナウイルス感染症対策サイト（オープンデータ公開）、東京都新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ等

■ SNS等の活用

■ 動画コンテンツの作成及び配信

■ 広報誌への掲載

■ パンフレット、ハンドブックや事例集の作成及び配布・発信

都民向け感染予防ハンドブック、新型コロナウイルス感染症自宅療養者向けハンドブック、家族で守ろう10の約束、高齢者施設・障害者施設の感染対策事例集、ワクチンについての知識等をPRするマンガ等

■ 感染症予防のチェックリストの作成

学生寮・部活動で集団感染を防ぐためのチェックリスト、若者向けコロナ感染予防チェックリスト等

■ 教材の作成及び配布

■ noteによる情報発信

都民意識アンケート調査の結果及び解説、おうちの換気のポイント等

■ 東京都新型コロナチャットボットサービスの提供

都庁内にある新型コロナウイルス対策に関する情報を一元的に案内する「東京都新型コロナチャットボットサービス」を提供

3-1-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、都は、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。【総務局、保健医療局】
- ② 都は、国から提供されたQ & Aをホームページへ掲載するとともに、コールセンター等を継続して運営する。【保健医療局、関係局】

【新型コロナウイルス感染症対策に係る都民意識調査】

都は、都民意識アンケート調査を実施した（令和2（2020）年10月から令和6（2024）年4月までに計11回実施。在住外国人調査及びグループインタビューを含む。）。

- 調査方法：インターネット調査
- 調査対象：東京都に住所を有する20代から70代までの者
- サンプル方法およびサンプル数：
 - ・ 性別・年齢構成・居住地を東京都の人口比率に合わせた割当抽出
 - ・ **10,531 サンプル**
- 調査期間：2024年2月9日（金）～2月19日（月）……11日間
- 調査項目：

○ 新型コロナの経験・後遺症	○ 新型コロナを振り返って特に困ったこと・つらかったこと
○ 新型コロナに関する気持ち	○ 現在の感染症対策・今後も定着してほしいこと
○ 感染症に関する情報源	○ 新たなパンデミックへの考え・備え など

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第3節 対応期



出典：東京 i C D C リスクコミュニケーションチームによる都民1万人アンケート調査結果(令和6(2024)年2月実施)

3-1-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 都は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、都民及び事業者理解を求める。また、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、都民等に周知する。【総務局、政策企画局、保健医療局、関係局】
- ② 都は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、都民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。【総務局、保健医療局、関係局】

3-2 リスク評価に基づく方針の決定・見直し

都は、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。また、ウイルスに変異があった場合は、以下の対応を繰り返し実施することもあるため、速やかにリスク評価・分析を実施する。

3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

- ① 都内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、都は、都民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、感染症対策の根拠を丁寧に説明する。【保健医療局、総務局、関係局】
- ② 都民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、都民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、都は、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。【保健医療局、総務局、関係局】

3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-1 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大きくりの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、都民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。【保健医療局、総務局、関係局】

3-2-2-2 子供や若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や都民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。【保健医療局、総務局、関係局】

3-2-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることで、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第3節 対応期

への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。順次、広報体制の縮小等を行う。【保健医療局、総務局、関係局】

第5章 水際対策

第1節 準備期

<目的>

平時から国が実施する水際対策における都との連携に係る体制整備や研修及び訓練を行うとともに、実施に必要な物資及び施設の確保を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に国と連携した円滑かつ迅速な水際対策を講ずる。

また、平時から国と連携し、海外における感染症情報の収集を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、出国予定者に向けて適時適切な情報提供・共有を行う。

1-1 水際対策の実施に関する体制の整備

- ① 海外からの感染症の侵入を防ぐため、都及び保健所設置区市は、検疫所及び管内に所在する港湾・空港関係機関との情報伝達ルートを確認し、平時からの連携体制の構築を図る。【総務局、保健医療局、港湾局、警視庁】
- ② 羽田空港においては、「厚生労働省東京検疫所東京空港検疫所支所」が設置する連絡会に参加し、情報共有や訓練等を通じて、連携体制の強化を図る。【保健医療局、警視庁】
- ③ 東京港においては、「厚生労働省東京検疫所」が設置する連絡会に参加し、情報共有や訓練等を通じて、連携体制の強化を図る。【保健医療局、港湾局、警視庁】
- ④ 都は、新型インフルエンザ等の発生時の検疫所における隔離・停留のための医療機関、宿泊施設等の利用調整、健康監視業務の代行要請等については、感染症法等の改正趣旨や国の通知を踏まえ、平時からの連携の在り方について、東京都感染症対策連携協議会の場などでの協議を通じて、検討していく。【保健医療局】
- ⑤ 都は、国が新型インフルエンザ等に対する検疫所におけるPCR検査等の検査の実施体制を整備するに当たり、東京都健康安全研究センターにPCR検査を依頼することができるよう、国と必要な協定を締結する等、協力体制を構築していく。【保健医療局】

- ⑥ 国において、帰国者等の健康監視⁸⁴や都道府県等への情報共有等を円滑に行うためシステムを整備した場合、都は、当該システムの内容を確認し、訓練等を通じて操作に習熟する。【保健医療局】
- ⑦ 都は、国が実施する体制整備に関し、適宜、適切に情報共有を行い、都における対応方針を整理する。【保健医療局】

1-2 出国予定者への情報提供・共有に関する体制の整備

- ① 都は、国が実施する体制整備に関し、適宜、適切に情報共有を行い、都における対応方針を整理する。【保健医療局】
- ② 都は、国と連携し、出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。【保健医療局、港湾局、警視庁】

1-3 国等との連携

平時から国が実施する水際対策との連携に係る体制整備や研修及び訓練を行うとともに、実施に必要な物資及び施設の確保を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に国と連携した円滑かつ迅速な水際対策を講ずる。
【保健医療局】

⁸⁴ 検疫法第18条第4項

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に国が実施する水際対策に協力することにより、都内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、都内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保する。

都の感染状況を適宜国に報告し、国が実施する水際対策の方針決定のための情報提供を実施する。国が水際対策を変更した場合には、速やかに体制を変更する。

2-1 新型インフルエンザ等の発生初期の対応

- ① 都は国と連携し、健康監視対象者の情報を入手し、保健所や東京都健康安全研究センターと情報共有するなど、感染者発生時に円滑に対応できる体制を構築する。【保健医療局】
- ② 都は、船内又は機内において有症状者が発見された場合に、船内又は機内における必要な感染症対策を講ずるとともに、検疫所、港湾・空港関係者、施設所在地の保健所及び都において速やかに情報を共有し、当該患者への医療の提供及び感染拡大防止のために必要な措置を連携して講ずる。【保健医療局、港湾局】
- ③ 都は、羽田空港及び東京港から、海外からの航空機、船舶から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の発生の連絡を受けた場合、検疫所が実施する防疫措置、疫学調査や隔離⁸⁵・停留⁸⁶等に連携・協力して対応する。【保健医療局、港湾局、警視庁】
- ④ 都は、検疫所における診察等において感染症患者が確認された場合には、検疫所から所管の保健所への発生届の提出等に関する連絡等の情報を共有するとともに、保健所と連携して患者等に対し必要な保健指導等を行う。【保健医療局】

⁸⁵ 検疫法第14条第1項第1号及び第15条第1項

⁸⁶ 検疫法第14条第1項第2号及び第16条第2項

2-2 新型インフルエンザ等の検疫法上の類型の決定等⁸⁷

国において、当該感染症が検疫法上の感染症の類型のいずれかに該当するかの検討がなされ、感染症の政令指定が行われた場合、都は、速やかに関係機関に情報共有するとともに、あらかじめ指定された体制に移行する。【保健医療局】

2-3 検疫強化への協力

- ① 都は、羽田空港における検疫について、「厚生労働省東京検疫所東京空港検疫所支所」に必要な協力を行う。【保健医療局、警視庁】
- ② 都は、東京港における検疫について、「厚生労働省東京検疫所」に必要な協力を行うとともに、港湾管理者として検疫所や海上保安部と調整し、着岸ふ頭を決定する。【保健医療局、港湾局】
- ③ 東京港関係者に検疫所から情報が提供された場合、ふ頭外への感染者の流出を防止するため、出入管理を強化する。【保健医療局、警視庁】
- ④ 都は、国と連携し、健康監視対象者の情報を入手し、保健所や東京都健康安全研究センターと情報共有するなど、健康監視に協力する。【保健医療局】
- ⑤ 都は、国の対応状況に関する情報提供を適宜受け、必要な感染対策を実施する。【保健医療局】

2-4 密入国者対策

- ① 警視庁は、必要に応じ、すり抜けの防止対策、出入国審査場のパトロール等の監視取締りの強化を図る。【警視庁】
- ② 警視庁は、沿岸部におけるパトロール等の警戒活動等を行う。【警視庁】

2-5 システムの稼働

国において、隔離等の実施における健康監視等を円滑に行うためのシステムを稼働した場合、都は、当該システムと連携し、円滑に健康監視を実施する。【保健医療局】

2-6 新型インフルエンザ等の感染疑い及び有症状者等への対応

- ① 都は、国の検疫措置の強化の状況を踏まえ、検疫所と医療機関等の関係機関との連携を強化し、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の検査を実施するための検査体制を速やかに整備する。【保健医療局】

⁸⁷ 検疫法第2条、第34条及び第34条の2

- ② 都は、国と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する⁸⁸。また、保健所は、国の方針の下、発生国からの帰国者や渡航者に対し、健康観察を行う。【保健医療局】
- ③ 都は、海外からの航空機、船舶から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の発生の連絡を受けた場合、検疫所が実施する疫学調査や隔離・停留等に連携・協力して対応する。【保健医療局、港湾局、警視庁】

2-7 情報提供

- ① 都は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合において、国が感染症危険情報を発出した際は、出国予定者に対し、不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行う。また、パスポート申請窓口等において、国の感染に係る注意情報等の掲出やホームページ等において注意喚起を行う。【総務局、政策企画局、生活文化局、保健医療局】
- ② 都は、都内の各学校等に対し、発生国・地域に留学等している在籍者への感染予防のための注意喚起、発生国・地域において感染が疑われた場合の対応等について周知を依頼する。【総務局、生活文化局、教育庁】

2-8 在外邦人支援

都は、国が実施する帰国者対応に関し、必要な協力を実施する。【保健医療局】

⁸⁸ 感染症法第15条の3第1項

第3節 対応期

<目的>

新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえながら、国及び関係機関と連携して適切に水際対策を実施する。

3-1 封じ込めを念頭に対応する時期

都は、感染症法の規定に基づき、都の医療体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要がある場合には、都に代わって居宅等待機者等に対して健康監視を実施するよう国に要請を行う。【保健医療局】

3-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ① 国は、初動期に対応を継続しつつ、リスク評価の結果に基づき、国内外の感染状況、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策を検討し、実施する。

また、当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が確認できるまでの間は水際対策を強化し、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替える。

- ② 都は、国が公表した水際対策の方針変更について速やかに関係機関等と情報を共有する。【保健医療局、港湾局】

3-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

国は、初動期に対応を継続しつつ、以下の①から③までの取組を行う。

- ① 国は、ワクチンや治療薬の開発や普及によって、感染拡大に伴うリスクが低下すると考えられることから、これらの開発や普及状況に応じて水際対策の実施方法の変更、緩和又は中止を検討し、実施する。
- ② 国は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等の変化により、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策に合理性が認められなくなった場合には、水際対策を縮小し、又は中止する。
- ③ 国は、当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）が確認できるまでの間は水際対策を強化し、

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替える。

- ④ 都は、国が公表した水際対策の方針変更について速やかに関係機関等と情報を共有する。【保健医療局、港湾局】

3-4 水際対策の変更の方針の公表

- ① 国は、水際対策の強化、緩和又は中止を行うに当たっては、その方針について国内外に公表するとともに、関係機関等に必要な対応を依頼する。
- ② 都は、国が公表した水際対策の方針変更について速やかに関係機関等と情報を共有する。【保健医療局、港湾局】

第6章 まん延防止

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、都民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、東京は我が国の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市であり、新型インフルエンザ等が発生し、都民が免疫を獲得していない段階では、都内において感染が急速に拡大し、都民生活及び都民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、有事においては急速な感染拡大による社会的影響を緩和するためのまん延防止対策を実施することが必要であり、その実施について都民や事業者から協力を得るため、対策の必要性についての理解促進に取り組む。

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 都は、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命及び健康を保護するためには都民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。【総務局、保健医療局】
- ② 都、区市町村、学校等は、平時から都民に対して、東京都医師会等の医療関係団体、企業団体等と連携しながら、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の正確な知識普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター等に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、理解促進を図る。【総務局、教育庁、保健医療局】
- ③ 都は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態⁸⁹における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。【総務局、保健医療局、関係局】

⁸⁹ 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態をいう。以下同じ。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第6章 まん延防止

第1節 準備期

- ④ 公共交通機関については、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。都は、その運行に当たっての留意点等について、国等による調査研究の結果を踏まえ、指定地方公共機関に周知する。【総務局、保健医療局、都市整備局、港湾局】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、都内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2-1 都内でのまん延防止対策の準備

- ① 都及び保健所設置区市は、国と相互に連携し、都内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。また、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国と相互に連携し、適切に対応する。【保健医療局】
- ② 都は、J I H S から、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づく有効なまん延防止対策に資する情報を速やかに入手し、都におけるリスク評価を実施する。【保健医療局】
- ③ 都は、まん延に備え、指定（地方）公共機関等において業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備を行うように要請する。【総務局、関係局】

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、都民の生命及び健康を保護する。その際、都民生活及び都民経済への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、都民生活及び都民経済への影響の軽減を図る。

3-1 まん延防止対策の内容

まん延防止対策としては、以下のようなものがある。感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、都内の感染状況、医療提供体制への負荷の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる⁹⁰。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、都民生活及び都民経済への影響も十分考慮する。【総務局、保健医療局】

3-1-1 患者や濃厚接触者への対応

都及び保健所設置区市は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）⁹¹や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）⁹²等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等に有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。

なお、必要な場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を実施する場合もある。特に、新型インフルエンザ等が、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間地域などにおいて世界で初めて確認された場合等、直ちに地域における重点的な感染拡大防止策の実施を検討し、その一つとして抗インフルエンザウイルス薬の有効性が期待されると判断される

⁹⁰ 本節において、特に根拠法令の記載や注釈がないものについては、特措法第24条第9項の規定に基づく要請として行うことを想定している。

⁹¹ 感染症法第26条第2項の規定により準用する感染症法第19条

⁹² 感染症法第44条の3第1項

場合には、当該地域内の住民に対して、抗インフルエンザウイルス薬の一斉予防投与の実施を検討する。【保健医療局】

3-1-2 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

3-1-2-1 外出等に係る要請等

都は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。また、まん延防止等重点措置として、重点区域⁹³において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請⁹⁴や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請⁹⁵を行う。【総務局】

【外出自粛要請（特措法第24条第9項又は第45条第1項）】

居宅等からの不要不急の外出や移動の自粛を求めること。「不要不急の外出や移動」とは、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、業務の都合上必要となる職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除いた外出を指す。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

3-1-2-2 基本的な感染対策に係る要請等

都は、都民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。【総務局、保健医療局、都市整備局、産業労働局、関係局】

【要請等の例】

感染拡大につながる場面の制限として、人と人との距離の確保、大声の制限、在宅勤務や時差出勤等の推奨等を行うことが考えられる。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

⁹³ 特措法第31条の6第1項第2号に規定するまん延防止等重点措置を実施すべき区域をいう。

⁹⁴ 特措法第31条の8第2項

⁹⁵ 特措法第45条第1項

3-1-3 事業者や学校等に対する要請

3-1-3-1 営業時間の変更や休業要請等

都は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。

【総務局、教育庁、関係局】

【営業時間の変更の要請等（特措法第31条の8第1項、第24条第9項）】

多数の者が利用する場所で、感染拡大が生じている業態に属する事業を行う者に対して、休業まで至らない営業時間の短縮等の要請を行うこと。当該業態を判断するに当たっては、施行令第5条の4に規定する以下の事項を勘案して措置を講ずる必要があると認められる者に対して行う。

- ・ 業態ごとの感染症患者等の数
- ・ 感染症患者等のうち同一の事実起因して感染した者の数その他の感染症患者等の発生の状況
- ・ 新型インフルエンザ等の発生の動向や原因

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

3-1-3-2 学校等における対応

3-1-3-2-1 都立学校及び区市町村立学校

- ① 新型インフルエンザ等の発生時には、「都立学校における学校健康危機管理マニュアル」に基づき、学校医や管轄保健所と連携の下、次のとおり感染拡大防止策を講ずる。【保健医療局、教育庁】
- ② 新型インフルエンザ等の疑い又は患していると診断された児童・生徒への対応については、管轄保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒のマスク着用等の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。【保健医療局、教育庁】
- ③ 患者等の集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講ずる。【保健医療局、教育庁】
- ④ 同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。さらに、感染が拡大し、都内で流行した場合、感

染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての都立学校の閉鎖について検討する。

なお、全ての区市町村立学校においても、同様の措置をとるよう設置者に要請する。【保健医療局、教育庁】

3-1-3-2-2 私立学校

- ① 各学校設置者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、幼児・児童・生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。【保健医療局、生活文化局】
- ② 患者との接触者が関係する地域の学校について、まん延のおそれがある場合には、臨時休業を行うよう各学校設置者等に対して要請する。さらに、感染が拡大し、都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じて臨時休業の検討について要請する。【保健医療局、生活文化局】

3-1-3-2-3 社会福祉施設等

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。【保健医療局、福祉局】

【新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条に規定する施設（多数の者が利用する施設）】表1

- i 学校（iiiに掲げるものを除く。）
- ii 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
- iii 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設
- iv 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- v 集会場又は公会堂
- vi 展示場
- vii 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器、個人防護具（感染症法第53条の16第1項に規定する個人防護具をい

う。) その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)

viii ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)

ix 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

x 博物館、美術館又は図書館

xi キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

xii 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

xiii 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

xiv 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設(xiに該当するものを除く。)

※ iii～xivの施設については、1,000㎡超の施設が対象。

※ iii～xivの施設であって1,000㎡以下の施設についても、まん延防止の目的が達成できない差し迫った状況が認められる場合には、特措法施行令第11条第1項第15号の規定に基づき、厚生労働大臣が特に定めたカテゴリーの施設は、基本的対処方針を改め、特措法第45条の規定に基づき施設の使用制限等の要請等を行う。なお、厚生労働大臣が対象施設を定める際は、新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴いた上で判断する。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン(まん延防止に関するガイドライン)

3-1-3-3 まん延の防止のための措置の要請

都は、必要に応じて、上記3-1-3-1のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する⁹⁶。【総務局】

3-1-3-4 3-1-3-1及び3-1-3-3の要請に係る措置を講ずる命令等

都は、上記3-1-3-1又は3-1-3-3のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、その必要性や該当性等の検討を踏まえ、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命ずる⁹⁷。【総務局】

⁹⁶ 特措法第31条の8第1項及び第45条第2項

⁹⁷ 特措法第31条の8第3項及び第45条第3項。当該命令に違反した場合は、特措法第80条第1号及び第79条の規定に基づき過料が科され得る。

【まん延の防止のための措置の要請の内容と主な留意事項】

- (ア) 従業員に対する検査を受けることの勧奨
- (イ) 入場者の感染防止のための整理及び誘導
- (ウ) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- (エ) 手指の消毒設備の設置
- (オ) 事業所・施設の消毒
- (カ) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- (キ) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止

緊急事態宣言時において、都道府県知事は、表1以外の以下の社会経済活動を維持する上で必要な施設についても、特措法施行令第12条で定める使用制限以外の対応を参考に、基本的対処方針を踏まえ、手指の消毒設備の設置、入場者数の制限等の特措法第24条第9項による協力の要請を行う。

- a 病院又は診療所
- b 卸売市場、食料品売場
- c 飲食店、料理店
- d ホテル又は旅館
- e 寄宿舍又は下宿
- f 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- g 工場
- h 銀行
- i 事務所
- j 保健所、税務署その他不特定多数の者が利用する官公署
- k 公衆浴場
- l 表1の施設であって、1,000㎡以下の施設（表1のi、ii及び施行令第11条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣が例外的に定めたカテゴリーの施設を除く。）

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

3-1-3-5 施設名等の公表

都は、上記3-1-3-1、3-1-3-3及び3-1-3-4のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第6章 まん延防止

第3節 対応期

名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表する⁹⁸。【総務局】

【特措法における事業者等に対する休業要請や時短要請等に係る整理】

状況	右記以外の状況	まん延防止等重点措置の 公示の対象となる状況	緊急事態宣言の対 象となる状況
根拠規定	第24条第9項	第31条の8 (まん延防止等重点措 置)	第45条第2項(緊 急事態措置)
措置の相手 方	条文上は制限がないが、規定の趣旨 から以下のとおり 限定する。 ・施行令第11条に 規定する施設の管 理者等	感染者が継続して発生す るとともに、当該感染者 の数が増加して推移する おそれがある業態に係る 事業を行う者	施行令第11条に規 定する施設(表 1)の管理者等
措置内容	要請	要請 ・施設の営業時間の変更 ・その他国民生活及び国 民経済に甚大な影響を及 ぼすおそれがある重点区 域における新型インフル エンザ等のまん延を防止 するために必要な措置と して施行令第5条の5に 規定する措置	要請 ・施設の使用制限 ・催物の開催制限 ・施設の営業時間 の制限 ・施行令第12条に 規定する措置
履行確保措 置	特になし(要請に従 うかどうかは相手方 の自主的判断)	要請に従わない場合の命令 命令に違反した場合の過料	
立入検査等 の可否	不可	可	可

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン(まん延防止に関するガイド
ライン)

⁹⁸ 特措法第31条の8第5項及び第45条第5項

3-1-3-6 その他の事業者に対する要請

- ① 都は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子供の通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。【総務局、保健医療局、産業労働局、教育庁】
- ② 都は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。【総務局】
- ③ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。【保健医療局、福祉局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、重症化リスクの高い高齢者、障害者入所施設において、職員等を対象とした集中的検査を実施した。その後、重症化リスクの高い患者等が入院する病院、通所・訪問系の事業所、ワクチン接種対象外の子供が集団生活を送る小学校・保育所等の職員へと、順次対象を拡大した。

3-1-3-7 学級閉鎖・休校等の要請

都は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行うとともに、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請⁹⁹する。【総務局、教育庁、生活文化局】

3-2 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

都は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、都民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記「3-1-1 患者や濃厚接触者への対応」に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

⁹⁹ 学校保健安全法第20条

このため、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請することを検討するとともに、上記「3-1 まん延防止対策の内容」に記載した対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずる。【総務局】

3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

以下のとおり、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大きりの分類に応じた対応の考え方を示すが、有事には、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく国及びJHSによる分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。

3-2-2-1 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の都民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記「3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期」と同様に、都内の状況に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請することを検討するとともに、強度の高いまん延防止対策を講ずる。【総務局】

3-2-2-2 病原性が高く、感染性が高くない場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記「3-1-1 患者や濃厚接触者への対応」を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請することを検討する。【総務局】

3-2-2-3 病原性が高くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記「3-1 まん延防止対策の内容」に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。

上記の対策を行ってもなお、都内において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、当該状況の発生を公表し、更なる感染拡大防止への協力を都民等及び事業者へ幅広く呼び掛けるとともに、国による業界団体等との調整、好事例の提供や導入支援等を踏まえ、より効果的・効率的な感染対策を実施する。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請することを検討する。【総務局、保健医療局】

3-2-2-4 子供や若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

子供や高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、子供が感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策が子供に与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、子供の生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、上記「3-1-3-7 学級閉鎖・休校等の要請」を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、子供の感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等¹⁰⁰を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。【総務局、保健医療局、教育庁、生活文化局】

3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

都は、ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記「3-1 まん延防止対策の内容」に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記「3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期」に記載した考え方に基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う都民生活及び都民経済への影響を勘案しつつ検討を行う。【総務局、保健医療局】

3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

都は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。【総務局、保健医療局】

¹⁰⁰ 特措法第45条第2項

【対策の強度に関するイメージ】

弱		強	
2. 非若や濃厚接触者以外の住民に対する要請等	(1) 外出等に係る要請	③ 都道府県間の移動の自粛要請 ② 営業時間の変更に係る要請に際して営業時間外に営業が行われている場 ① 外出自粛要請	③ 都道府県間の移動の自粛要請 ② 営業時間の変更に係る要請に際して営業時間外に営業が行われている場 ① 外出自粛要請
	(2) 基本的な感染対策に係る要請等	① 基本的な感染対策(換気、マスク着用等の感染対策の徹底、手洗い・手指消毒、人混みを避けること等)	② 感染拡大につながる場面の制限(人と人との距離の確保、大声の制限、在宅勤務や時差出勤等の推奨等)
	(3) 退避・渡航中止の勧告等		○ 退避・渡航中止の勧告等
3. 事業者や学校等に対する要請	(1) 休業要請や営業時間の変更等	(ア) 従業員に対する検査を受けることの勧奨 (イ) 入場者の感染防止のための整理及び誘導 (ウ) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止 (エ) 手指の消毒設備の設置 (オ) 事業所・施設の消毒 (カ) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 (キ) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止	② 営業時間の変更の要請等 ① 施設の使用制限や休業要請等
	(2) まん延防止のための措置の要請		
	(3) まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る命令等		① まん延防止等重点措置に係る命令 ② 緊急事態措置に係る命令
	(4) まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る協定の公表等		① まん延防止等重点措置に係る公表 ② 緊急事態措置に係る公表
	(5) その他の事業者に対する要請	① 職場における感染対策等に係る要請 ② 重症化リスクが高く、集団感染が生じやすい施設等に対する感染対策の強化に係る要請 ③ イベント等における感染拡大防止に係る計画策定等の要請等 ④ 出張の延期・中止の勧告 ⑤ 事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組の実施	
	(6) 学級閉鎖・休校等の要請		○ 学級閉鎖・休校等の要請
○ 基本的な感染対策に係る要請		○ 威嚇等の要請	

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

【特措法第31条の8、第45条 手続フロー】

事項	手順
0. 特措法第24条第9項による要請（注意のため）	
① 要請	・ 業態や施設類型ごとに協力の要請を行う
1. 特措法第31条の8第1項又は特措法第45条第2項の要請、要請を行った旨の公表	
① 学識経験者の意見聴取	・ 要請の必要性等について意見聴取
② 要請	・ 要請対象の確定 ・ 要請内容の確定
③ 要請を行った旨の公表	・ ウェブサイト等での公表
2. 事案の把握・施設管理者等の特定	
① 事案の把握	・ 各都道府県における見回り、地域住民等からの情報提供等により、営業時間短縮を要請した時間を超えて営業している、休業していない等の事案を把握
② 該当施設等及び施設管理者等の特定	・ 該当する施設等を特定し、連絡先を確認 ・ 該当施設に問い合わせ、施設管理者等を特定
3. 施設管理者等への連絡	
① 施設管理者等への連絡	・ 施設管理者等に連絡し、法の趣旨及び情報提供の内容を伝え、事実確認を実施
② 是正の依頼、現地確認の事前連絡	・ 要請に従っていないことが確認されたら、まずは電話等で是正を依頼し、現地確認について事前連絡
4. 現地確認	
① 現地確認	・ 事前に連絡した訪問日時に現地を訪問
② 立入検査	・ 現地訪問の際、任意の協力を拒まれた場合は、立入検査の事前通知文書を手交 ・ 事前通知の文書に記載した訪問日時に立入検査 ・ 相手方が、報告徴収・立入検査を拒否等した場合
5. 命令、命令を行った旨の公表	
① 現地確認	・ 当該施設等が要請に従っていないことの確認
② 学識経験者の意見聴取	・ 当該施設等について、命令の必要性があるかの意見聴取
③ 「特に必要があると認めるとき」であることの判断	・ 当該施設等や業態、区域等の状態を踏まえ判断
④ 弁明の機会の付与	・ 弁明の機会を付与
⑤ 命令	・ 文書を送付して命令
⑥ 命令を行った旨の公表	・ ウェブサイト等での公表

6. 命令違反の確認	
① 現地確認	・ 当該施設等が命令に従っていないことの確認
7. 命令違反について、知事から裁判所への通知	
① 知事から地方裁判所への通知	・ 命令違反について、知事から地方裁判所に通知
8. 過料の裁判・執行	
① 過料の裁判	・ 裁判所における手続
② 過料の裁判の執行	・ 検察官の命令で執行

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）を都にて、一部抜粋。各手続における留意事項は、当該ガイドラインを参照のこと。

3-3 国におけるまん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等

上記「3-2 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方」に基づき対応するに当たり、国におけるまん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施の検討については、以下の①から③までのとおりである。

なお、これらの措置の実施に係る手続等については、第1章第3節（「実施体制」における対応期）3-2 の記載を参照する。

- ① 都は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請するか検討する。【総務局】
- ② 国は、J I H S 及び都と緊密に連携し、J I H S 等から得られる科学的知見や都の医療提供体制の状況等を勘案しつつ、新型インフルエンザ等の発生状況や患者の発生動向の推移、病床使用率や外来のひっ迫状況、重症化率等に基づき、医療の提供に支障が生じるおそれがある又は生じていることからこれらの措置が必要であると認められる場合は、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。その際、国は、消費の状況、メンタルヘルスや社会不安に関する情報等、国民生活及び社会経済活動に関する指標等についてもその推移を含めて確認し、対策の効果と、国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、これらの措置を講ずる必要があると認められる期間及び区域、業態等について、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。
- ③ ただし、上記 3-2 のそれぞれの時期において、主に以下の点に留意して、国は、これらの措置の必要性や内容を判断する。

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

科学的知見が不十分と考えられる状況であっても、医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる場合には、当該状況にあることを国民等に情報提供・共有しつつ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を含め、必要な対策を検討し、迅速に実施する。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる地域において、J I H S等から提供される科学的知見に基づき、措置の効果と、国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案した上で、必要最小限と考えられる期間及び区域、業態等に対して措置を講ずる。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

上記イ「病原体の性状等に応じて対応する時期」と同様に措置を講ずるが、重症化等のリスクが低下したことを踏まえ、対策の長期化に伴う国民生活や社会経済活動への影響をより重視しながら、措置を講ずる期間及び区域、業態等を検討する。

第7章 ワクチン

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、都民の生命及び健康を保護し、都民生活及び都民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び区市町村のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

1-1 研究開発の推進

1-1-1 ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用

- ① 都は、大学等の研究機関におけるワクチンの研究開発を支援する。また、都は、研究開発を通じて育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。【保健医療局】
- ② 東京都医学総合研究所では、関係機関と連携しながら平時から重点感染症等についての発症機序解明・ワクチン開発に向けた研究を推進する。【保健医療局】

1-2 ワクチンの供給体制

1-2-1 ワクチンの流通に係る体制の整備

都は国の要請を受けて、区市町村、東京都医師会、卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下のアからウまでの体制を構築する。【保健医療局】

- ア 都内の卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制
- イ ワクチンの供給の偏在があった場合の供給調整に係る卸売販売業者との連絡調整の方法
- ウ 区市町村との連絡調整の方法及び役割分担

1-2-2 登録事業者の登録に係る周知

都及び区市町村は、国が管理する特定接種の対象となる登録事業者データベースへの登録について、事業者に対し登録作業に係る周知を行う。国は、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する。【総務局、保健医療局】

1-3 接種体制の構築

1-3-1 接種体制

- ① 都は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるような接種会場や接種に携わる医療従事者の確保の考え方等について整理する。【保健医療局】
- ② 区市町村又は都は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。【保健医療局】

1-3-2 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、都又は区市町村が実施主体となり、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。【総務局、保健医療局】

1-3-3 住民接種

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の対象者及び期間を定める¹⁰¹。国は、住民接種の接種順位については、国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する¹⁰²としており、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、新型インフルエンザ等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があることを踏まえ、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理する。また、都及び区市町村は、平時から以下のアからウまでのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

¹⁰¹ 特措法第27条の2第1項

¹⁰² 特措法第27条の2第2項

ア 区市町村又は都は、国等の協力を得ながら、当該区市町村又は都の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る¹⁰³。

【保健医療局】

イ 区市町村又は都は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。【保健医療局】

ウ 区市町村又は都は、速やかに接種できるよう、東京都医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

【保健医療局、関係局】

1-4 情報提供・共有

都は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、国が情報提供・共有する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、都民等の理解促進を図る。【保健医療局】

1-5 DXの推進

- ① 国は、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化を進め、新型インフルエンザ等が発生し、市町村又は都道府県が接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理が行えるよう基盤整備を行う。
- ② 国は、情報の流出の防止その他の国民等のプライバシー情報の管理を徹底した上で、予防接種の接種記録等及び副反応疑い報告が格納された予防接種データベースと匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）¹⁰⁴等の連結解析を推進し、ワクチンの有効性及び安全性の向上を図るための研究等に利用可能な基盤の整備を行う。
- ③ 国は、一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村又は都道府県への分配量を決定し、分配につなげるシステムが稼働できるよう整備を行うほか、地方公共団体から得られる予防接

¹⁰³ 予防接種法第6条第3項

¹⁰⁴ 平成20（2008）年4月から施行されている高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、医療費適正化計画の作成、実施及び評価のための調査や分析等に用いるデータベースとして、レセプト情報や特定健診・特定保健指導情報等を格納・構築しているもの

種の接種記録等及び医療機関等から報告される副反応疑い報告を円滑に収集できるような情報基盤を整備する。

第2節 初動期

<目的>

都及び区市町村は、準備期に計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

2-1 接種体制

2-1-1 流通させるための体制の構築

都は、都内において特定接種又は住民接種を行う場合に用いるワクチンを円滑に流通させるための体制構築の手順を確認する。【保健医療局】

2-1-2 接種体制の準備

都及び区市町村は、国から新型インフルエンザ等に対する特定接種又は住民接種に関する実施方法、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の対象者・実施方法及び必要な予算措置等に関する情報提供に基づき、接種体制の立ち上げに向け必要な準備を行う。【保健医療局】

2-1-3 接種体制の構築

区市町村又は都は、地域の関係者と協力して接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。また、都は、大規模接種会場の設置や職域接種等の区市町村における接種体制を補完する取組の実施が必要な場合は、その実施に向けた準備を行う。【保健医療局、総務局】

2-1-4 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

都は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う¹⁰⁵。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師や診療放射線技師等に接種を行うよう要請する¹⁰⁶ことを検討する。【保健医療局】

¹⁰⁵ 特措法第31条第3項及び第4項

¹⁰⁶ 特措法第31条の2及び第31条の3

第3節 対応期

<目的>

都及び区市町村は、あらかじめ準備期に計画したワクチンの供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際のワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の調整を行い、対象者への接種が都内全体で速やかに進むよう取り組む。さらに、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

3-1 ワクチンや接種に必要な資材の供給

3-1-1 供給の管理

- ① 都は、ワクチンや接種に必要な資材の供給量について検討する。【保健医療局】
- ② 都は、区市町村と情報共有を図りながら、国からのワクチン供給の状況に応じて、区市町村へのワクチン供給量に関する調整を行う。【保健医療局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、国から区市町村へのワクチン供給が停滞した際に、都が設置する大規模接種会場用に割り当てられたワクチンの約3分の2を区市町村に提供した。

3-1-2 ワクチン等の流通体制の構築

都は、接種に必要なワクチン等を医療機関や接種会場に円滑に流通できる体制を構築する¹⁰⁷。【保健医療局】

3-1-3 ワクチン等の納入量等に係る早期の情報提供・共有

- ① 都は、ワクチン等の納入量等に関する国との緊密な情報共有に努め、医療機関等の関係者に対して、ワクチン等に関する納入量の見込や納入時期等について早期に情報提供を行う。【保健医療局】
- ② 都は、ワクチン等の供給が不足することが見込まれる場合には、国に対し、製造事業者等に対する生産促進の要請などにより、十分な供給量を確保することを要請する。【保健医療局】

¹⁰⁷ 予防接種法第6条

3-2 接種体制

- ① 区市町村又は都は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。【保健医療局】
- ② 都及び区市町村は、新型インフルエンザ等の病原体の流行株が変異した場合において、追加接種が必要となることも想定し、そうした場合においても混乱なく円滑に接種が進められるように医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。【保健医療局】

3-2-1 特定接種

3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

都及び区市町村は、特定接種を実施することを国が決定した¹⁰⁸場合において、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。【総務局、保健医療局】

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 住民接種の接種順位の決定

住民接種における接種順位は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、国が決定する。

3-2-2-2 予防接種の準備

都及び区市町村は、国と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種¹⁰⁹の接種体制の準備を行う。【保健医療局】

3-2-2-3 予防接種体制の構築

- ① 都及び区市町村は、国からの要請に応じて、全都民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。【保健医療局】
- ② 都は、接種体制の広域的整備・円滑な接種実施に向けて、接種体制を強化する必要がある場合、関係団体等と連携して接種に携わる医療従事者を確保するための対策を実施し、接種体制を強化する。【保健医療局】

¹⁰⁸ 特措法第28条

¹⁰⁹ 予防接種法第6条第3項

【新型コロナ対応での具体例】

都内全体の接種体制の整備・円滑な接種実施に向けて、都、区市町村及び東京都医師会等の医療関係団体からなる「ワクチンチーム」を立ち上げ、緊密に情報共有・意見交換を行いながら、連携して接種を促進した。

東京都看護協会と連携した看護師等に対する筋肉内注射に係る実技研修、医師・歯科医師を対象に求人情報を提供する「ワクチン接種人材バンク」の設置、東京都薬剤師会の協力による大規模接種会場への薬剤師の派遣（適切な薬剤管理等の支援）、区市町村等の要請に応じた、都立病院からの医療従事者の派遣等の取組を実施した。

3-2-2-4 接種に関する情報提供・共有

区市町村又は都は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。区市町村又は都は、国に対し、接種状況に関する報告を行う。【保健医療局】

3-2-2-5 接種体制の拡充

区市町村又は都は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設、障害者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、区市町村又は都の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

【保健医療局、福祉局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、区市町村による接種を補完し、都内全体の接種を加速化するため、都による大規模接種会場の運営を行うとともに、企業による職域接種の実施を促し、また、重症化リスクの高い高齢者等への接種を促進するため、ワクチンバス（移動式接種会場）の派遣を行った。

また、利便性の高い駅近等に臨時の接種会場を設置した。

さらに、接種後の副反応に関し24時間体制で都民からの相談を受け付ける「東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター」を開設した。

3-2-2-6 接種記録の管理

都及び区市町村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。【保健医療局】

3-3 情報提供・共有

区市町村又は都は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、ワクチンの有効性・安全性情報、接種後の副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。【保健医療局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、以下のとおり対象に応じた多様な手法で、正確な情報提供に取り組んだ。

- ・ インフルエンサー（YouTuber等）とのコラボレーションにより動画等を制作し、予防接種の有効性や安全性等に関する情報やメッセージを若い世代に発信した。
- ・ オミクロン株対応ワクチン接種促進動画や専門家メッセージ動画を制作・発信した。
- ・ 都の大規模接種会場等の情報をまとめたリーフレットや、児童・生徒及び保護者向けに新型コロナワクチンの正確な情報をまとめたリーフレットを作成・配布し、普及・啓発を実施した。
- ・ 東京iCDCの専門家に対するインタビューや解説を盛り込んだ動画を東京動画及びYouTubeで配信した。

第8章 医療

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時において予防計画及び医療計画に基づき都と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。

また、都は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、東京都感染症対策連携協議会の活用等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

1-1 基本的な医療提供体制

- ① 都が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、下記1-1-1から1-1-8までに記載した、発生国・地域の帰国者等や有症状者等からの相談を受けて感染症指定医療機関等を案内する相談センター、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関、一般医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、都民等に対して必要な医療を提供するための体制を確保する。

【保健医療局】

- ② 都は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、国が示す症状や重症化リスク等に応じた医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けの基準に基づき、患者を適切な治療先・療養先につなげる体制を整備する。

なお、具体的には、個々の患者の状況や活用可能な資源など、感染状況や地域の実情等を踏まえ機動的な運用を行う。【保健医療局】

- ③ 上記の有事における医療提供体制の確保に向け平時から準備を行うことで、感染症危機において感染症医療及び通常医療の提供体制を迅速に確保する。

【保健医療局】

- ④ 都は、有事において、協定締結医療機関の確保病床数や稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況、救急搬送困難事案数等の情報を把

握し、入院や搬送等の必要な調整を実施することができるよう、地域における有事の司令塔機能を果たす部局を平時から明確化し、体制整備を行う。【保健医療局】

- ⑤ 新型インフルエンザ等感染症患者の移送は、発生した感染症の重篤性、感染力及び感染経路等を勘案して適切な移送方法によることとし、関係機関（民間救急事業者等）とも協議の上、発生時に円滑な移送が可能となるよう、体制整備及び訓練を実施する。【保健医療局】
- ⑥ 都は、平時から、島しょ地域での患者移送や、緊急時における都の圏域を越えた広域移送に関する課題を検討した上で、関係機関等と連携・協力し、安全に移送・搬送できる体制を構築できるよう協議する。【保健医療局、東京消防庁】

【新型コロナ対応での具体例】

新型コロナの発生当初において、都は、疑い患者も含め、災害活動等の本来業務に支障を来さない範囲で、「新型コロナウイルス感染症患者の行政ヘリコプター運用に係る申合せ事項」に基づき、東京消防庁の行政ヘリコプターによる患者の移送・搬送を実施した。あわせて、救急患者の緊急搬送として、海上自衛隊及び海上保安庁による患者の移送・搬送を実施した。

1-1-1 相談センター

都は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受けて感染症指定医療機関等を案内する相談センターを整備する。【保健医療局】

1-1-2 感染症指定医療機関

感染症法に基づき国が行う新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表¹¹⁰前は、感染症指定医療機関が中心となって新型インフルエンザ等患者の受入等に対応する。その後も、感染症指定医療機関は、都内の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。【保健医療局】

¹¹⁰ 感染症法第16条第2項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表をいう。以下同じ。

1-1-3 病床確保を行う協定締結医療機関¹¹¹（第一種協定指定医療機関¹¹²）

病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基づき、有事の際には、都からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。）においては、流行初期医療確保措置¹¹³の対象となる協定締結医療機関（以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。）が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。【保健医療局】

1-1-4 発熱外来を行う協定締結医療機関¹¹⁴（第二種協定指定医療機関¹¹⁵）

発熱外来を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基づき、有事の際には、都からの要請に応じて、全国的に検査の実施環境が整備される中で、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ、簡易テント、駐車場等で診療する場合を含む。）を設けた上で、あらかじめ発熱患者等の対応時間帯等の情報を住民に周知し、又は地域の医療機関等と共有して、発熱患者等を受け入れる体制を構築する。新型インフルエンザ等の流行初期においては、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。【保健医療局】

1-1-5 自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関¹¹⁶（第二種協定指定医療機関）

自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基づき、有事の際には、都からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養者に対して、往診や電話・オンライン診療等、処方薬の配送・服薬指導、訪問看護等を行う。【保健医療局、福祉局】

¹¹¹ 感染症法第36条の2第1項第1号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関をいう。

¹¹² 感染症法第6条第16項に規定する第一種協定指定医療機関をいう。以下同じ。

¹¹³ 感染症法第36条の9第1項に基づく、感染症の流行初期に病床確保や発熱外来を行う協定締結医療機関に対して、補助金・診療報酬が充実するまでの一定期間、感染症の流行前と同水準の収入を補償する措置（病床確保を行う協定締結医療機関は外来も含めた診療報酬収入を補償、発熱外来のみを行う協定締結医療機関は外来分の診療報酬収入を補償）

¹¹⁴ 感染症法第36条の2第1項第2号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関

¹¹⁵ 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関をいう。以下同じ。

¹¹⁶ 感染症法第36条の2第1項第3号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関

1-1-6 後方支援を行う協定締結医療機関¹¹⁷

後方支援を行う協定締結医療機関は、都と締結した協定に基づき、都からの要請に応じて、新型インフルエンザ等からの回復後引き続き入院が必要な患者の転院受入や新型インフルエンザ等患者以外の患者の受入れを行う。【保健医療局】

1-1-7 医療人材の派遣を行う協定締結医療機関¹¹⁸

医療人材の派遣を行う協定締結医療機関は、都と締結した協定に基づき、感染拡大期等の医療人材が不足する際には、都からの要請に応じて、新型インフルエンザ等に対応するため、医療人材を医療機関等に派遣する。【保健医療局】

1-1-8 一般医療機関

- ① 都及び保健所設置区市は、東京都医師会等の医療関係団体等と連携し、一般医療機関に対して感染症に関する適切な情報を提供するなど必要な支援を実施する。【保健医療局】
- ② 感染症指定医療機関や協定締結医療機関以外の一般医療機関においても、国及び都、保健所設置区市、東京都医師会等の医療関係団体等からの情報を積極的に活用し、地域の感染状況等に応じて、感染症の診療並びに感染拡大防止のための措置や患者等への指導など必要な対応を、患者の人権を尊重しながら実施する。

1-2 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

- ① 都は、予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の目標値を設定する¹¹⁹。
また、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結¹²⁰し、地域の医療機関等の役割分担を明確化することで、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。【保健医療局】
- ② 都は、民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めて宿泊療養施設の確保を行う。また、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等を事前に検討し、あらかじめ新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえた宿泊療養施設の施設運営に関するマニュアルを作成する。【保健医療局】

¹¹⁷ 感染症法第36条の2第1項第4号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関

¹¹⁸ 感染症法第36条の2第1項第5号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関

¹¹⁹ 感染症法第10条第2項第6号及び第8項

¹²⁰ 感染症法第36条の3

1-3 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

- ① 感染症法に基づく協定締結医療機関については、全ての医療機関が自ら研修・訓練を実施するか、又は都、国、J I H S若しくはその他の医療機関等が実施する研修・訓練に自施設の医療従事者を参加させることが求められ、都は研修機会の提供など必要な支援を行っていく。【保健医療局】
- ② 都は、感染症や感染対策に関する研修の実施等を通じて、都内の医療機関における感染対策の全体的な底上げを図る。【保健医療局】
- ③ 都は、災害・感染症医療業務従事者¹²¹（D M A T、D P A T及び災害支援ナース）等の医療人材の派遣を行う医療機関との間で協定を締結するとともに、国と連携しながら医療機関、医療人材（災害・感染症医療業務従事者を含む。）、医療機関清掃従事者等の研修や訓練を実施し、研修や訓練の結果を国へ報告する。【保健医療局、福祉局、関係局】
- ④ 都は、アジア各都市との感染症対策従事者のネットワークづくりの取組として、感染症指定医療機関の医師等を対象とする海外の専門機関における短期派遣研修等を実施する。また、感染症医療や疫学の専門人材等の育成に向け、研修等を実施するなど、人材育成を進めていく。【保健医療局】

1-4 新型インフルエンザ等の発生時のためのDX推進

国は、新型インフルエンザ等の発生時における対応能力の向上や業務負担の軽減等のため、医療機関等情報支援システム（G－M I S）の改善、感染症サーベイランスシステムの活用、電子カルテ情報の標準化等、DXを推進する。また、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進める。

都は、国の取組状況も踏まえ、医療機関における電子カルテの導入支援や、感染症サーベイランスシステム、医療機関等情報支援システム（G－M I S）等の活用を通じてDXを推進し、入院調整等の効率化を図る。【保健医療局】

1-5 医療機関の設備整備・強化等

- ① 国及び都は、新型インフルエンザ等の対応を行う感染症指定医療機関及び協定締結医療機関について、施設整備及び設備整備の支援を行うとともに、準備状況の定期的な確認を行う。【保健医療局】
- ② 医療機関は、平時から、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制の強化を行う。【保健医療局】

¹²¹ 医療法第30条の12の2第1項に基づく、災害時や感染症発生時・まん延時に、都道府県からの要請に応じて、医療機関等に派遣される医療人材

1-6 臨時の医療施設等の取扱いの整理

都は、国による臨時の医療施設の設置・運営や医療人材確保等の方法に関する整理を踏まえ、平時から、臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法等について検討を行う。【保健医療局、関係局】

1-7 東京都感染症対策連携協議会等の活用

- ① 都は、新型インフルエンザ等が発生した際に迅速に必要な対応ができるよう、東京都感染症対策連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図る。また、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から自宅療養や入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。【保健医療局、福祉局、関係局】
- ② 都は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用¹²²しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。【保健医療局、福祉局、関係局】

1-8 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保

- ① 都は、特に配慮が必要な患者¹²³について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。【保健医療局】
- ② 都は、地域によっては、小児や妊産婦等の医療にひっ迫が生じる可能性があることから、そのような場合の広域的な感染症患者等の移送・他の疾患等の傷病者の搬送手段等について保健所、医療機関、消防機関、患者等搬送事業者等との間で、平時から協議を行う。【保健医療局、東京消防庁】

¹²² 感染症法第63条の3第1項

¹²³ 精神疾患を有する患者、妊産婦、小児、透析患者、障害児者、認知症の人、がん患者、外国人等

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から都民の生命及び健康を保護するため、適切な医療提供体制を確保する。

都は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前より、国等から得られた感染症に係る情報を踏まえ、必要な医療を提供する体制の確保を図る。また、国等から提供・共有された情報や要請を基に、保健所や医療機関等と連携し、相談・受診から入院までの流れを迅速に整備する。さらに、都は、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、管内の医療機関や都民等に対して、感染したおそれのある者については感染症指定医療機関等を案内する相談センター等の相談先や受診の手順等を分かりやすく示すなど、都民が円滑に適切な医療を受けるための情報提供や方針提示を行う。

2-1 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

都は、国やJ I H Sから提供された新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知する。【保健医療局、福祉局、総務局、東京消防庁】

2-2 医療提供体制の確保等

- ① 都は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に、感染症指定医療機関において、速やかに患者に適切な医療を提供する体制を確保する。

【保健医療局】

- ② 都は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において東京都感染症対策連携協議会等で整理した相談・受診から自宅療養や入院までの体制を迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G－M I S）等に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。

【保健医療局、東京消防庁】

- ③ 感染症指定医療機関は、患者の受入体制を確保し、患者に適切な医療を提供する。また、都からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G－MIS）等の入力を行う¹²⁴。【保健医療局】
- ④ 都は、医療機関に対し、国が示す症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等（又はこれに位置付けられる可能性がある感染症）に感染したおそれがあると判断される場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。【保健医療局】
- ⑤ 都は、区市町村と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について住民等に周知する。【保健医療局】
- ⑥ 都は、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備する。【保健医療局】
- ⑦ 都は、流行初期医療確保措置協定締結医療機関に対し、対応期において当該医療機関による医療提供体制が遅滞なく確保できるよう、対応の準備を行うよう要請する。【保健医療局】
- ⑧ 都は、準備期に構築した体制により、関係機関と連携の上、適切に移送を実施する。【保健医療局】

2-3 相談センターの整備

- ① 都は、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関等を案内する相談センターの整備を速やかに行うとともに、不安な方や受診先の案内が必要な方、症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、都民等に周知を行う。【保健医療局】
- ② 都は、感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置協定締結医療機関以外の医療機関に対して、症例定義に該当する有症状者等から相談等があった場合は、相談センター等を通じて感染症指定医療機関を案内するなど受診につなげるよう周知する。【保健医療局】

¹²⁴ 感染症法第36条の5

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延し、都民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、都民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、都は、初動期に引き続き、国及びＪＩＨＳ等から提供・共有された新型インフルエンザ等に係る情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、医療機関や保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

また、国及び都は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合にも機動的かつ柔軟に対応する。

3-1 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

3-1-1 都による総合調整・指示

- ① 都は、国及びＪＩＨＳから提供された情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、症状に応じて医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等に患者の振り分けを行う。

【保健医療局、福祉局】

- ② 都は、保健所設置区市等の間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。【保健医療局、総務局】

3-1-2 適切な医療提供体制の構築に向けた対応

3-1-2-1 医療機関等に対する要請等

- ① 都は、準備期において東京都感染症対策連携協議会等で整理した医療提供体制等が適切に確保できるよう、感染症指定医療機関に対して必要な医療を提供するよう要請するとともに、協定締結医療機関に対して準備期に締結した協定¹²⁵に基づき必要な医療を提供するよう要請する。【保健医療局】

¹²⁵ 感染症法第36条の3

- ② 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、都内の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。協定締結医療機関は、準備期に都と締結した協定¹²⁶に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。【保健医療局】
- ③ 都は、発熱外来以外の医療機関に対して、患者からの相談に応じて相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう要請する。【保健医療局】
- ④ 感染症指定医療機関及び協定締結医療機関は、都からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G－M I S）等の入力を行う¹²⁷。【保健医療局】
- ⑤ 都は、初動期に引き続き、医療機関に対し、確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を医療機関等情報支援システム（G－M I S）等に確実に入力するよう要請を行い、これらの情報等を把握しながら、入院調整を行う。【保健医療局】
- ⑥ 医療機関は、感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況について医療機関等情報支援システム（G－M I S）等に入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は医療機関等情報支援システム（G－M I S）等を通じて都へ報告を行う。【保健医療局】
- ⑦ 都は、新型インフルエンザ等対策に関わる医療従事者に生じ得る心身への影響を考慮し、状況に応じたローテーション制の導入、休暇の確保、メンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずるよう、医療機関に対し要請する。【保健医療局】

3-1-2-2 医療機関等における体制強化等

- ① 国及び都は、流行初期に病床確保や発熱外来を行う協定締結医療機関に対して、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでの一定期間、感染症法等の定めに従い、流行前と同水準の収入を補償¹²⁸する措置を行うとともに、感染状況や感染症の特徴等を踏まえ、患者に医療を提供する医療機関等を支援する。【保健医療局】
- ② 都は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。【保健医療局】
- ③ 都は、国等と連携し、医療機関において感染症対策物資等の調達が困難となった場合などに、必要な物資を提供する体制を構築する。【保健医療局】

¹²⁶ 感染症法第36条の3

¹²⁷ 感染症法第36条の5

¹²⁸ 病床確保を行う協定締結医療機関は外来も含めた診療報酬収入を補償、発熱外来のみを行う協定締結医療機関は外来分の診療報酬収入を補償

- ④ 都は、引き続き関係機関と連携の上、感染動向や患者の状況に応じ、適切に移送を実施する。【保健医療局】

3-1-2-3 適切な医療受診に向けた都民等への呼び掛け等

- ① 都は、区市町村と協力し、地域の医療提供体制に関する情報や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等、医療機関への受診方法等について住民等に周知する。【保健医療局】
- ② 都及び保健所設置区市は、患者等搬送事業者等とも連携して、患者について、患者の状況や感染症の性状、感染状況等に応じ、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保する。また、都は、都民等に対し、症状が軽微な場合における救急車の利用を控える等、救急車の適時・適切な利用について周知する。【保健医療局、東京消防庁】

3-2 時期に応じた医療提供体制の構築

3-2-1 流行初期

3-2-1-1 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 都は、都内の感染状況を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関においても、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保するよう要請する。【保健医療局】
- ② 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、都内の感染症医療提供体制の中核としての役割を果たす。流行初期医療確保措置協定締結医療機関は、都と締結した協定¹²⁹に基づき、都からの要請に応じて、病床確保又は発熱外来における医療提供等を行う。【保健医療局】
- ③ 都は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、診察した患者が新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者であると判断した場合には、直ちに保健所に届け出るよう要請する。【保健医療局】
- ④ 医療機関は、症例定義を踏まえ、診察した患者が新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者であると判断した場合には、直ちに保健所に届出を行う¹³⁰。【保健医療局】
- ⑤ 都及び保健所設置区市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、

¹²⁹ 感染症法第36条の3

¹³⁰ 感染症法第12条第1項

医療機関等と適切に連携して対応する。

なお、都は、保健所設置区市等との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。【保健医療局】

- ⑥ 都は、状況に応じて速やかに入院調整本部を設置し、円滑な入院調整の仕組みを構築する。入院調整に当たっては、国が作成して示す「重症化する可能性が高い患者を判断するための指標」を参考にしつつ、新型インフルエンザ等の重症度のほか、基礎疾患や重症化リスク、合併症のリスク、障害の有無、要介護度など、患者の容態を総合的に考慮して行う。また、国の感染症サーベイランスシステム等を活用するとともに、システムの運用状況や感染症の特徴、医療提供体制の状況等を踏まえ、D Xの活用を図るなど、関係者間において迅速かつ効率的な情報共有等が可能な体制を整備する。【保健医療局】
- ⑦ 都は、病床がひっ迫するおそれがある場合には、重症度や基礎疾患の有無などを考慮し、入院対象患者の範囲や優先度を明確にしながら、入院調整を行う。同時に病床を効率的に運用し、患者の症状に応じた適切な医療を提供する体制を確保するため、入院調整本部において転退院支援や患者搬送支援を実施する。【保健医療局】
- ⑧ 都は、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、臨時の医療施設を設置する場合を想定し、必要なときに迅速に設置することができるよう、準備期に整理した臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を確認し、所要の準備を行う。【保健医療局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、入院調整本部を設置し、保健所からの依頼を受け、東京DMA Tの医師等の協力を得て、患者の重症度、基礎疾患の有無、住所地等に応じた入院先医療機関の調整を広域的に実施した。また、夜間入院調整窓口を設置し、日中・夜間における切れ目のない入院調整体制を整備した。入院調整に当たっては、国が新型コロナ対応において導入した感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の情報を活用するほか、都独自に、保健所や医療機関と情報共有可能な「東京都新型コロナウイルス感染者情報システム（MIST）」を導入し、患者情報や受入可能病床等の情報を一元的に管理し、入院調整を実施した。さらに、病床を効率的に運用し、患者の症状に応じた療養環境を提供するため、転退院支援班を設置し、症状が改善した軽症・中等症患者を受け入れる医療機関への転院や、療養期間が終了した患者の回復期支援病院への転院調整を実施するとともに、病院間で転院調整を行った場合の患者搬送を支援した。

3-2-1-2 相談センターの強化

都は、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談や、受診先となる発熱外来の案内に対応する相談センターを強化するとともに、都民等への周知を行う。【保健医療局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、発生初期においては、未知のウイルスに対する不安が広がる中、都民への正確な知識と情報の提供や、患者を適切な診察が可能な医療機関に確実につなぐ仕組みの構築が必要となったことから、令和2（2020）年2月、特別区、八王子市、町田市と共同して、感染の疑いのある方からの相談に対応する新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）を設置し、必要に応じて帰国者・接触者外来（新型コロナ外来）を案内する体制を整備した。

同年10月には、発熱等の症状があり、かかりつけ医のいない方や、C O C O A¹³¹による通知を受けた方などの相談に対応するため、新型コロナ受診相談窓口に代わり、看護師・保健師による相談対応が可能な東京都発熱相談センターを新たに開設した。

新型コロナ感染症の感染予防や心配な症状が現れた場合、相談先が分からない場合など、都民からの一般的な相談・オミクロン株に関する相談に対応するため、新型コロナ・オミクロン株コールセンターを設置した。

3-2-2 流行初期以降

3-2-2-1 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 都は、都内の感染状況を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置協定締結医療機関に加えて、その他の協定締結医療機関においても対応を要請し、医療提供体制を確保する。【保健医療局】
- ② 都は、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、必要に応じて、協定締結医療機関に対して、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行うよう要請する。その際、病床確保については、まずは、協定締結医療機関のうち公的医療機関等¹³²が中心となって対応をし、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、対応する協定締結医療機関を

¹³¹ 接触確認アプリ。スマートフォンにダウンロードし、Bluetoothをオンにして携帯することで、感染者との接触の可能性について、通知を受けることができるアプリケーション

¹³² 公的医療機関等以外の医療機関のうち新型インフルエンザ等に対応することができる医療機関を含む。

拡大していく等、状況に応じて段階的に医療提供体制を拡充する。【保健医療局】

- ③ 都は、感染症の性状や医療提供体制の状況等に応じて、確保病床等を補完する臨時の医療施設を機動的に設置する。【保健医療局】
- ④ 協定締結医療機関は、都と締結した協定¹³³に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。【保健医療局】
- ⑤ 都及び保健所設置区市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。

なお、都は、保健所設置区市等との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。【保健医療局】

- ⑥ 都は、病床がひっ迫するおそれがある場合には、重症度や基礎疾患の有無などを考慮し、入院対象患者の範囲や優先度を明確にしながら、入院調整を行うとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関を活用し、感染症患者を受け入れる病床を効率的に運用する体制確保を進める。患者等の入院・転院等においては、国が作成して示す「重症化する可能性が高い患者を判断するための指標」をも参考にしつつ、患者の容態を総合的に判断する。入院調整本部において、病床を効率的に運用し、患者の症状に応じた適切な医療を提供するため、状況に応じて転退院支援や患者搬送支援を実施する。【保健医療局、福祉局】
- ⑦ 都は、必要に応じて、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関に対して、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の医療機関等への派遣を要請する。【保健医療局】
- ⑧ 都は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等による健康観察を行う体制を確保する。【保健医療局】
- ⑨ 都は、宿泊療養施設について、軽症者等の受入れ開始前に、運営スタッフに対し、あらかじめ策定した施設運営に関するマニュアルを活用し、研修等を行う。また、事前に同スタッフへの個人防護具の着脱方法の周知や医療従事者への研修等により、感染対策を適切に実施する。【保健医療局】

¹³³ 感染症法第36条の3

【新型コロナ対応での具体例】

都は、介護を必要とする高齢者の受入先確保が課題となったため、確保病床等による入院医療体制を補完する「臨時の医療施設」として、高齢者等医療支援型施設を設置した。

高齢者等医療支援型施設では、クラスターが発生した施設や自宅等から重症化リスクの高い高齢者や障害者等を受け入れ、常駐する医師や看護師が健康観察や治療、介護を行い、症状が悪化した際は転院調整を実施した。また、入所者がA D L（Activities（動作） of Daily Living（日常生活）の略）を維持し、元の生活に戻れるよう、理学療法士等によるリハビリテーションを実施することで、安心して療養できる環境を整備した。

3-2-2-2 相談センターの強化

上記「3-2-1-2 相談センターの強化」の取組を継続して行う。【保健医療局】

3-2-2-3 病原体の性状等に応じた対応

- ① 都は、小児、妊産婦、高齢者、特定の既往症を有する者等の特定のグループが感染・重症化しやすい等の新型インフルエンザ等が発生した場合は、リスクの高い特定のグループに対する重点的な医療提供体制を確保する。【保健医療局】
- ② 新型インフルエンザ等の病原性が高い場合は、重症患者が多く発生することが想定されるため、都は、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関において多くの重症者用の病床の確保を行う。一方、感染性が高い場合は、必要に応じて、全ての協定締結医療機関において対応する等、医療提供体制を拡充するとともに、入院医療を重症化リスクの高い患者に重点化するなどの対応を行う。【保健医療局】

3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ① 都は、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を減らす等、感染状況等を踏まえて柔軟かつ機動的に対応する。
なお、変異株の出現等により、感染が再拡大した場合又はそのおそれがある場合は、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を増やす等、必要な対策を実施する。【保健医療局】
- ② 都は、必要に応じて、相談センターにおいて、発熱外来を案内する仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに移行するとともに、区市町村と協力して、住民等に対して周知する。【保健医療局】

3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合、都は、国の示す方針に基づき、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。【保健医療局、総務局】

3-3 予防計画及び医療計画における事前の想定と大きく異なる場合の対応方針

新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等の特徴のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況等が、準備期に整備した医療提供体制の事前の想定とは大きく異なる場合は、都は、国の示す方針に基づき、通常医療との両立も踏まえながら、準備期に締結した協定の内容の変更や状況に応じた対応を行う。【保健医療局】

3-4 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針

都は、上記「3-1 新型インフルエンザ等に関する基本の対応」及び「3-2 時期に応じた医療提供体制の構築」の取組では対応が困難となるおそれがあると考えられる場合は、必要に応じて、以下①から③までの取組を行う。

- ① 都は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合は、国と連携し、他の医療機関や他の地域と連携して柔軟かつ機動的に対応するよう、広域の医療人材派遣や患者の移送等の調整を行う。都は、必要に応じて総合調整権限¹³⁴・指示権限¹³⁵を行使する。【保健医療局】
- ② 都は、医療機関等情報支援システム（G－M I S）等の情報等を参考に、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、必要に応じて、臨時の医療施設を設置して医療の提供を行うとともに、都内全ての医療機関に対して必要な協力を求める。【保健医療局】
- ③ 都は、上記の①及び②の対応を行うとともに、都民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合は、以下アからウまでの対応を行うことを検討する。【総務局、保健医療局】

¹³⁴ 感染症法第63条の3

¹³⁵ 感染症法第63条の4

ア 第6章第3節（「まん延防止」における対応期）「3-1-1 患者や濃厚接触者への対応」及び「3-1-2 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等」の措置を講ずること。

イ 適切な医療の提供が可能となるまでの間、通常医療も含め重症度や緊急度等に応じた医療提供について方針を示すこと¹³⁶。

ウ 対応が困難で緊急の必要性がある場合は、医療関係者に医療の実施の要請¹³⁷等を行うこと¹³⁸。

¹³⁶ その際、例えば、緊急度の低い手術は延期することや、入院医療を重症化リスクの高い患者に重点化するように入院基準等の見直しを行うことが考えられる。

¹³⁷ 特措法第31条

¹³⁸ 医療関係者に対する要請等については、以下の点に留意する。

- ・ 特措法第31条の規定に基づき、患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士）に対し、都道府県知事は医療を行うよう要請等することができる。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合、都道府県の行動計画や医療計画等により医療の提供が行われることとなるが、協定締結医療機関への協定に基づく医療人材派遣の要請や臨時の医療施設の設置等によっても医療の提供が困難で緊急の必要性がある場合等に、医療関係者に対する要請等を検討する。
- ・ 医療関係者に対する要請等の方法については、医療関係者に対して個別に医療の実施の要請等を行う方法、医療機関の管理者に対して当該医療機関や別の場所での医療の実施の要請等を行う方法等が考えられる。
- ・ 特措法第62条第2項の規定に基づき、都道府県は、特措法第31条の規定に基づく要請等に応じて患者等に対する医療の提供を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。
- ・ 特措法第63条の規定に基づき、都道府県は、特措法第31条の規定に基づく要請等に応じて、患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第9章 治療薬・治療法

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。国やJ I H Sと緊密な情報共有体制を確保しながら、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬及び治療法の情報を速やかに医療機関等に提供し、医療機関等がこれらを早期に活用できるよう、平時からそのための体制づくりを行う。

1-1 研究開発体制の構築

- ① 都は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【保健医療局】
- ② 都は、有事における治験等に関する協力依頼への対応方法について国と確認する。【保健医療局】
- ③ 東京都医学総合研究所では、関係機関と連携しながら平時から重点感染症等についての発症機序解明・治療薬・治療法の開発に向けた研究を推進する。【保健医療局】

1-2 基礎研究及び臨床研究等の人材育成

都は、治療薬・治療法の研究開発の担い手の確保につながるよう、大学等の研究機関を支援する。また、都は、研究開発を通じて育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。【保健医療局】

1-3 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

1-3-1 医療機関等への情報提供・共有体制の整備

都は、新型インフルエンザ等の発生時に、国及びJ I H Sが示す情報等に基づき感染症指定医療機関や協定締結医療機関等をはじめ当該感染症の患者の診療を行う医療機関等が、有効な治療薬・治療法に関する情報を早期に入手し、また、活用できるよう、平時から国及びJ I H S並びに医療機関等と感染状況に応じた情報提供体制や実施のための手順等を確認する。【保健医療局】

1-3-2 感染症危機対応医薬品¹³⁹等の備蓄及び流通体制の整備

都は、抗インフルエンザウイルス薬について、国の備蓄方針を踏まえ、かつ、大都市であるなどの都の特性等を考慮して、必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄する。また、卸売販売業団体等と協議し、必要時における備蓄医薬品の供給手順等について確認する。【保健医療局】

¹³⁹ 感染症危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等を指す。

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束¹⁴⁰を目的として、準備期に構築した体制を活用して、医療機関等に対し治療薬や治療法に関する最新の知見に関する情報提供を行い、また、治療薬の適切な供給・使用がなされるよう関係機関との調整等を行う。

2-1 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

2-1-1 医療機関及び都民等への情報提供・共有

都は、国やJ I H S等の関係機関と緊密に連携して新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を収集し、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬・治療法に関する情報を医療機関や薬局のほか、医療従事者、都民等に対して迅速に提供・共有する。【保健医療局】

2-1-2 治療薬の配分

都は、供給量に制限がある治療薬について、国が行う配分が、必要な患者に対して適時かつ公平に行われるよう必要な協力を行う。

また、都は、病原体が新型インフルエンザウイルスと特定された場合、都及び都内の卸売販売業者並びに医療機関等が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況を確認するとともに、抗インフルエンザウイルス薬が適切に医療機関等に行き渡るよう準備を行う。【保健医療局】

2-1-3 治療薬の適正使用及び適正な発注等の指導

都は、国の通知等を踏まえ、医療機関や薬局に対し、治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するように要請する。また、過剰な量の発注・購入を行わないこと等、適正な対応を指導する。【保健医療局】

2-1-4 対症療法薬に係る流通管理及び適正使用

都は、解熱鎮痛薬、鎮咳薬、抗炎症薬等の対症療法に用いる治療薬（以下「対症療法薬」という。）が不足するおそれがある場合には、国に対し、生産業者等への増産の要請や適正な流通に係る指導等を行うよう要請する。【保健医療局】

¹⁴⁰ 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

2-2 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

- ① 国及び都は、抗インフルエンザウイルス薬について、製造販売業者による流通備蓄分を含む備蓄量の把握を行う。【保健医療局】
- ② 国は、都と連携し、医療機関に対し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等、搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。
【保健医療局】
- ③ 都は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。
【保健医療局】
- ④ 都は、国の通知を踏まえ、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。【保健医療局】

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬を確保するとともに、治療法を確立し、必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。

3-1 総合的にリスクが高いと判断される場合の対応

新型インフルエンザ等の発生により、国民の生命及び健康にとって総合的にリスクが高いと判断される場合は、国は、早期に治療薬・治療法が利用可能となるよう、迅速な治療薬の確保を含めた対応を行い、都も可能な限り協力に努める。

3-1-1 国による研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

都は、都内の関係機関とともに、国が実施する新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法に関する情報や臨床情報の収集に協力する。

また、国による情報収集や分析等から得られた知見を医療機関等の関係機関で共有し、双方向的な情報共有を行う。【保健医療局】

3-1-2 治療薬・治療法の研究開発の推進への協力

都は、国が新型インフルエンザ等に対する治療薬・治療法の研究開発の取組の一環として、製造販売業者による医薬品の治療薬等の開発・実用化の取組を支援する場合には、被験者の同意の下、可能な限り治験等への協力に努める。【保健医療局】

3-1-3 治療薬の供給体制整備等に係る調整

都は、国内で新型インフルエンザ等に対する有効な治療薬が開発・承認された場合には、東京都医師会、東京都薬剤師会、卸売販売業の団体等と連携し、治療薬を円滑に供給するための調整を行う。【保健医療局】

3-1-4 対症療法薬に係る流通管理及び適正使用

都は、対症療法薬が不足するおそれがある場合には、国に対し、生産業者等への増産の要請や適正な流通に係る指導等を行うよう要請する。【保健医療局】

3-2 治療薬・治療法の活用

3-2-1 治療薬・治療法の開発後の対応

都は、都民が新型インフルエンザ等の治療薬・治療法の開発・実用化の進捗を踏まえた治療を受けられ、また、適切な受療行動をとれるよう、医療機関等に最新の知見を踏まえた情報提供を行うとともに、都民等に対し治療法や治療薬に関する有効性や安全性等の正確な情報、対象となる患者等の考え方、対応可能な医療機関等の情報や受診の方法等について分かりやすく発信し、必要に応じて専用コールセンター等の設置を行うなど、都民への丁寧な情報提供に努める。【総務局、保健医療局】

また、治療薬・治療法の普及状況に応じて、保健所とも連携し、治療薬の投与可能な医療機関への受診・入院調整を行うなど、必要な患者が円滑に治療を受けられる体制を整える。

なお、新型コロナウイルスでは、り患後、感染性が消失してからも様々な症状（り患後症状、いわゆる後遺症）に悩む方が数多く存在していることから、新型インフルエンザ等の発生時には、こうした後遺症の発生も視野に入れ、必要に応じて、東京iCDC等の協力を得ながら医療機関等と連携し対応していく。【保健医療局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、以下の対応を実施した。

■ 中和抗体薬による治療

- ・中和抗体治療薬の開発・薬事承認を踏まえ、東京都中和抗体薬治療コールセンターを設置し、中和抗体薬による治療希望者からの問合せ・相談を受け付けるとともに、実施可能な医療機関での受診や搬送等の調整を実施
- ・かかりつけ医や発熱相談センターによる治療対応が可能な医療機関への案内
- ・都と保健所が連携して治療薬の投与が可能な医療機関への受診・入院調整
- ・自宅療養者等に対する往診での治療薬投与を推進する事業の実施

■ 後遺症対策

- ・東京iCDCの専門家の協力を得て、国内外の最新の知見の収集等を実施
- ・都民等の理解促進に向けた普及啓発や診療機関の情報提供、医療従事者向けの研修を実施

3-2-2 医療機関等及び都民等への情報提供

都は、引き続き、国やJ-IHS等の関係機関と緊密に連携して新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を収集し、医療機関や薬局のほか、医療従事者等、都民等に対して迅速に提供する。【保健医療局】

3-2-3 治療薬の流通管理

- ① 都は、引き続き、国と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。【保健医療局】
- ② 都は、必要に応じ、増産された治療薬を確保する。【保健医療局】
- ③ 都は、治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、国や関係機関と十分な意思疎通を図りながら、優先して用いるべき対象や配分等についての考え方を確認の上、必要な患者に対して適時に公平な配分を行う。また、供給が安定した場合には一般流通による供給に移行する。【保健医療局】

3-2-4 中長期的予後の把握と合併症に対する治療法等の研究等

国は、J I H S や関係学会等と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等の感染に伴う合併症や中長期的な予後を把握するとともに、合併症に対する治療法等について分析し、必要な研究を実施する。これにより得られた知見については、診療指針等に適宜反映するとともに、都道府県や医療機関、国民等に対して周知する。都は、国が示す情報等を医療機関や都民等に対して迅速に提供する。【保健医療局】

3-3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）

- ① 都は、都及び関係機関における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量及び都内の流通状況を把握するとともに、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に十分に供給されているかを確認し、必要に応じて都備蓄分を市場に放出する。また、国備蓄分の配分を国に要請する。【保健医療局】
- ② 国は、都と連携し、医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。【保健医療局】
- ③ 都は、患者数が減少した段階において、次の感染拡大に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄についての補充を行う。【保健医療局】

第10章 検査

第1節 準備期

<目的>

患者の診断は、患者の症状、他の患者への接触歴等、病原体へのばく露歴、病原体の存在や病原体に対する人体の反応を確認する各種検査の結果等に基づき行われる。このような感染症の診断に使われる検査には、顕微鏡等による確認から、PCR検査等の病原体の遺伝子の存在を確認する検査、抗原定量検査や抗原定性検査（迅速検査キット）等の病原体の抗原を確認する検査、その抗原に対し人体が産生する抗体を測定する抗体検査、特異的なリンパ球の産生を確認する検査等の様々な検査がある。病原体の種類やその感染症の特徴、検査を用いる場面とその目的に応じて、検査の開発状況や特性、検査精度等を踏まえ、科学的に妥当性の担保された適切な検査方法を選択することが必要である。

なお、本章においては、このうち、これまでの新型インフルエンザ等の発生時において診断に用いられてきた、PCR検査等や、病原体の抗原を確認する検査を念頭に置き対策を記載する。

新型インフルエンザ等の発生時に、国は、その病原体の検出手法を速やかに開発するとともに、診断に有用な検体採取の部位や採取方法の基準を定め、都は、国の定めた基準を踏まえ、患者の診断を迅速かつ的確に行うことができる体制を構築する必要がある。また、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められ、その実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。このほか、検査物資や人材の確保、検体の採取・輸送体制の確保等を含めて、感染拡大時にあっても必要な検査体制を確保するための取組を一体的に進める必要がある。

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。準備期では、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的に確認し、適宜、予防計画等に基づく検査体制の見直しを行うことが必要である。検査体制の整備に当たっては、J I H S 及び東京都健康安全研究センターをはじめとした地方衛生研究所のほか、医療機関、研究機関、民間検査機関及び流通事業者等¹⁴¹が協力し、体制構築に向けた準備を進める必要がある。

¹⁴¹ 試薬・検査機器の製造から流通に係る事業者や検体の搬送に係る運送事業者等をいう。

1-1 検査体制の整備

- ① 都及び地方衛生研究所を設置する自治体は、予防計画に基づき、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持するほか、有事における検査体制の準備を行い、新型インフルエンザ等の発生時には速やかに有事の体制に移行する。また、都は、民間検査機関等における検査実施能力向上のため、検査手法の技術指導や精度管理の向上のための取組など必要な支援を行う。【保健医療局】
- ② 東京都健康安全研究センターは、J I H S 及び都内民間検査機関等と平時から連携し、民間検査機関等も含めた都内の検査体制を構築する。また、検査精度等の検証を迅速に行う体制を確立するとともに、有事における検査用試薬等の入手ルートを確保する。保健所設置区市の衛生試験所並びに都内の民間検査機関等の検査実施能力及び精度管理の向上のため、積極的に情報を提供するとともに、研修等による技術的指導を適宜行う。【保健医療局】
- ③ 都及び地方衛生研究所を設置する自治体は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。【保健医療局】
- ④ 都は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、東京都感染症対策連携協議会等を活用して、東京都健康安全研究センターと保健所設置区市の衛生試験所（以下「東京都健康安全研究センター等」という。）、保健所設置区市の衛生試験所、民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等の有事に検査の実施に関与する機関（以下「検査関係機関等」という。）との間の役割分担を平時から確認し、有事における検査体制整備を進める。また、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ効率的に検査ができるよう、東京都健康安全研究センターへ検体を搬入する仕組みを整備するなど、平時から検体搬送体制について確認する。【保健医療局】
- ⑤ 都及び地方衛生研究所を設置する自治体は、予防計画に基づき、東京都健康安全研究センター等や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における「検査体制の充実・強化」¹⁴²に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、都は毎年度その内容を国に報告するとともに、当該検査機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。【保健医療局】

1-2 訓練等による検査体制の維持及び強化

- ① 都及び地方衛生研究所を設置する自治体は、予防計画に基づき、東京都健康安全研究センター等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強

¹⁴² 予防計画に基づく都道府県等に対する検査体制整備要請等をいう。

化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、訓練等の機会を通じ定期的に確認を行う。東京都健康安全研究センター等や検査等措置協定締結機関等は、国がJ I H Sと連携して実施する訓練等を活用し、国と協力して検査体制の維持に努める。【保健医療局、関係局】

- ② 東京都健康安全研究センター等、検査等措置協定締結機関等は、都及び地方衛生研究所を設置する自治体の検査関係機関等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。【保健医療局、関係局】
- ③ 都、保健所設置区市及び東京都健康安全研究センター等は、J I H Sが実施する検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練について必要な協力を行う。【保健医療局】

1-3 検査実施状況等の把握体制の確保

都及び東京都健康安全研究センターは、J I H S、民間検査機関、医療機関等と連携し、有事において、検査の実施状況や検査陽性割合等を効率的に把握するための方法の確立及び体制の確保を行う。その際、有事における業務負担を軽減できるよう、国が構築する自動化、効率化されたシステムの利用方法を確認しておく。【保健医療局】

1-4 研究開発の方向性の整理

都は、国及びJ I H S及び都内医療機関や研究機関等と連携し、国が実施する検査診断技術の開発の方針整理に協力する。【保健医療局】

1-5 研究開発体制の構築

国及びJ I H Sは、AMED¹⁴³と連携し、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、感染症の診療を行う医療機関が診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構

¹⁴³ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（Japan Agency for Medical Research and Development の略）。医療分野の研究開発及びその環境整備の中核的な役割を担う機関として、2015年4月に設立された国立研究開発法人。医療分野の研究開発における基礎から実用化までの一貫した研究開発の推進、成果の円滑な実用化及び医療分野の研究開発のための環境の整備を総合的かつ効果的にを行うため、健康・医療戦略推進本部が作成する医療分野研究開発推進計画に基づき、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施、助成等の業務を行う。

築するための支援を行う。また、都道府県等や国内外の研究機関等との連携やネットワークの強化に努める。

1-6 研究開発に関する関係機関等との連携

都及び保健所設置区市は、国及びJ I H S が主導する検査診断技術の研究開発について、都内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【保健医療局】

1-7 有事における検査実施の方針の基本的な考え方の整理

- ① 国は、新型インフルエンザ等の発生時の流行状況、医療提供体制の状況と検査実施能力や国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の様々な観点を考慮し、目的に応じ、それぞれの検査方法をどのような対象者に対して行うか等の基本的な考え方を示す検査実施の方針を整理し、有事に備える。
- ② 都は、国から検査実施の方針が示された際には、国の方針を踏まえ、都内における検査実施方針を整理し、有事に備える。【保健医療局】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時において、都は、国及びＪＩＨＳ等と緊密に情報共有を図りながら迅速に検査方法を確立し、都における検査体制を整備する。

都内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

2-1 検査体制の整備

- ① 都は、予防計画に基づき、東京都健康安全研究センター等、検査等措置協定締結機関等における「検査体制の充実・強化」に係る検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。【保健医療局】
- ② 発生早期は、東京都健康安全研究センターが検査体制を確立して検査を実施し、その後速やかに検査等措置協定締結機関等と連携し、予防計画に定める必要検査実施数を確保していく。【保健医療局】
- ③ 都は、国から提供される海外における情報や他の感染症の検査需要等を踏まえ、速やかに検査体制を拡充する。【保健医療局】

2-2 国内におけるPCR検査等の汎用性の高い検査手法の確立と普及

- ① 国は、ＪＩＨＳと連携し、海外で新型インフルエンザ等が発生している場合は、速やかに検体や病原体の入手に努め、入手した検体を基に病原体の検出手法を確立するとともに、病原体情報を公表する。また、病原体又は病原体情報を基に検査方法の確立を迅速に行う。
- ② ＪＩＨＳは、海外から検体や病原体を速やかに入手するとともに、検疫所や国内で採取された検体を収集し病原体を確保し、検査試薬の開発及び検査マニュアルの作成を行う。
- ③ 都は、国から提供を受けた検査試薬及び検査マニュアルを踏まえ、速やかに都における検査体制を整備する。【保健医療局】

2-3 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

都及び保健所設置区市は、国及びＪＩＨＳが主導する検査診断技術の研究開発について、都内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【保健医療局】

2-4 リスク評価に基づく検査実施の方針の検討

都は、国及びJ I H S と連携し、国の段階的な検査実施方針の見直しに協力する。さらに、国から、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報提供がなされた場合には、速やかに関係機関に周知の上、体制を整備する。【保健医療局】

第3節 対応期

<目的>

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

3-1 検査体制の拡充

- ① 都は、予防計画に基づき、東京都健康安全研究センター等、検査等措置協定締結機関等における「検査体制の充実・強化」に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に国へ報告する。【保健医療局】
- ② 流行初期は、東京都健康安全研究センターに加え、感染症指定医療機関、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が順次対応する。また、医療提供体制を補完するため、地域の実情に応じて地区医師会等が地域・外来検査センター（PCRセンター）を設置するなど、各地域における必要な検査体制を構築する。流行初期以降は、これらに加え、公的医療機関、特定機能病院及び地域医療支援病院等が中心となり、段階的に、検査能力を有する全ての協定締結医療機関で対応する。【保健医療局】
- ③ 都は、都内の感染状況等に応じて、感染症対策上の必要性、東京都健康安全研究センター等、検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、国や関係機関とも調整の上、検査の実施範囲等を判断する。【保健医療局】
- ④ 協定締結民間検査機関は、東京都健康安全研究センター等と連携し変異株分析の受託や医療機関等からの検査分析依頼に対応する。また、東京都健康安全研究センターからプライマー、試薬等の情報提供を踏まえ、流行初期から早期に体制を立ち上げるとともに、都の補助金等で整備したPCR検査機器等を活用することにより、流行初期以降の医療機関からの多くの検査需要に対応可能な検査実施能力を順次確保する。
- ⑤ 東京都健康安全研究センター等は、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制を維持しつつ、J I H Sとの連携や地方衛生研究所のネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、J I H Sへの地域の感染状況等の情報提供、地域の変異株の状況の分析、本庁組織や保健所等との情報共有、検査等措置協定を締結している民間検査機関等にお

ける検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。【保健医療局】

- ⑥ 都及び地方衛生研究所を設置する自治体は、国から感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて、対応方針の変更について示された場合には、都内の状況や各施設の業務負荷等も踏まえて、人員体制や検査体制等の見直しを適時適切に行う。【保健医療局】
- ⑦ 都は、国が実施する国内の検査体制の維持や拡充等のための見直しに応じて、適宜、都内の検査体制の見直しを実施する。【保健医療局】

3-2 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

- ① 都及び保健所設置区市は、国及びＪＩＨＳが主導する検査診断技術の研究開発について、都内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【保健医療局】
- ② 都は、国及びＪＩＨＳにおいて、新たに、より安全性が高い検査方法や検体採取方法が開発された場合は、これらの手法の医療機関等への速やかな普及に協力する。【保健医療局】

3-3 リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

- ① 都は、国が段階的に見直した検査実施方針を踏まえ、都における体制を見直す。
さらに、国から提供される検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報について、都民及び関係機関等に分かりやすく提供・共有する。
【保健医療局】
- ② 都は、国が決定した方針について関係機関等に周知の上、都内の検査体制を整備する。【保健医療局】

3-4 医療機関の検査目的の受診集中回避

都は、新型コロナの感染拡大時において、診療・検査医療機関への検査目的の受診の集中を緩和し、本来医療が必要な重症化リスクがある方等の受診機会を確保するため、感染が疑われる症状のある方や濃厚接触者に対し抗原定性検査キットの配布を行った。新型インフルエンザ等の発生時においても、医療機関への検査目的による受診集中を緩和する取組は重要であることから、医療機関による検査キットの確保に支障を来さないよう配慮しつつ、国及び関係機関と連携を図り、行政による検査キット配布等の取組について、柔軟に対応していく。【保健医療局】

第11章 保健

第1節 準備期

<目的>

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。保健所は、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や東京都医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進する。また、東京都健康安全研究センター等は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

都及び保健所設置区市は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所や東京都健康安全研究センター等がその機能を果たすことができるようにする。その際、都の本庁と保健所等との役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

1-1 人材の確保

- ① 都は、平時から感染症対応が可能な人材の確保のため、医師、保健師等の専門職の計画的な確保や保健所職員への研修等を実施するとともに、国及び他の地方公共団体等との円滑な応援・受援が可能な体制を保健所と連携し、構築する。【保健医療局】
- ② 都及び保健所設置区市は、保健所における流行開始（感染症法に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、I H E A T要員¹⁴⁴等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。【保健医療局】

¹⁴⁴ 地域保健法第21条に規定する業務支援員をいう。以下同じ。

- ③ 都は、必要に応じて保健所の要請に基づき、T E I Tや感染対策支援チームなどの専門的な支援チームの派遣等を行える体制を確保する。【保健医療局】

1-2 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 都及び保健所設置区市は、予防計画に定める保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される保健所の業務量に対応する人員確保数及びI H E A T要員の確保数）の状況を毎年度確認する。【保健医療局】
- ② 都及び保健所設置区市は、東京都健康安全研究センター等、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。【保健医療局】
- ③ 都及び保健所設置区市は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。東京都健康安全研究センター等においても、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。【保健医療局】
- ④ 業務継続計画の策定に当たっては、有事における都及び保健所設置区市、保健所及び東京都健康安全研究センター等の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からI C Tや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。【保健医療局】

1-3 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1 研修・訓練等の実施

- ① 都は、保健所の感染症有事体制を構成する人員（I H E A T要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施する。【保健医療局】
- ② 都は、国やJ I H S等が行う、危機管理のリーダーシップを担う人材や応援職員の人材の育成、「実地疫学専門家養成コース（F E T P）」を通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進、I H E A T要員に係る研修の実施等に協力し、地域の専門人材の充実を図り、感染症危機への対応能力の向上を図る。【保健医療局】
- ③ 都は、保健所や東京都健康安全研究センター等の人材育成を支援する。【保健医療局】
- ④ 都及び保健所設置区市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や都の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や東京都健康安全研究センター等の人材育成に努める。また、保健所や東京都健康安全研究センター等を含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。【保健医療局、関係局】

- ⑤ 都及び保健所設置区市は、保健所や東京都健康安全研究センター等に加え、本庁においても速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。【総務局、保健医療局、関係局】
- ⑥ 都は、平時から、都内各保健所及び一般市町村の職員を対象として、積極的疫学調査その他の感染症対策業務に関する知識の習得や対応能力の向上を図るため、東京都健康安全研究センターで実施する実地疫学調査研修の内容を充実させ、都内全体における感染症発生時の対応力向上を図る。【保健医療局】
- ⑦ 保健所は、大規模な集団発生事例が発生した場合などに備え、各保健所に実地疫学調査研修修了者が配置されるように研修受講体制を組むとともに、他保健所と対応の手法を共有化するなど日頃からのネットワークを構築する。【保健医療局】
- ⑧ 都は、保健所等の感染症対策従事職員や感染症指定医療機関の医師等を対象として、アジア各都市との感染症対策従事者のネットワークづくりを通じ海外の専門機関における短期派遣研修等を実施するなど、人材育成を進めていく。【保健医療局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、以下の手法で研修等を実施し、地域の関係機関における感染症対応能力向上を支援した。

- 保健所等で疫学調査に従事する職員などを対象に、新型コロナウイルス感染症の現状分析と次の波に備えた対応について、疫学・公衆衛生学の専門家を講師とした勉強会をオンライン方式で開催

1-3-2 多様な関係機関との連携体制の構築

- ① 都及び保健所設置区市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、東京都感染症対策連携協議会等を活用し、平時から保健所や東京都健康安全研究センター等のみならず、管内の一般市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。【保健医療局、関係局】
- ② 都及び保健所設置区市は、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について東京都感染症対策連携協議会等において協議し、その結果を踏まえ、必要に応じ予防計画を策定・変更する。

なお、予防計画を策定・変更する際には、都が作成する行動計画や区市町村

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第1節 準備期

行動計画、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針¹⁴⁵に基づき保健所及び東京都健康安全研究センター等が作成する健康危機対処計画と整合性の確保を図る。【保健医療局、関係局】

- ③ 都は、その際、必要に応じて感染症法に定める総合調整権限を活用¹⁴⁶しながら、医療提供体制の確保について、あらかじめ関係機関等と確認する。【保健医療局、関係局】
- ④ 都は、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設¹⁴⁷で療養する場合には、陽性者への食事の提供等¹⁴⁸の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、区市町村や協定を締結した民間宿泊事業者¹⁴⁹等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。【保健医療局、関係局】
- ⑤ 都は、保健所や東京都医師会等の協力を得ながら、医療機関に保健所への感染症の届出の必要性や電磁的方法による届出が可能である旨等を周知し、感染症の診断を行った医師が速やかに届け出るよう働き掛けを行っていく。【保健医療局】
- ⑥ 都及び保健所設置区市は、海外からの感染症の侵入を防ぐため、検疫所及び都内に所在する港湾・空港関係機関との連絡体制を平時から確認する。【保健医療局、港湾局、警視庁】
- ⑦ 検疫所における診察等において感染症患者が確認され、保健所への通報があった場合には、保健所は検疫所と連携して検疫法に基づく健康監視や患者等に対し必要な保健指導等を行う。【保健医療局、警視庁】
- ⑧ 都は、新型インフルエンザ等の発生時には、多数の帰国者対応等への対応が必要な場合が想定されることを踏まえ、平時から関係機関間において発生状況に応じた対応方針を確認する。【総務局、保健医療局、港湾局】
- ⑨ 保健所は、地域における健康危機管理の拠点であるため、感染症対策の中核的機関として、地元の関係機関等に対する感染症についての情報提供や相談対応等に取り組む。また、企業や事業者の健康管理部門との連携を図り、感染症対策を推進する。【保健医療局】

¹⁴⁵ 地域保健法第4条に基づき定める基本指針（平成6年厚生省告示第374号）をいう。

¹⁴⁶ 感染症法第63条の3

¹⁴⁷ 感染症法第44条の3第2項及び第50条の2第2項（第44条の9の規定により準用する場合を含む。）に定める宿泊施設をいう。以下同じ。

¹⁴⁸ 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

¹⁴⁹ 感染症法第36条の6第1項

1-4 保健所及び東京都健康安全研究センター等の体制整備

- ① 都は、東京都感染症対策連携協議会の中に、保健所設置区市、保健所等で構成する保健所連絡調整部会を設置し、都、保健所設置区市及び一般市町村の感染症対策に関する統一的な対応が可能な連携体制を構築するための協議等を行う。【保健医療局】
- ② 都及び保健所設置区市は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査¹⁵⁰、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や東京都健康安全研究センター等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備する。さらに、医療機関、医師会又は民間事業者への外部委託や一般市町村との連携への協力要請についても検討しつつ、自宅療養者等の健康観察を効率的に実施できるよう体制を整備する。くわえて、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。【保健医療局】
- ③ 保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。【保健医療局】
- ④ 東京都健康安全研究センター等は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、J I H S等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。【保健医療局】
- ⑤ 東京都健康安全研究センター等及び検査等措置協定締結機関等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国がJ I H Sと連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国、都及び保健所設置区市と協力して検査体制の維持に努める。【保健医療局】
- ⑥ 東京都健康安全研究センター等及び検査等措置協定締結機関等は、平時から都及び保健所設置区市の関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。【保健医療局、関係局】
- ⑦ 都、保健所設置区市、保健所及び東京都健康安全研究センター等は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ

¹⁵⁰ 感染症法第15条

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第1節 準備期

ナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。【保健医療局】

- ⑧ 都、保健所設置区市及び保健所は、医療機関等情報支援システム（G－MIS）等を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。【保健医療局】
- ⑨ 都、保健所設置区市、保健所及び家畜保健衛生所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく獣医師からの届出¹⁵¹又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から感染症法で定める特定鳥インフルエンザ（二類感染症）の患者の届出又は鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。【保健医療局、産業労働局、環境局】
- ⑩ 都及び保健所設置区市は、国及びJHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【保健医療局】

1-5 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 都及び保健所設置区市は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置をはじめとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報を住民に情報提供・共有するための体制構築を図る。【総務局、保健医療局】
- ② 都及び保健所設置区市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である住民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、住民等が必要とする情報を把握し、効果的な情報提供・共有にいかす方法等を整理する。【総務局、保健医療局】
- ③ 都、保健所設置区市及び一般市町村は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する¹⁵²。【総務局、保健医療局、関係局】

¹⁵¹ 感染症法第13条第1項及び家畜伝染病予防法第13条第1項

¹⁵² 特措法第13条第2項

- ④ 都及び保健所設置区市は、区市町村と連携し、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。【保健医療局、福祉局】
- ⑤ 都は、外国人の患者に対応する場合に、保健所が利用できる多言語通訳の仕組み等を構築する等、技術的支援を推進する。【保健医療局】
- ⑥ 保健所は、東京都健康安全研究センター等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。【保健医療局】

第2節 初動期

<目的>

初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

都及び保健所設置区市が定める予防計画並びに保健所及び東京都健康安全研究センター等が定める健康危機対処計画等に基づき、保健所及び東京都健康安全研究センター等が、有事体制への移行準備を進め、感染症法で定める新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、住民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2-1 有事体制への移行準備

- ① 都及び保健所設置区市は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び東京都健康安全研究センター等の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。

また、感染拡大に備え都内保健所に対する本庁からの応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援要請等といった、交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。【保健医療局】

- ② 都は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において東京都感染症対策連携協議会等で整理した相談・受診から自宅療養や入退院までの体制を迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G－M I S）等に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。

【保健医療局】

- ③ 保健所は、健康危機対処計画に基づき、都等の本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。【保健医療局】

- ④ 都及び保健所設置区市は、J I H Sによる東京都健康安全研究センター等への技術的支援等も活用し、検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下 2-2 に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。【保健医療局】

- ⑤ 東京都健康安全研究センター等は、健康危機対処計画に基づき、本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、J I H S等と連携して感染症の情報収集に努める。【保健医療局】
- ⑥ 都及び保健所設置区市は、国及びJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【保健医療局】

2-2 住民への情報提供・共有の開始

- ① 都及び保健所設置区市は、国の要請に基づき、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて感染症指定医療機関等を案内する相談センターの整備を速やかに行い、住民等に周知する。【保健医療局】
- ② 都、保健所設置区市及び一般市町村は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q & Aの公表、住民向けのコールセンターの設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。【保健医療局、総務局】

2-3 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に都内で感染が確認された場合の対応

- ① 保健所は、新型インフルエンザ等により患した又は患したことが疑われる患者が発生した場合には、当該患者（疑似症患者や無症状病原体保有者を含む。）及びその関係者に対して、積極的疫学調査を実施する。【保健医療局】
- ② 都及び保健所設置区市は、第3章第2節（「サーベイランス」における初動期）2-2-1で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が疑われる者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取¹⁵³を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。【保健医療局】

¹⁵³ 感染症法第16条の3第1項及び第3項

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、都及び保健所設置区市が定める予防計画並びに保健所及び東京都健康安全研究センター等が定める健康危機対処計画や準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び東京都健康安全研究センター等が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

3-1 有事体制への移行

- ① 都及び保健所設置区市は、本庁から保健所への応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援の要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、東京都健康安全研究センター等の検査体制を速やかに立ち上げる。

【保健医療局】

- ② 都は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報集約、地方公共団体間の調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置区市を支援する。また、国、他の道府県及び保健所設置区市と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援等を行う。さらに、必要に応じて感染症法に基づく保健所設置区市に対する総合調整権限・指示権限を行使¹⁵⁴する。【保健医療局】

- ③ 都は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住民の理解の増進を図るために必要な情報を区市町村と共有する¹⁵⁵。【保健医療局】

- ④ 都及び保健所設置区市は、国及びJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【保健医療局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、以下の手法で保健所の支援を実施した。

- 区市が設置する保健所の業務支援を行う保健所支援拠点の設置

¹⁵⁴ 感染症法第63条の3及び第63条の4

¹⁵⁵ 感染症法第16条第2項及び第3項

- トレーサー班（保健師・看護師等）を保健所支援拠点及び都保健所に配置し、積極的疫学調査に係る保健所業務支援を実施
- 保健所が行う疫学調査を支援することを目的に、医師、保健師を主なメンバーとするT E I Tを保健所の要請に基づき派遣

3-2 主な対応業務の実施

都、保健所設置区市、保健所及び東京都健康安全研究センター等は、予防計画及び健康危機対処計画に基づき整備・整理した組織・業務体制や東京都感染症対策連携協議会等において確認した役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、一般市町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下 3-2-1 から 3-2-7 までに記載する感染症対応業務を実施する。【保健医療局】

3-2-1 相談対応

都及び保健所設置区市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターの体制を強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や一元化等を行うことを検討する。【保健医療局】

3-2-2 検査・サーベイランス

- ① 都及び保健所設置区市は、国の方針を踏まえ、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、東京都健康安全研究センター等や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を勘案し、検査の実施範囲を判断する。【保健医療局】
- ② 東京都健康安全研究センター等は、保健所と連携して、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施するとともに、J I H S との連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、J I H S への地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、本庁や保健所等への情報提供・共有、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。【保健医療局】
- ③ 都は、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者発生状況に応じ、全数把握から定点把握を含めた適切なサーベイランスの実施体制に移行する。【保健医療局】

- ④ 都及び保健所設置区市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。【保健医療局、産業労働局、環境局】

3-2-3 積極的疫学調査

- ① 都及び保健所設置区市は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、感染者又は感染者が属する集団に対して、J I H S が示す指針等や都が整理した方針に基づき、積極的疫学調査を行う。【保健医療局】

- ② 国は、新型インフルエンザ等について、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、積極的疫学調査の対象範囲を見直し、都道府県等に対し、その内容を周知する。無症状病原体保有者からの感染が確認される等、他の感染症と大きく異なる特徴が判明した場合は、積極的疫学調査によって得られる効果や保健所における業務負荷等も勘案した上で、対象範囲や調査項目を検討し、都道府県等に対し、その内容を周知する。

都は、国が示した疫学調査の範囲及び方法を踏まえ、対象範囲や調査項目を変更の上、速やかに保健所等関係機関に周知するとともに、都民に対し適切に情報発信する。【保健医療局】

- ③ 都は保健所設置区市とも連携の上、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に関する情報を整理し、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針や専門家の意見も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。【保健医療局】

- ④ 都は、積極的疫学調査等の結果により明らかになった感染拡大防止に必要な情報について、各種法令に基づく個人情報の取扱いに配慮しつつ、都内医療機関や東京都医師会等の関係団体に提供するとともに、都と区市町村間の情報交換を通じて感染症対策に活用する。【保健医療局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、以下の手法で積極的疫学調査の効率化を図るとともに、外国人を対象とする場合の支援を実施した。

- 保健所支援拠点において、夜の街対策を課題とする区保健所と連携した積極的疫学調査
- 積極的疫学調査に係る臨時対応としての優先順位の考え方を保健所へ提示

- 企業団体における濃厚接触者の自主検査の実施
- 陽性者本人による濃厚接触者の通知
- 積極的疫学調査実施の際の通訳支援サービス（11か国語）の実施

3-2-4 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

- ① 都及び保健所設置区市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G－M I S）等により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。【保健医療局】
- ② 都及び保健所設置区市は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかでない場合においては、必要に応じ国及びJ I H Sへ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【保健医療局】
- ③ 保健所は、入院勧告を実施する際は、患者に対して、入院が必要な理由などの説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、応急入院から本入院に移行する際の意見を述べる機会の付与や退院請求、審査請求に関することなど、入院勧告の通知に記載された事項を含め十分に説明を行う。【保健医療局】
- ④ 保健所は、入院勧告等を行った場合には、患者の人権に十分に配慮しつつ、医療機関との協力の下、患者の病状や治療経過等の情報を整理し、まん延防止対策等を実施する。【保健医療局】
- ⑤ 都は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、保健所設置区市を含む管内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門（入院調整本部）の適時の設置、管内の入院調整の一元化、総合調整権限・指示権限の行使¹⁵⁶を行う。入院先医療機関への移送¹⁵⁷や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得て行うことにより、保健所の業務負荷軽減を図る。【保健医療局、関係局】

¹⁵⁶ 感染症法第63条の3及び第63条の4

¹⁵⁷ 感染症法第26条第2項の規定により準用する第21条（第44条の9の規定により準用する場合を含む。）及び第47条

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第3節 対応期

- ⑥ 都は、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関に対し、必要に応じて、自宅療養者等に対する往診や電話・オンライン診療等、処方薬の配送・服薬指導、訪問看護等を行うとともに、自宅療養者等の状態に応じて適切に対応するよう要請する。【保健医療局】
- ⑦ 都は、宿泊療養施設について、地域の実情に応じて、施設ごとにその役割や入所対象者を決めた上で運用する。【保健医療局】
- ⑧ 保健所は、入院勧告・措置を受けた患者が、感染症法に基づく退院請求を行った場合、医療機関と連携して当該患者が退院基準に適合しているかどうかの確認を速やかに行う。【保健医療局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、以下の手法により、増加する入院調整に対応する体制を整備した。

- 保健所からの依頼に基づく入院・転退院調整の支援を行う入院調整本部を設置
- 宿泊療養施設等への入所・搬送の調整等を行う入所調整本部を設置
- 夜間対応が必要な場合に入院調整を実施する夜間入院調整窓口を設置

3-2-5 健康観察及び生活支援

- ① 都及び保健所設置区市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める必要があると判断した場合は、国と調整の上、自宅療養体制に移行し、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請¹⁵⁸や就業制限¹⁵⁹を行うとともに、外部委託や区市町村の協力を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。【保健医療局】
- ② 都及び保健所設置区市は、必要に応じ、区市町村と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を区市町村と共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供やパルスオキシメーター等の物品の支給に努める¹⁶⁰。【保健医療局】

¹⁵⁸ 感染症法第44条の3第1項及び第2項

¹⁵⁹ 感染症法第18条第1項及び第2項

¹⁶⁰ 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

- ③ 都及び保健所設置区市は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。【保健医療局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、以下の手法により、療養者の健康観察及び生活支援を実施した。

- 保健所等の支援を目的として、自宅療養者の健康観察を行う「自宅療養者フォローアップセンター」、生活支援や相談対応を行う「自宅療養サポートセンター（うちさぽ東京）」を設置
- 自宅療養者が急増したことを受け、地域の実情に応じたきめ細かな支援を可能とするため、都保健所管内の一般市町村と個人情報の取扱いに関する協定を締結した上で、情報提供を実施
- 診療や検査を行った医療機関等が保健所に代わって自宅療養者の健康観察を行う場合に協力金を支給する事業を実施

3-2-6 健康監視

- ① 都及び保健所設置区市は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する¹⁶¹。【保健医療局】
- ② 都は、感染拡大に伴い、健康監視の実施が困難となった場合は、速やかに国に対し、都に代わって健康監視を実施するよう要請する。【保健医療局】

3-2-7 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 都は、感染拡大防止のために広く注意を喚起する必要がある場合には、国や関係機関、保健所設置区市等と連携し、東京 i C D C の知見も踏まえ、集積した情報を分析の上、効果的に情報発信を行う。【保健医療局】
- ② 都、保健所設置区市及び一般市町村は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、住民の理解を深めるため、住民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。【総務局、保健医療局】
- ③ 都及び保健所設置区市は、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、区市町村と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内

¹⁶¹ 感染症法第15条の3第1項

容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。【保健医療局、福祉局】

3-3 感染状況に応じた取組

3-3-1 流行初期

3-3-1-1 迅速な対応体制への移行

- ① 都及び保健所設置区市は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び東京都健康安全研究センターの有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。また、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援要請等を行う。【保健医療局】
- ② 都は、国から他の道府県への派遣要請を受けた場合、又は都内への他道府県からの職員派遣を要請する場合は、保健所等関係機関と調整の上、国の総合調整に協力する。【保健医療局】
- ③ 都は、地域の感染状況等の実情に応じ、国に対し実地疫学の専門家等の派遣について依頼する。【保健医療局】
- ④ 都及び保健所設置区市は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等のI C Tツールの活用や業務の一元化・外部委託等により、保健所及び東京都健康安全研究センター等における業務の効率化を引き続き推進する。国のシステムの仕様変更や疫学調査の方針変更等が発生した場合は、速やかに都における調査方針を整理し、周知する。【保健医療局】
- ⑤ 都及び保健所設置区市は、保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して保健所が実施する疫学調査や健康観察等の感染症対応業務について支援を行う。【保健医療局】
- ⑥ 保健所は、都と連携し、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。【保健医療局】
- ⑦ 都及び保健所設置区市は、国及びJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【保健医療局】

3-3-1-2 検査体制の拡充

- ① 都及び保健所設置区市は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、東京都健康安全研究センター等や検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。【保健医療局】
- ② 東京都健康安全研究センター等は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。【保健医療局】

- ③ 都及び保健所設置区市は、国の方針や感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。【保健医療局】

3-3-2 流行初期以降

3-3-2-1 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ① 都は、国が示した疫学調査の範囲及び方法を踏まえ、対象範囲や調査項目を変更の上、速やかに保健所等関係機関に周知するとともに、都民に対し適切に情報発信する。【保健医療局】
- ② 都は地域の感染状況等の実情に応じ、国に対し実地疫学の専門家等の派遣について依頼する。【保健医療局】
- ③ 都及び保健所設置区市は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援要請等を行う。【保健医療局】
- ④ 都及び保健所設置区市は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。【保健医療局】
- ⑤ 都及び保健所設置区市は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や本庁、保健所及び東京都健康安全研究センター等の業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制や東京都健康安全研究センター等の検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。【保健医療局】
- ⑥ 都は、感染の拡大等により、病床がひっ迫するおそれがある場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。【保健医療局】
- ⑦ 都及び保健所設置区市は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した一般市町村を含めた食事の提供等生活支援の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。【保健医療局】

3-3-2-2 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

- ① 都及び保健所設置区市は、予防計画に基づき、地方衛生研究所や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査実施体制を整備するとともに、確保状況の情報を適宜、適切に国に報告する。【保健医療局】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第3節 対応期

- ② 都は、国のリスク評価及び方針に基づき、検査実施体制を適宜見直す。【保健医療局】
- ③ 東京都健康安全研究センター等は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析、本庁や保健所等への情報提供・共有等を実施する。【保健医療局】

3-3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ① 国は、都道府県等に対し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を踏まえ、有事の体制等の段階的な縮小の検討を行うよう要請する。
- ② 都及び保健所設置区市は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所及び東京都健康安全研究センター等における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、住民等の不安や混乱が生じないよう十分に配慮し、丁寧に情報提供・共有を行う。【保健医療局】

第12章 物資

第1節 準備期

<目的>

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取、患者搬送等の業務を安全に実施するために欠かせないものである。そのため、都は、備蓄の推進等¹⁶²の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

1-1 感染症対策物資等の備蓄¹⁶³

- ① 都、区市町村及び指定（地方）公共機関は、政府行動計画を踏まえ、行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄等を行うとともに、定期的に備蓄状況等を確認する¹⁶⁴。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる¹⁶⁵。【保健医療局、各局】

- ② 都は、個人防護具について、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄する。【保健医療局】
- ③ 都は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関に要請するとともに、必要な支援を行う。【東京消防庁、保健医療局】

1-2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

- ① 都は、予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、同計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の感染症診療及び通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を定期的に確認する。

なお、都は、感染症まん延時に医療現場で個人防護具が不足した場合に備え、必要な物資の備蓄体制の確保に向けた取組を進める。【保健医療局】

¹⁶² 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

¹⁶³ ワクチン、治療薬及び検査物資の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

¹⁶⁴ 特措法第10条

¹⁶⁵ 特措法第11条

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第12章 物資

第1節 準備期

- ② 協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき個人防護具を計画的に備蓄する。都は、協定締結医療機関の個人防護具の保管施設整備の支援を行う。【保健医療局】
- ③ 都は、協定締結医療機関に対して、各施設における実情を踏まえ、国が定める品目・水準にかかわらず必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。【保健医療局】
- ④ 都は、協定を締結していない医療機関等に対しても、施設内感染等の発生などの状況に備え必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。【保健医療局】
- ⑤ 都は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する¹⁶⁶。【保健医療局】
- ⑥ 都は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。【保健医療局、福祉局】

1-3 緊急物資運送等の体制整備

都は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。【総務局、保健医療局、生活文化局、都市整備局、関係局】

¹⁶⁶ 感染症法第36条の5

第2節 初動期

<目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、都民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、都は、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ① 都は、システム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する¹⁶⁷。
【保健医療局】
- ② 都は、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。【保健医療局】

2-2 円滑な供給に向けた準備

- ① 都は、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保する。【保健医療局】
- ② 医療機関等は、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保する。【保健医療局】
- ③ 都は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。【保健医療局】
- ④ 都は、個人防護具について、協定締結医療機関に対して定期的に調査を行い、協定締結医療機関において調達困難等の理由により個人防護具が不足するおそれのある場合等には、不足する医療機関等に対し、行政備蓄から必要な個人防護具を供出する準備等を行う。【保健医療局】

¹⁶⁷ 感染症法第36条の5

第3節 対応期

<目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、都民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、初動期に引き続き、都は、感染症対策物資等の需給状況の確認、行政備蓄からの供出等を適切に行うことにより、各機関において必要な感染症対策物資等を確保する。

3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

- ① 都は、システム等を利用して、協定締結医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する¹⁶⁸。【保健医療局】
- ② 医療機関等は、医療の提供に必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置等を適切に確認する。また、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保する。【保健医療局】

3-2 不足物資の供給等適正化

都は、個人防護具について、協定締結医療機関に対して定期的に調査を行い、協定締結医療機関において調達困難等の理由により個人防護具が不足するおそれのある場合等には、不足する医療機関等に対し、行政備蓄から必要な個人防護具の供出を行う。【保健医療局】

3-3 備蓄物資等の供給に関する相互協力

都は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、関係各局、他の地方公共団体、指定（地方）公共機関等の関係機関との間で、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう調整に努める¹⁶⁹。【保健医療局、各局】

3-4 緊急物資の運送等

- ① 都は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等

¹⁶⁸ 感染症法第36条の5

¹⁶⁹ 特措法第51条

販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する¹⁷⁰。【保健医療局、指定地方公共機関所管局】

- ② なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、指定（地方）公共機関に対して運送又は配送を指示する¹⁷¹。【保健医療局、指定地方公共機関所管局】

3-5 物資の売渡しの要請等

- ① 都は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する¹⁷²。【保健医療局、関係局】

- ② 都は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する¹⁷³。【保健医療局、関係局】

- ③ 都は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる¹⁷⁴。【保健医療局、関係局】

- ④ 都は、緊急事態措置を実施するに当たり、必要に応じ、国に上記①から③までの措置を行うよう要請する¹⁷⁵。【保健医療局、関係局】

¹⁷⁰ 特措法第54条第1項及び第2項

¹⁷¹ 特措法第54条第3項

¹⁷² 特措法第55条第1項

¹⁷³ 特措法第55条第2項

¹⁷⁴ 特措法第55条第3項

¹⁷⁵ 特措法第55条第4項

第13章 都民生活及び都民経済の安定の確保

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時には、都民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により都民生活及び都民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。都は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や都民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、都民生活及び都民経済の安定に寄与するため、業務計画の策定等、必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に都民生活及び都民経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

1-1 情報共有体制の整備

都は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、所管する業界団体等の関係機関との連携や関係部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

【総務局、関係局】

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

都は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。【政策企画局、総務局、デジタルサービス局、関係局】

1-3 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

1-3-1 業務計画の策定の支援

都は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。【総務局、指定地方公共機関所管局】

1-3-2 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

都は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンラインを組み合わせたハイブリッドな会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。

なお、子供の通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。【総務局、産業労働局】

1-3-3 教育及び学びの継続に関する体制整備

都は、新型インフルエンザ等の発生時においても、分散登校や、オンライン学習と対面学習とを組み合わせたハイブリッド学習等の工夫により、教育及び学びの継続が可能となる体制の整備を行う。【教育庁】

1-3-4 緊急物資運送等の体制整備

都は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。【総務局、保健医療局、生活文化局、都市整備局、関係局】

1-3-5 物資及び資材の備蓄¹⁷⁶

- ① 都は、本行動計画に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する¹⁷⁷。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる¹⁷⁸。【総務局、指定（地方）公共機関所管局、関係局】

- ② 都は、事業者や都民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。
【総務局、福祉局、関係局】

¹⁷⁶ ワクチン、治療薬、検査物資や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

¹⁷⁷ 特措法第10条

¹⁷⁸ 特措法第11条

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第13章 都民生活及び都民経済の安定の確保

第1節 準備期

1-3-6 生活支援を要する者への支援等の準備

区市町村は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。【保健医療局、福祉局】

1-3-7 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

都は、区市町村に対し、火葬能力等について事前に把握、検討しておくよう要請する。

都は、国及び区市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、新型インフルエンザ等の感染拡大時においても火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備するとともに、必要な物資等の確保に努める。【保健医療局】

1-3-8 その他必要な体制の整備

都は、国及び区市町村並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時においても廃棄物を適切に処理できるよう、適宜、情報共有を図るとともに、ガイドライン等を整備する。【環境局】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や都民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、都民や事業者に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等の勧奨や、事業者に対しては当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底の要請、また、国の情報や発生状況、都の対応を説明し、各事業者に感染拡大防止策の実施の協力や、政府が緊急事態宣言をした場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知するなど速やかに対応を行い、都民生活及び都民経済の安定を確保する。

2-1 事業継続に向けた準備等

- ① 都は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンラインを組み合わせたハイブリッドな会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。【総務局、都市整備局、産業労働局、関係局】
- ② 指定（地方）公共機関等は、その業務計画に基づき、国及び都と連携し、事業継続に向けた準備を行う。【指定（地方）公共機関所管局】
- ③ 都は、事業者への支援として、資金繰りや経営に関する中小企業向けの特別相談窓口の設置を準備する。【産業労働局】
- ④ 都は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえた感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。【総務局、保健医療局、関係局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、以下の手法で事業者における事業継続を支援した。

- 「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」として、都から提供したひな形を基に事業者が感染症BCPを作成するコースを設け、感染状況に合わせてリモートワークを取り入れるなど、感染予防と業務継続との両立を促進

- 代替要員確保支援として、生活に欠かせない食料品を扱う中小規模のスーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの店舗に対しては、従業員の1割以上が新型コロナウイルス感染症等で欠勤した場合の代替要員の確保を支援する取組を実施
- 妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業として、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等から休業が適当と指導された妊娠中の女性労働者に対し、有給にて休業を取得できる制度を整備し、休業を与えた都内中小企業に対し、奨励金を支給
- 急速に進展したテレワークの定着・促進に向け、令和2（2020）年8月からは、都内中堅・中小企業に対して、在宅勤務・モバイル勤務等を可能にするモバイル端末等の情報通信機器や業務関連ソフト等の導入によるテレワーク環境の整備に要した費用を助成するテレワーク定着促進助成金事業を実施

2-2 都民生活への配慮

- ① 都は、来庁者向け及び庁舎執務室における感染対策を段階的に実施・準備する。【総務局、各局】
- ② 都は、都立・都営施設での感染対策の段階的な実施・準備や施設の利用縮小・休止の検討及び都が実施するイベントでの感染対策の段階的な実施・準備やイベントの中止・延期の検討を行う。【総務局、政策企画局、各局】
- ③ 都は、行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、国に対し情報の提供を求め、必要な対応を準備する。【関係局】
- ④ 都は、区市町村に対し、高齢者や障害者等の要配慮者への支援や、平常時のごみ処理の維持が困難になる場合に備えた準備を依頼する。【総務局、環境局、福祉局】
- ⑤ 都は、都民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、必要に応じて感染発生地域の警戒活動を行うとともに、災害発生への対応など警察・消防機能を維持し、地域住民と連携して防犯活動を維持する。【警視庁、東京消防庁】

2-3 生活関連物資等の安定供給に関する都民等及び事業者への呼び掛け

都は、都民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品、その他の国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。【生活文化局、産業労働局、関係局】

2-4 遺体の火葬・安置

- ① 都は、区市町村とともに、新型インフルエンザ等の国内での重症化率、致死率等の情報収集を行うとともに、新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、都内の火葬場の経営者・管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働するため必要な準備を進めるよう要請する。【保健医療局】
- ② 都は、瑞江葬儀所において、受入体制を迅速に確保・強化する準備を行うとともに、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力を行う。【建設局】
- ③ 区市町村は、都からの要請があった場合には、感染拡大に伴う死亡者数の増加等により、地域の火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、震災等で予定されている場所等、一時的に遺体を安置できる施設等の設置及び運用準備を行う。【保健医療局】
- ④ 都は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、都有施設を使用する準備を行う。【保健医療局、関係局】
- ⑤ 都は、一時的に遺体を安置する施設として必要な設備基準及び運用マニュアルを策定する。【保健医療局】
- ⑥ 都は、ドライアイスを扱う業界に一時的に遺体を安置する施設の設置時に向けたドライアイスの供給準備を要請する。【保健医療局】

2-5 その他必要な施策の実施

都は、国及び区市町村並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における廃棄物を適切に処理する体制を整える。

なお、初動期においては、国が策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に準じて、廃棄物を適切に処理する。【環境局】

第3節 対応期

<目的>

準備期での対応を基に、都民生活及び都民経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、都民・事業者等への必要な支援及び対策を行うことにより、都民生活及び都民経済の安定の確保に努める。

3-1 都民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 生活関連物資等の安定供給に関する都民等及び事業者への呼び掛け

- ① 都は、都民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

【政策企画局、総務局、生活文化局、保健医療局、産業労働局、関係局】

- ② 都は、生産、卸、小売団体、流通業者、運輸業者など、食糧、生活必需品に関係する事業者に安定的な供給を確保するよう要請する。【総務局、生活文化局、産業労働局、中央卸売市場】

3-1-2 心身への影響に関する施策

都は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子供の発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。【保健医療局、福祉局、関係局】

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

都は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限¹⁷⁹やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。【教育庁】

¹⁷⁹ 特措法第45条第2項

【新型コロナ対応での具体例】

都は、以下の手法で教育の継続を支援した。

- 感染拡大時には、子供たちや学校が行うべき感染症対策を分かりやすく示したチェックリストを作成・配布した。
- 感染症の専門家が都立学校を訪問して感染症対策を点検・評価し、具体的な取組について助言した。
- 長期休業前や感染拡大時には、感染リスクが高まる場面について注意喚起する保護者向けリーフレットや、家庭で取り組む感染症対策に関するチェックリストを配布した。
- 感染レベルに応じて密を避ける工夫などが求められたことから、時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施した。

3-1-4 サービス水準に係る都民への周知

都は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、必要に応じて、都民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。【総務局、関係局】

3-1-5 物資の売渡しの要請等

- ① 都は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、特定物資の当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する¹⁸⁰。【総務局、関係局】

- ② 都は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる¹⁸¹。【総務局、関係局】

¹⁸⁰ 特措法第55条第2項

¹⁸¹ 特措法第55条第3項

3-1-6 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 都及び区市町村は、都民生活及び都民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【生活文化局、保健医療局、産業労働局、関係局】
- ② 都及び区市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、都民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、都民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【生活文化局、保健医療局、産業労働局、関係局】
- ③ 都及び区市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、本行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。【生活文化局、保健医療局、産業労働局、関係局】
- ④ 都及び区市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、都民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる¹⁸²。【生活文化局、保健医療局、産業労働局、関係局】

3-1-7 埋葬・火葬の特例等

- ① 都は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、死亡者数の増加により必要な遺体の火葬が滞るおそれがあると見込まれる場合には、区市町村と連携して、火葬場の経営者・管理者に対し可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。【保健医療局】
- ② 都は、遺体を取り扱う事業者、火葬場従事者等関係者に対し、国が発出する通知等を踏まえ、遺族等の意向への配慮や遺体の取扱いに係る適切な感染対策の実施について、周知を行う。【保健医療局】
- ③ 新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物^{せつ}からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があることについて、遺族への理解を得るよう努める。【保健医療局】

¹⁸² 特措法第59条

- ④ 都は、区市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。【保健医療局】
- ⑤ 区市町村は、都からの要請に基づき、死亡者数の増加により、地域の火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。【保健医療局】
- ⑥ 都は、ドライアイスを扱う業界に一時的に遺体を安置する施設の設置時にドライアイスの供給を要請する。【保健医療局】
- ⑦ 都は、冷蔵・冷凍倉庫を一時的に遺体を安置するために使用することを事業者と検討する。【保健医療局】
- ⑧ 都は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。【保健医療局】
- ⑨ 国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、当該区市町村以外の区市町村による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定める¹⁸³。
- ⑩ 区市町村は、「埋火葬許可証」の発行に当たっては、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。【保健医療局】

3-1-8 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等

都は、国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用を指定した場合は、適切に対応する。【各局】

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業継続に関する事業者への要請等

- ① 都は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染対策の実施を要請する。【総務局、保健医療局、関係局】
- ② 指定（地方）公共機関等は、業務計画に基づき、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。【指定（地方）公共機関所管局】

¹⁸³ 特措法第56条

3-2-2 事業者に対する支援

都及び区市町村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び都民生活への影響を緩和し、都民生活及び都民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる¹⁸⁴。

【関係局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、以下の手法でまん延防止のための措置と社会経済活動を両立するための支援を実施した。

- 各企業等における優先業務の洗い出しや、1割を超える従業員の欠勤を前提とした応援要員の手配方法、具体的な段取りの点検について、ポイントをまとめたチェックリストを用意し、経済団体や事業者呼び掛けを実施した。
- 地域の飲食店や商業施設等に共用型の小規模テレワークコーナーを設置するための環境整備費用の一部を助成する事業を実施した。
- 事業者が宿泊施設をテレワークのために利用する際の経費（都内宿泊施設の借上げに要する経費）を支援する事業を実施した。
- 緊急事態宣言中に都心への人流を抑制するため、多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供事業を実施した。後に、区部においても同様の取組を展開し、区部の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供事業として拡大した。

3-2-3 都民生活及び都民経済の安定に関する措置

以下①から⑤までの事業者である都及び区市町村又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、必要な措置を講ずる¹⁸⁵。

- ① 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関
電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置
- ② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である都、区市町村
水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置
- ③ 運送事業者である指定（地方）公共機関

¹⁸⁴ 特措法第63条の2第1項

¹⁸⁵ 特措法第52条及び第53条

旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置

④ 電気通信事業者である指定（地方）公共機関

通信を確保し、及び緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置

⑤ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関

郵便及び信書便を確保するため必要な措置

都は、緊急事態措置の実施のため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送を要請する。また、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する¹⁸⁶。【指定（地方）公共機関所管局】

3-2-4 都民生活及び都民経済の両方の安定の確保を対象とした対応

3-2-4-1 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資¹⁸⁷

都は、政府関係金融機関等が、新型インフルエンザ等緊急事態において、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずる場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する。【産業労働局】

3-2-5 都民生活及び都民経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

① 都は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた都民生活及び都民経済への影響に対し、必要に応じた支援を行う。

なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱^{ぜい}な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。【関係局】

② 都は、国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、都民の権利利益を保護する。【関係局】

3-3 その他の対応

都は、都内における円滑な廃棄物処理システムを維持するため、区市町村、廃棄物処理業者等に対して必要な支援を行う。【環境局】

¹⁸⁶ 特措法第54条

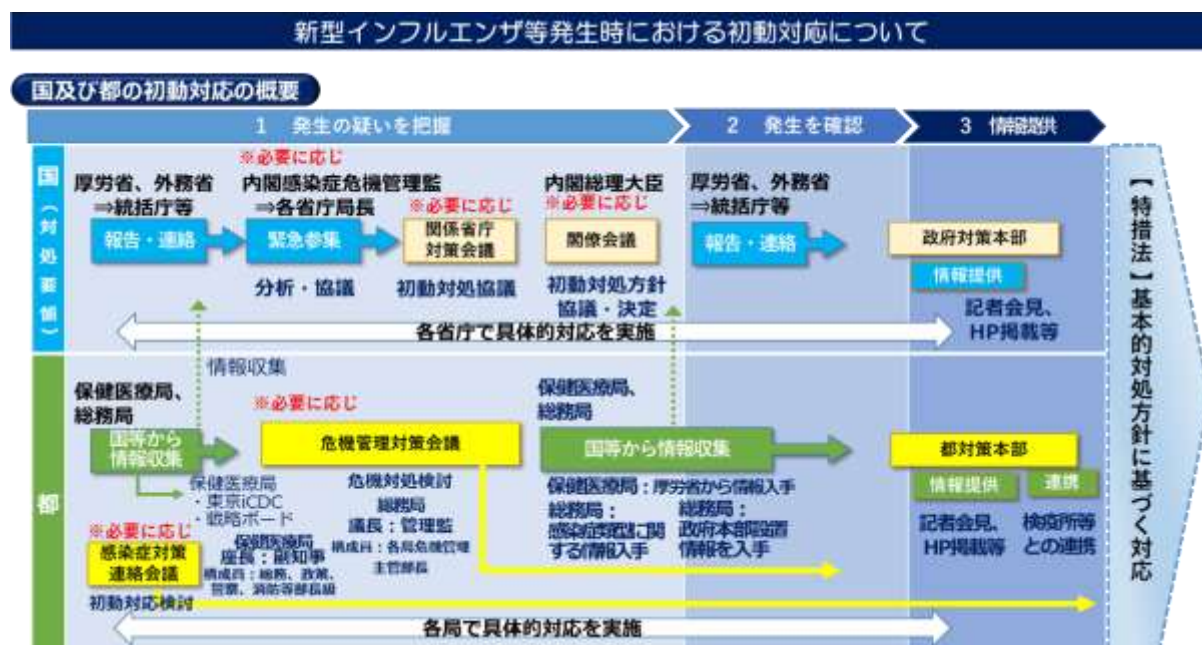
¹⁸⁷ 特措法第60条

第3部 都政機能を維持するための都の危機管理体制

第1章 都における危機管理体制

1 都の初動対応

都は、特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、国や関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、事態を的確に把握する。また、あらかじめ定めた手順により直ちに都庁一体となった初動体制を立ち上げる。都は、都民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、本行動計画及び政府の「新型インフルエンザ等発生時等における初動対応要領」等を踏まえ、政府対策本部が定める基本的対応方針に基づき都対策本部が具体的な対策を決定するまでの間、以下のとおり初動対応を行う。



2 都対策本部の概要

特措法により政府対策本部が設置されたときは、都においても、直ちに都対策本部を設置する。このため、都対策本部について特措法で定められたもののほか必要な事項を東京都新型インフルエンザ等対策本部条例及び東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成25年東京都規則第23号）の規定により、全庁を挙げた実施体制を整備している。

この条例に基づき、都対策本部は、政府対策本部及び区市町村対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、区市町村対策本部長から都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、都対策本部長は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

3 都対策本部の構成

ア 組織及び職員

- ・ 本部長は知事をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ・ 副本部長は副知事、警視総監及び消防総監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・ 本部員は、本部を構成する局の局長（警視庁にあっては副総監、東京消防庁にあっては次長）、危機管理監及び危機管理副監をもって充てる。
- ・ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、知事が任命する。

イ 局及び地方隊

- ・ 本部に局を置く。
- ・ 本部に地方隊を置き、地方隊長は、大島支庁長、三宅支庁長、八丈支庁長及び小笠原支庁長をもって充てる。

ウ 都対策本部会議

- ・ 本部長は必要に応じ本部の会議を招集する。

エ 本部連絡員調整会議

- ・ 危機管理監は、必要があると認めたときに調整会議を招集する。

第1章 都における危機管理体制

本部会議

- 本部長 (知事)
- 副本部長 (副知事) (警視總監) (消防總監)
- 本部員 (危機管理監・危機管理副監)
- 本部員 (各局長)
- 本部員 (本部長が指名する職員)

本部派遺員
 ①指定地方行政機関
 ②陸・海・空の各自衛隊
 ③区市町村
 ④指定公共機関
 ⑤指定地方公共機関の長、代表者等

《直接指揮》

総合調整

現地連絡調整所

現地派遣所

本部連絡員調整会議

本部連絡員 (各局課長級)

政策企画局、子供政策連携室、総務局、財務局、デジタルサービス局、主税局、生活文化局、都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、都市整備本部、住宅政策本部、環境局、福祉局、保健医療局、産業労働市場、中央卸売市場、スタートアップ戦略推進本部、建設局、港湾局、会計管理局、交通局、水道局、下水道局、教育庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、警視庁、東京消防庁、小笠原地方隊、八丈地方隊、三宅地方隊、大島地方隊

4 都対策本部各局の分掌事務

局の名称	分掌
政策企画局	1. 広報及び広聴に関すること。 2. 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 3. 報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 4. 在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 5. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。 6. その他特命に関すること。
子供政策連携室	1. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
総務局	1. 本部の庶務に関すること。 2. 現地連絡調整所に関すること。 3. 関係機関との連絡調整に関すること。 4. 国、区市町村等との連絡調整（危機管理分野に限る。）に関すること。 5. 情報等の収集及び提供に関すること。 6. 相談体制の整備、調整及び運営に関すること。 7. 社会活動及び事業活動の自粛の要請又は命令に関すること。 8. 本庁舎の入庁管理に関すること。 9. 職員の感染予防等に関すること。 10. 職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関すること。 11. 登録事業者の予防接種（特定接種に限る。）の連絡調整に関すること。 12. 職員の動員及び給与に関すること。 13. 新型インフルエンザ等の対策の総合調整に関すること。 14. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。

第3部 都政機能を維持するための都の危機管理体制

第1章 都における危機管理体制

局の名称	分掌
財務局	1. 新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関すること。 2. 本庁舎の維持管理に関すること。 3. 本庁舎の相談窓口設備等の設置に関すること。 4. 車両の調達に関すること。 5. 野外収容施設の設営に関すること。 6. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
デジタルサービス局	1. 新型インフルエンザ等の対策に係る各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関すること。 2. 基盤システムの維持に関すること。 3. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
主税局	1. 都税の基幹業務システムの維持管理に関すること。 2. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
生活文化局	1. 在住外国人関係団体等との連絡調整に関すること。 2. 海外渡航者等への情報提供に関すること。 3. 私立学校の感染予防等に関すること。 4. 食料及び生活必需品の安定供給等消費生活対策に関すること。 5. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
都民安全総合対策本部	1. 都民生活の安全安心に関すること。 2. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
スポーツ推進本部	1. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。

第3部 都政機能を維持するための都の危機管理体制
第1章 都における危機管理体制

局の名称	分掌
都市整備局	1. 都が施行する市街地整備事業等に係る工事の安全管理に関すること。 2. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
住宅政策本部	1. 都営住宅等の維持管理に関すること。 2. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
環境局	1. 資源の使用抑制に関すること。 2. ごみの排出抑制に関すること。 3. 廃棄物埋立処分場の運営の維持に関すること。 4. 野生鳥獣の監視に関すること。 5. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
福祉局	1. 社会福祉施設等における感染防止等に関すること。 2. 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の支援に関すること。 3. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
保健医療局	1. 新型インフルエンザ等の発生の状況の把握及び対応方針に関すること（保健医療分野に限る。）。 2. 感染予防策の広報に関すること（保健医療分野に限る。）。 3. 都民、医療機関等からの相談に関すること（保健医療分野に限る。）。 4. 患者発生時の積極的疫学調査、病原体検査並びに感染症指定医療機関への勧告入院及び患者の移送等に関すること。 5. 医療の提供体制の確保及び医療等の実施の要請又は指示に関すること。 6. 予防接種に係る連絡調整及び技術的助言に関すること（他の局に属するものを除く。）。 7. 抗インフルエンザウイルス薬等医薬品の確保等に関すること。

第3部 都政機能を維持するための都の危機管理体制

第1章 都における危機管理体制

局の名称	分掌
	8. 国、区市町村等との連絡調整（保健医療分野に限る。）に関すること。 9. 遺体の検案に関すること。 10. 遺体の取扱い及び埋葬・火葬に関すること。 11. 地方独立行政法人東京都立病院機構に関すること。 12. 前各号に掲げるもののほか、保健衛生及び医療に関すること。
産業労働局	1. 所管する団体に対する食料及び生活必需品の安定供給の要請に関すること。 2. 中小企業、農林漁業団体等との対策に関すること。 3. 家畜伝染病のまん延防止に関すること。 4. 職業能力開発センター等の感染予防等に関すること。 5. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
中央卸売市場	1. 市場流通の確保に関すること。 2. 市場内の感染予防及び衛生管理に関すること。 3. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
スタートアップ戦略推進本部	1. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること
建設局	1. 所管する火葬場の運営の維持に関すること。 2. 道路、河川及び公園の維持管理に関すること。 3. 水防活動の維持に関すること。 4. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
港湾局	1. 東京検疫所等との連携による水際対策に関すること。 2. 都の管理する港及び空港等の維持管理に関すること。 3. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。

第3部 都政機能を維持するための都の危機管理体制
第1章 都における危機管理体制

局の名称	分掌
会計管理局	1. 新型インフルエンザ等の対策等に必要な現金及び物品の出納及び保管に関すること。 2. 支払資金の把握及び確保に関すること。 3. 東京都財務会計システムの維持に関すること。 4. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
交通局	1. 都営交通機能の維持に関すること。 2. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
水道局	1. 水道水の安定供給の維持に関すること。 2. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
下水道局	1. 下水道機能の維持に関すること。 2. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
教育庁	1. 都立学校の感染予防等に関すること。 2. 区市町村教育委員会との連携に関すること。 3. 教育課程の編成及び各種システムの維持に関すること。 4. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
選挙管理委員会事務局	1. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
人事委員会事務局	1. 特に危険な作業を必要とする機械等の検査業務の維持に関すること。 2. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
監査事務局	1. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。

第3部 都政機能を維持するための都の危機管理体制

第1章 都における危機管理体制

局の名称	分掌
労働委員会事務局	1. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
収用委員会事務局	1. 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に関すること。
警視庁	1. 医療機関等の周辺の交通対策に関すること。 2. 遺体の調査（検視）及びこれに必要な措置に関すること。 3. 前2号に掲げるもののほか、治安に関すること。
東京消防庁	1. 消火、救急、救助及びその他災害に係る活動の維持に関すること。 2. その他消防に関すること。

注：東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則別表第1に改正があった場合は、当該改正後の別表のとおりとする。

第2章 都政機能の維持

1 業務区分の考え方

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も最大4割が想定される。このため、都の業務を、新型インフルエンザ等発生に際して「新たに発生する業務」と「通常業務」とに整理する。また、通常業務を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に区分する。区分の考え方は、都民の生命を守り、都市機能を維持することに直接関わるライフライン業務などの継続する業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。



2 各局の事業継続と応援体制

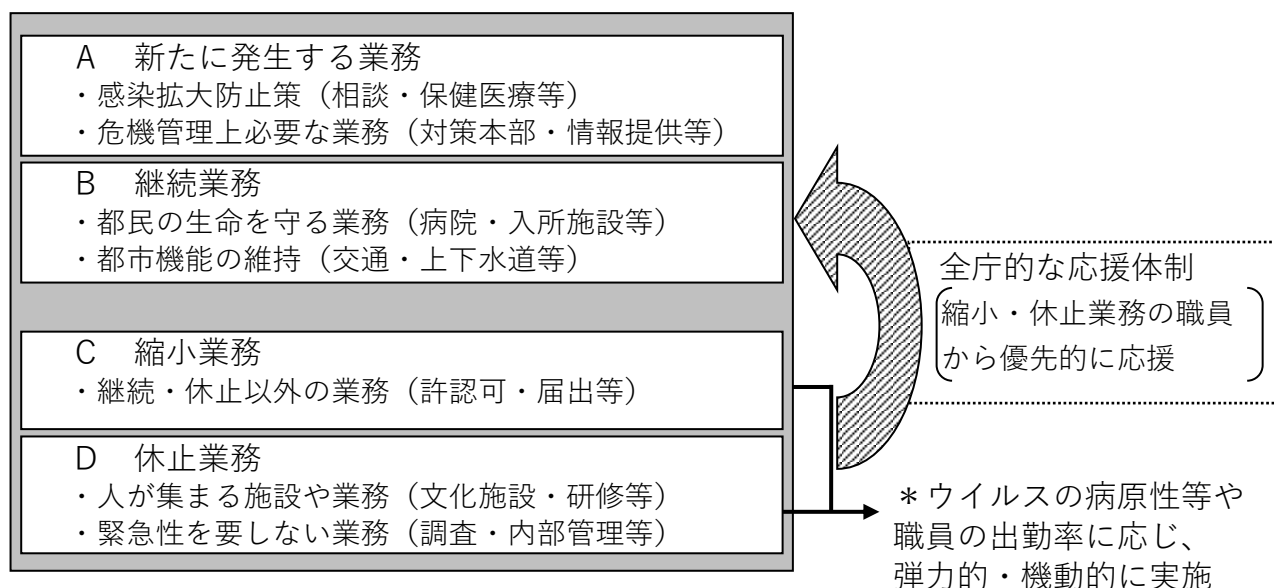
各局は、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、各局においてBCPや対応マニュアルを策定し、各課レベルで業務の優先順位を決定し、業務を継続する。

また、保健医療部門において、人員が不足する局に対しては、本部体制の下、各局のBCPによる人員計画を基に、全庁的な応援体制により対応する。

応援を要請する局は、応援職員の業務内容等を定めた「応援職員対応マニュアル（仮称）」を作成する。

専門職種については、有資格者や経験者をあらかじめ確認し、経験者の兼務発令や退職者の臨時雇用などにより充当する。

<業務の整理と応援体制>



3 各事業継続のための各局の主な業務区分

局 名		政策企画局	子供政策連携室	総務局	支庁
A 新たに発生 する業務		○情報提供 (ホームページ等) ○大使館との連絡	—	○新型インフルエンザ等対 策本部の運営 ○都庁舎の入庁管理 ○都職員の感染状況の把握 ○公立大学法人東京都立大 学への対応(状況把握、 注意喚起・対応要請等)	○水際対策、地域の感染 拡大防止策
通常業務	B 継続業務	○知事の特命事項 ○報道対応	—	○基盤システムの維持管理 ○都庁舎警備 ○条例立案事務・公印管 理・配送業務	○道路、港湾、空港等の 維持管理
	C 縮小業務	○庁議等の運営 ○重要施策の調整	—	○人事関連事務 ○公報の発行 ○法務事務(訴訟等)	○各種許認可 ○産業振興
	D 休止業務	○都市外交 ○皇室及び栄典に関する 事務	○イベント等	○公文書館における資料の 閲覧等 ○統計調査 ○職員研修 ○自治制度改革の推進	○用地取得事務 ○緊急を要しない新規工事 ○施設見学

第3部 都政機能を維持するための都の危機管理体制

第2章 都政機能の維持

局 名		財務局	デジタルサービス局	主税局	生活文化局
A 新たに発生する業務		—	○ICTの利活用に係る支援（新型インフルエンザ等関係）	—	○私立学校への対応
通常業務	B 継続業務	○幹部輸送業務 ○緊急的予算対応 ○都庁舎管理	○基盤システム等の維持管理 ○島しょ地域の通信の整備・保守・運用 ○情報セキュリティ対応	○基幹業務システムの維持管理	—
	C 縮小業務	○契約 ○検収事務 ○財産管理	○情報通信施策の調査・企画 ○ICTの利活用に係る支援（新型インフルエンザ等関係以外）	○申告書受付・証明書発行・収納等の各種窓口業務	○都民相談・消費生活相談 ○旅券の発給 ○育英資金
	D 休止業務	○新規工事等の契約 ○財産利活用 ○都庁舎の新規使用許可・設備更新・修繕	○ICT人材の育成・総合調整 ○先端事業の企画・立案	○各種調査、滞納整理 ○審査申出関係業務	○主催事業・イベント

第3部 都政機能を維持するための都の危機管理体制
第2章 都政機能の維持

局 名		都民安全総合対策本部	スポーツ推進本部	都市整備局	住宅政策本部
A 新たに発生 する業務		○安全・安心情報の提供	—	—	—
通常業務	B 継続業務	—	—	○工事現場の安全管理	○都営住宅の維持管理 ○工事現場の安全管理
	C 縮小業務	○安全・安心まちづくりの 推進 ○交通安全対策	—	○窓口での相談・申請・許 可業務 ○関係機関との連絡調整等 ○都市計画等に係る業務	○窓口での相談・申請・許可 業務 ○関係機関との連絡調整等 ○住宅政策等に係る業務
	D 休止業務	○主催事業・イベント	○主催事業・イベント	○新規工事の施工 ○緊急を要しない工事 ○イベント・講習会 ○附属機関の運営	○新規工事の施工 ○緊急を要しない工事 ○イベント・講習会 ○附属機関の運営

第3部 都政機能を維持するための都の危機管理体制

第2章 都政機能の維持

局 名		環境局	福祉局	保健医療局	産業労働局
A 新たに発生 する業務		○廃棄物の処理機能維持の ための情報提供等		○サーベイランス ○相談体制の整備 ○抗インフルエンザウイルス 薬の供給調整 ○地方独立行政法人東京都 立病院機構への対応（状 況把握、対応要請等）	○食料・生活必需品の安定 供給の要請等 ○中小企業特別相談体制 ○中小企業制度融資（災害 復旧資金融資等）
通常業務	B 継続業務	○廃棄物埋立処分場の運営 ○不審死野鳥のサーベイ ランス	○福祉施設（入所施設）の 維持運営	○保健所及び健康安全研究 センターの運営 ○検視・検案	○農道・林道の維持管理 ○家畜伝染病のまん延防止
	C 縮小業務	○環境対策事務全般	○一般相談業務 ○申請・届出受理業務 ○監視・指導業務	○一般相談業務 ○申請・届出受理業務 ○監視・指導業務	○窓口業務 ○労働相談等
	D 休止業務	○イベント等	○福祉施設の通所サービス ○福祉施設への指導検査等	○看護専門学校	○イベント・見学会等 ○観光プロモーション ○公共職業訓練

第3部 都政機能を維持するための都の危機管理体制
第2章 都政機能の維持

局 名		中央卸売市場	スタートアップ戦略推進本部	建設局	港湾局
A 新たに発生する業務		○生鮮食料品の流通の確保 ○市場関係者の感染予防策	—	—	○検疫所等との連携による水際対策の強化
通常業務	B 継続業務	○生鮮食料品の市況に関する業務 ○市場内の取締り及び衛生	—	○道路・河川等の維持管理 ○水防活動 ○葬儀所の運営(火葬業務)	○港湾・空港等の維持管理
	C 縮小業務	○許可及び指導監督業務 ○使用料の調定及び徴収	—	○占用等の許認可事務 ○用地取得事務	○使用許可等の許認可事務
	D 休止業務	○イベント・施設見学	○イベント等	○緊急を要しない工事 ○公園におけるスポーツ施設及びイベント	○緊急を要しない工事 ○海上公園におけるスポーツ施設及びイベント

第3部 都政機能を維持するための都の危機管理体制

第2章 都政機能の維持

局 名		会計管理局	交通局	水道局	下水道局
A 新たに発生 する業務		—	○新型インフルエンザ対応の運行ダイヤ等実施の準備 ○駅舎及び車両等の消毒に関する業務	○水道水の安全情報の提供	○運転管理要員の確保
通常業務	B 継続業務	○公金の出納業務 ○支払資金の把握・確保 ○財務会計システムの維持	○運行管理 ○各種法定点検	○水道水の安定供給 ・浄水場・給水所の維持 ・システムの維持 ・水質検査業務 等 ○お客さまセンター運営業務	○水再生センター・ポンプ所等の運転管理 ○緊急工事・水質事故への対応等
	C 縮小業務	○決算業務	○列車、バス等の運行 ○窓口業務	○水道工事	○緊急対応以外の事務（契約・設計など）
	D 休止業務	○会計検査 ○会計制度企画	○貸切電車及び貸切バスの運行 ○イベント	○PR館 ○イベント・施設見学	○緊急を要しない工事 ○研修 ○イベント、施設見学

第3部 都政機能を維持するための都の危機管理体制
第2章 都政機能の維持

局 名		教育庁	都立学校	選挙管理委員会事務局	人事委員会事務局
A 新たに発生 する業務		○都立学校の臨時休業の決定及び休業期間中の対応 ○区市町村教委との連携 ○入学者選抜等の方法及び実施時期の変更 ○児童・生徒の心理的ケア	○児童生徒等の感染状況の把握 ○休業期間中の生活指導・学習課題の付与	—	—
通常業務	B 継続業務	○教育課程の編成、修正 ○ICT等各種システムの維持管理	○教育課程の編成、修正	—	○特定機械等の検査
	C 縮小業務	○教育相談、就学相談業務 ○教育職員免許状授与業務 ○文化財等の保護管理・銃砲刀剣類の登録	○学校施設の維持・修繕等 ○窓口業務	○政治団体に関する業務 ○選挙事務	○委員会議の運営 ○給与その他の勤務条件の調査研究、報告等
	D 休止業務	○図書館・社会教育施設の一般利用・公開業務 ○イベント・集会・研修	○授業、学校行事、部活動等 ○公開講座・施設開放	○選挙啓発	○定期監督・安全調査・有害物調査 ○不利益処分に関する不服申立ての審査 ○採用試験、昇任選考等の実施

第3部 都政機能を維持するための都の危機管理体制

第2章 都政機能の維持

局 名		監査事務局	労働委員会事務局	収用委員会事務局	東京消防庁
A 新たに発生 する業務		—	—	—	○発生に伴い増大する救急 通報及び救急搬送への対 応
通常業務	B 継続業務	—	—	—	○通常の救急通報・救急搬 送 ○火災等の災害活動 ○法定審査・認可業務等
	C 縮小業務	○住民監査請求(これに伴う 委員審議を含む。)	○申立て、申請等の受理 ○相談業務	○土地収用事件処理 ○相談事務 ○土地収用等の事件に係る 土地・物件の評価	○立入検査等
	D 休止業務	○実地監査(これに伴う委 員審議を含む。)	○総会・公益委員会の開催 ○調査、審問、あっせん等	○収用委員会・審理の開催 ○研修	○職員研修 ○防災訓練の指導等

用語集

用語	内容
医療機関等 情報支援シ ステム（G －M I S）	G－M I S（Gathering Medical Information System の略）は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画
医療措置協 定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
陰圧室	感染症対策として、気流の制御を行うため、周囲よりも気圧が低く設定された部屋
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問
隔離	検疫法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、患者を医療機関に収容し、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、ほかからの分離を図ること。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症危機 対応医薬品 等	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等

感染症サーベイランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナウイルス対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定医療機関	本行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
帰国者等	帰国者及び入国者
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
協定締結医療機関	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか一つ以上の医療措置を実施する。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地

	方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急物資	特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第 18 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の 3 第 1 項（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
検査等措置協定締結機関等	感染症法第 36 条の 6 に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関（民間検査機関や医療機関等）や宿泊施設等を指す。

国立健康危機管理研究機構（J I H S）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和 7（2025）年 4 月に設立された機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
災害派遣医療チーム（D M A T）	D M A T（Disaster Medical Assistance Team の略）は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
災害派遣精神医療チーム（D P A T）	D P A T（Disaster Psychiatric Assistance Team の略）は、自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療福祉体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために都道府県によって組織される専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。このうち、国の研修を受講し「災害・感染症医療業務従事者」として登録された D P A T 先遣隊は、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、精神疾患を

	有する患者の入院調整、集団感染が発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合
実地疫学専門家養成コース (F E T P)	F E T P (Field Epidemiology Training Program の略) は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、J I H S が実施している実務研修
指定 (地方) 公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点感染症	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等 (M C M) の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。本行動計画上では特措法における新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬品等の対策を実施する。
重点区域	特措法第 31 条の 6 第 1 項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症 (感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。) 及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症 (全国的大規模かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。) をいう。

	本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第 44 条の 2 第 1 項、第 44 条の 7 第 1 項又は第 44 条の 10 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第 1 項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査
全数把握	感染症法第 12 条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行うもの
ゾーニング	病原体によって汚染されている区域（汚染区域）と汚染されていない区域（清潔区域）を区分けすること。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む都民等が適切に判断・行動することができるよう、都による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第 4 条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針

地方衛生研究所等	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関）をいう。都においては、公衆衛生の向上及び増進に関する試験、研究、調査及び検査に関する事務を行う機関として、東京都健康安全研究センターを設置している。
定点把握	感染症法第 14 条の規定に基づき、都が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法
停留	検疫法第 14 条第 1 項第 2 号及び第 16 条第 2 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者について、一定期間（当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間）、医療機関、宿泊施設や船舶内に収容すること。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、J I H S から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

特定物資	特措法第 55 条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
入院調整本部	管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門であり、都域を超えた広域での患者の受入れ調整も行う。
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市）及び特別区
東京都感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都が設置する組織
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型コロナウイルス等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
フレイル	身体性ぜい弱性のみならず精神・心理的ぜい弱性や社会的ぜい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型コロナウイルス等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要がある

	と認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第 6 条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部及び都対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称
流行初期医療確保措置	感染症法第 36 条の 9 に定める、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行う措置。流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う。
臨床研究中核病院	日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要な質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第 4 条の 3 の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
I C T	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや A I 等が含まれる。

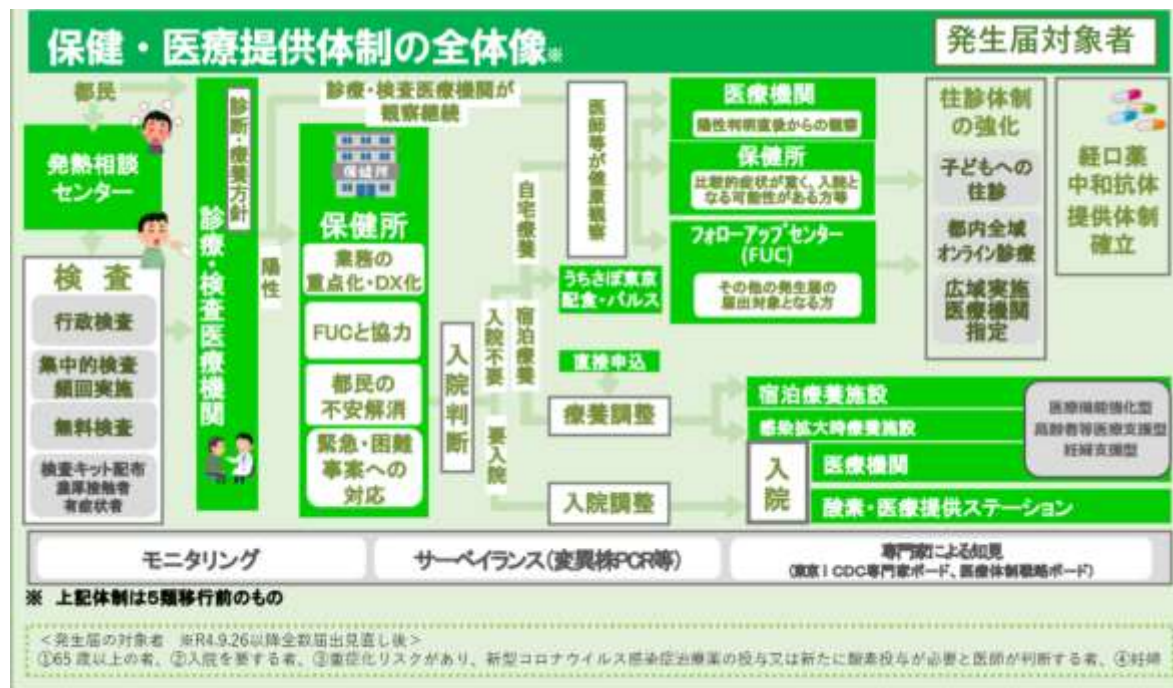
I H E A T 要員	地域保健法第 21 条に規定する業務支援員 ※「I H E A T」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。
P C R	ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction の略）。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。
P D C A	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ
P H E I C	国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concern の略）。具体的には、国際保健規則（I H R）において以下のとおり規定する異常事態をいう。 （１）疾病の国際的拡大により他国に公衆衛生リスクをもたらすと認められる事態 （２）潜在的に国際的対策の調整が必要な事態

[illegible]

197

○ 新型コロナ対応での具体例

モニタリング会議や東京 i C D C による分析や知見を踏まえ、相談・検査体制の充実、迅速な病床の確保や高齢者向けの療養施設の設置、フォローアップ体制の構築など、総合的な医療提供体制を充実・強化。



参考：「新型コロナウイルス感染症対策に係る東京都の取組（令和5年6月2日改訂版）」